
えびの市都市計画マスタープラン

《原 案》

平成 26 年 8 月

宮 崎 県 え び の 市

《目 次》

第1部はじめに	1
第1章 都市計画マスタープランとは	1
第2章 都市計画マスタープランの概要	3
第2部現況と課題	7
第1章 えびの市の現況	7
第2章 上位・関連計画	61
第3章 将来フレームの設定	77
第4章 意向調査	81
第5章 都市づくりの課題	107
第3部全体構想	113
第1章 基本構想	113
第2章 分野別方針	121
第4部地域別構想	141
第1章 地域の区分	141
第2章 東部地域（飯野・上江地区）の地域別構想	143
第3章 中部地域（加久藤地区）の地域別構想	151
第4章 西部地域（真幸地区）の地域別構想	159
第5部都市計画マスタープランの実現に向けて	167

第1部 はじめに

【 目 次 】

第1章 都市計画マスタープランとは	
1．都市計画マスタープランとは・・・・・・・・・・	1
2．都市計画マスタープランの目的と役割・・・・・・・・	1
第2章 都市計画マスタープランの概要	
1．都市計画マスタープランの構成・・・・・・・・・・	3
2．都市計画マスタープランの策定体制・・・・・・・・	6

第1章 都市計画マスタープランとは

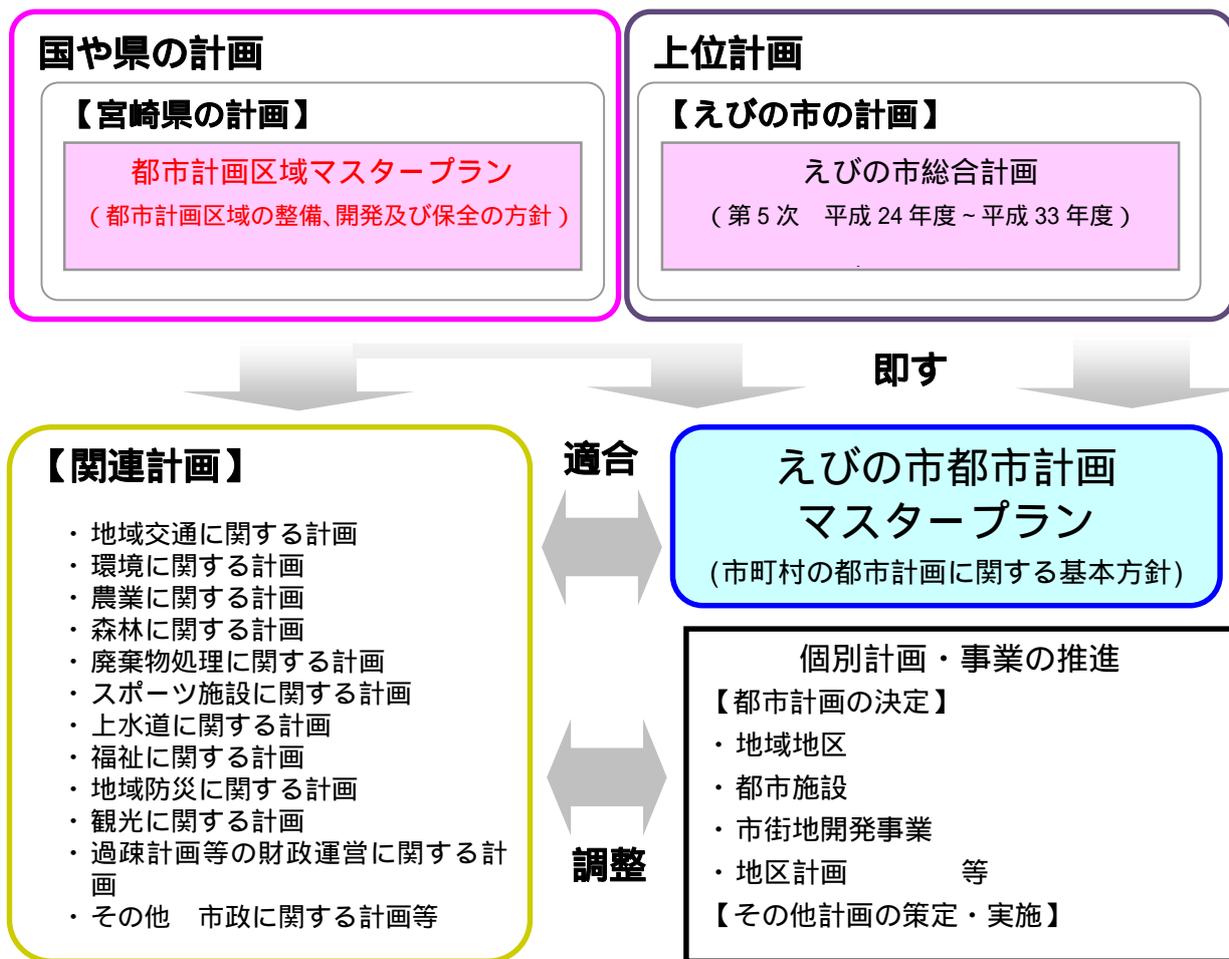
1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、えびの市（以下「本市」という）の今後のまちづくりの方針を記したものである。都市計画法第18条の2において、市町村は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」とされており、この基本的な方針を定めたものが「都市計画マスタープラン」である。

近年の少子高齢化やライフスタイルの変化により、多様化するまちづくりのニーズへの対応が求められており、それらを反映した効率的・効果的なまちづくりを進めるため、えびの市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 都市計画マスタープランの目的と役割

本計画は、本市における長期的な視点に立った都市の将来像や土地利用を明確にするとともに、具体的な将来のあるべき姿を明示し、都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることにより、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。



図：えびの市都市計画マスタープランの位置付け

えびの市都市計画マスタープランは、宮崎県が策定する都市計画区域マスタープラン等の計画と整合性を図り、今後、具体化される都市計画については、都市計画マスタープランに示された方針に基づき、道路や公園、用途地域などの個別都市計画の決定・変更が行われるものである。

第2章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの構成

(1) 計画対象区域

原則として本市の都市計画区域(3,080ha)を計画対象区域とするが、都市計画マスタープランが市全域の総合的なまちづくりの指針の役割を担うこと、並びに、市の役割や整備の方針については、自然環境や観光を含めて一体的に捉える必要があることから、本計画では市全域を対象区域として設定する。

(2) 計画期間

計画期間は、「第5次えびの市総合計画(平成33年度目標)」との整合を図るとともに、より長期的な視点で都市計画を捉えるため、平成38年度までとする。

なお、修正や見直しについては、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢の変化を踏まえて、必要に応じて行うこととする。

(3) 構成

本計画の構成を以下に示す。

「第1部 はじめに」では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理する。

「第2部 現況と課題」では、既存計画や現況指標及び住民意向を踏まえ、まちづくりを進める上での課題を整理する。

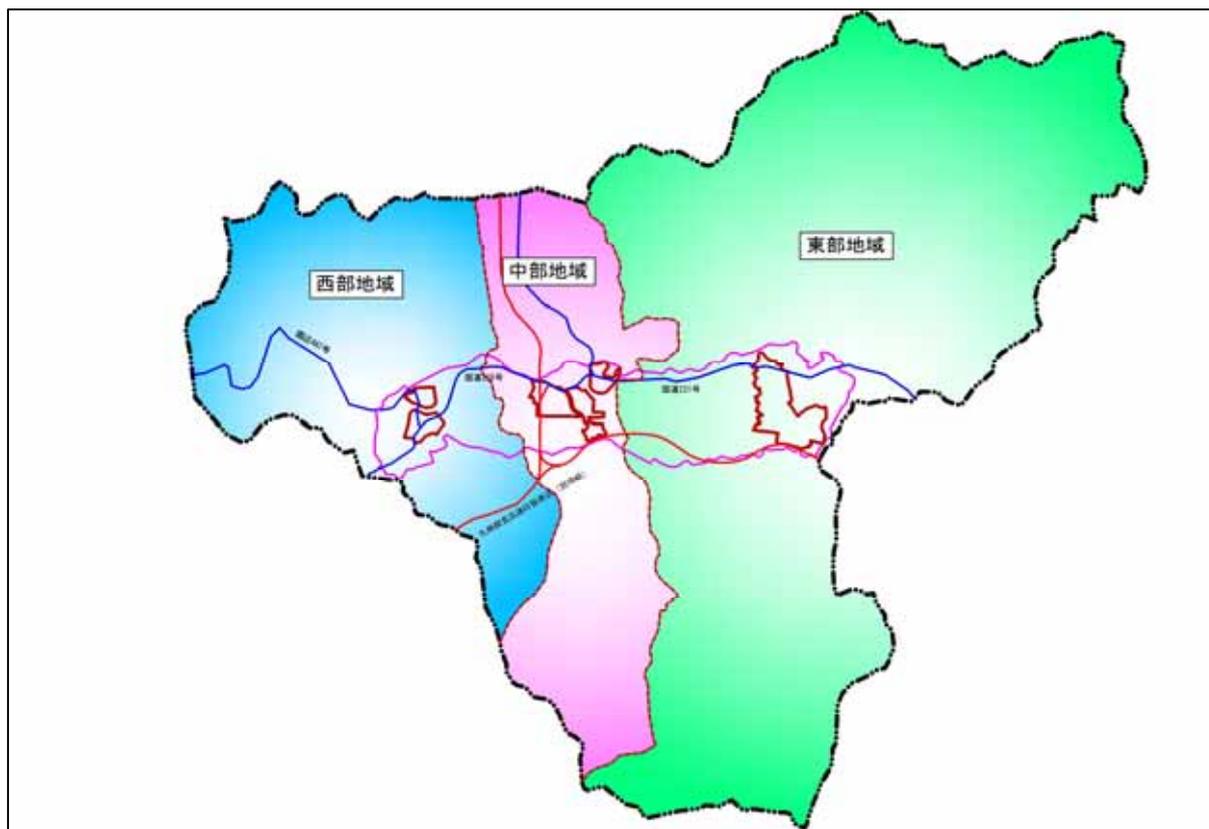
「第3部 全体構想」では、市全体のまちづくりの方針を示すものであり、「基本構想」と「分野別方針」を整理する。

「基本構想」は、上位計画での位置づけや基本的課題を踏まえ、本市の目指すべき方向性を示したまちづくりの理念や目標について整理するとともに、目標を実現するために、都市の骨格となる要素を示した将来都市構造について整理する。

「分野別方針」は基本構想を達成するため、土地利用や都市施設、景観や防災など、分野毎の具体的な方針について整理する。

「第4部 地域別構想」では、地域別に現況及び課題を整理し、地域別まちづくりの目標、及び地域別まちづくり方針を設定する。なお、地域の特徴・役割及び現状に沿った適切なまちづくり方針を設定するために、次頁に示す東部・中部・西部の3地域で整理する。

「第5部 実現に向けて」では、構想に基づくまちづくりの実現にむけて、基本的な考え(体制など)や整備プログラム(施策)について整理する。



図：区域区分図

【えびの市都市計画マスタープランの構成】

第1部:はじめに

1. 都市計画マスタープランとは
2. 都市計画マスタープランの概要

第2部:現況と課題

1. えびの市の現況
2. 上位・関連計画
3. 将来フレームの設定
4. 市民意向(アンケート調査結果)
5. まちづくりの基本課題

第3部:全体構想

1. 基本構想

まちづくりの理念・目標
将来都市構造

2. 分野別方針

土地利用の方針
都市施設の整備方針
自然環境保全の方針
都市環境形成の方針
都市景観形成の方針
市街地整備の方針
災害に強いまちづくりの方針

第4部:地域別構想

1. 地域別現況及び課題
2. 地域別まちづくりの目標
3. 地域別まちづくりの方針

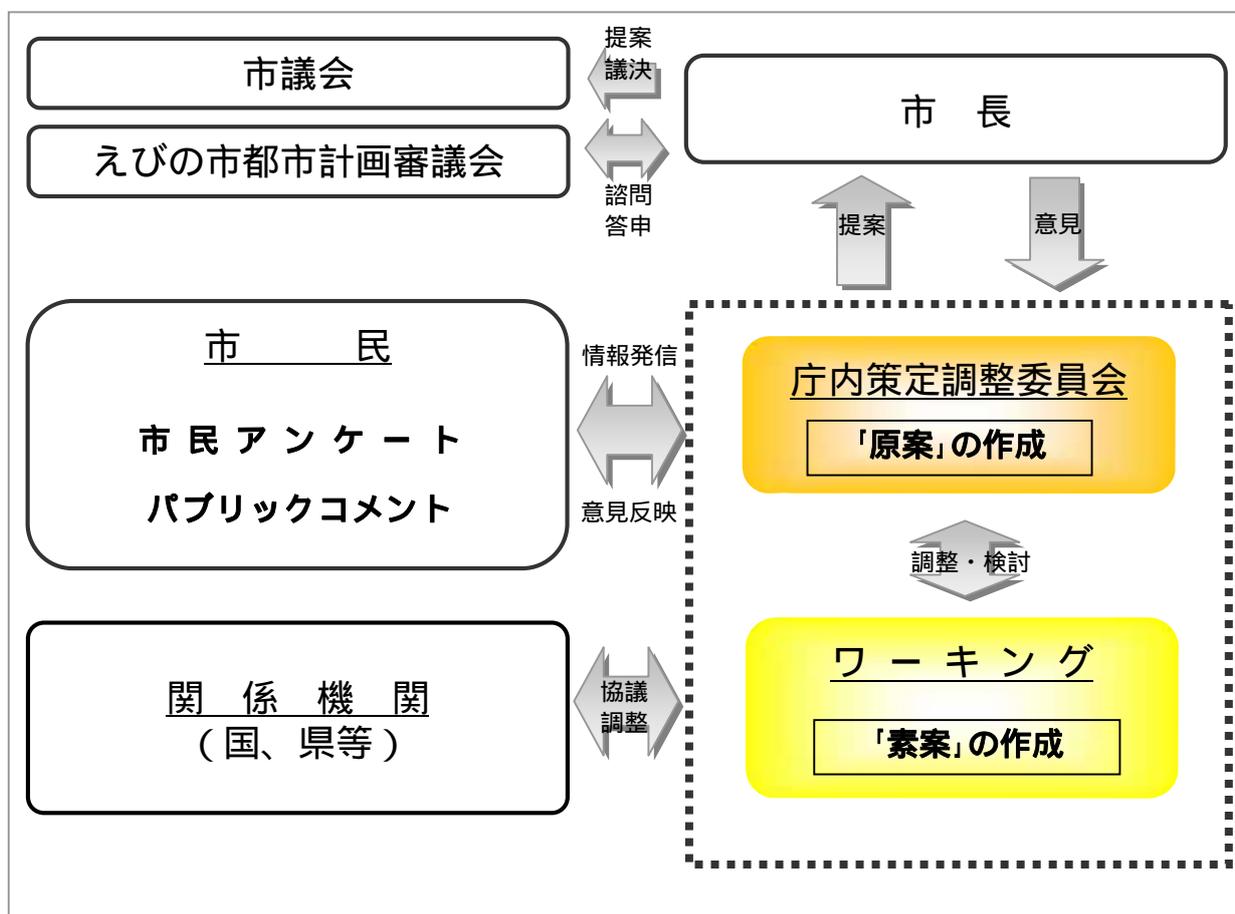
第5部:実現に向けて

図：えびの市都市計画マスタープランの構成

2. 都市計画マスタープランの策定体制

都市計画マスタープランは、「庁内策定調整委員会」・「ワーキング」の組織を中心に、住民の意向を取り入れながら策定を進める。具体的には次のとおりである。

- ① 庁内関係課のメンバーにより構成される『ワーキング』は、庁内調整及び市民の意向等を踏まえた具体内容の検討を行い、計画の素案を作成する。
- ② えびの市により構成される『庁内策定調整委員会』は、ワーキングから提出された素案を総合的な観点から検討し、計画の原案を作成する。
- ③ 作成された原案は、庁内策定調整委員会より市長へ提案を行い、パブリックコメントを踏まえ、えびの市都市計画審議会の諮問・答申を得て、市議会への提案・議決することで計画を進める。



図：えびの市都市計画マスタープラン策定体制

第2部 現況と課題

【 目 次 】

第1章 えびの市の現況

1 . 自然的条件	7
2 . 歴史	8
3 . 人口	9
4 . 産業	17
5 . 土地利用	21
6 . 建物	41
7 . 都市施設	44
8 . その他	58

第2章 上位・関連計画

1 . 上位計画	61
2 . 関連計画	67

第3章 将来フレームの設定

1 . 人口フレーム	77
2 . 商業フレーム	79
3 . 工業フレーム	80

第4章 意向調査

1 . 調査概要	81
2 . アンケート調査結果	94

第5章 都市づくりの課題	107
------------------------	-----

第1章 えびの市の現況

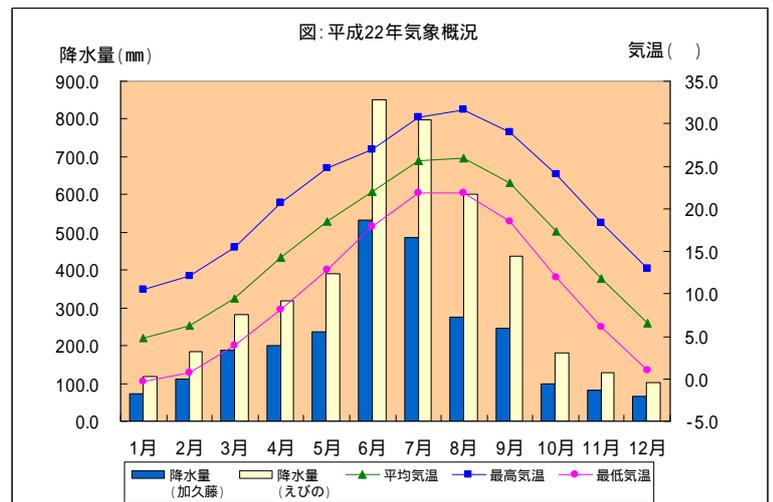
1. 自然的条件

(1) 気象・地形・地質

気象

気候は盆地特有の寒暖明白な内陸気候で、気温の日較差が大きいことが特徴である。

調査地点の加久藤（えびの市大字永山）における平成22年の年間の平均気温は15.5℃であり、月の降水量を見ると65mm～530mmであり、年間降水量は約2,807mmを超える。調査地点えびの（えびの市大字末永）においては103mm～851mmであり、年間降水量は約4,300mmを超える。



出典：気象庁アメダス

地形

市の南部は、霧島錦江湾国立公園の主峰韓国岳（標高 1,700m）をはじめとして、標高 1,300mを超える甑岳や白鳥山、飯盛山などの山々がえびの高原をつつみ込み、山すそに向かって緩やかな傾斜の台地を形成している。北部は矢岳山、国見山、鉄山等の山塊が九州山地の南端を形どり、南へ向い急傾斜で標高を下げています。両山系に囲まれた中央部は、加久藤盆地の平坦地（標高約 230m）を形成しており、長江川や池島川等の支流を集めた川内川が西流し東シナ海に注いでいます。この川内川に沿った三角州性低地の上に市街地が形成され、その周辺では地力の優れた耕地が広がり、良質米「えびの米」や野菜・畜産等の農業が盛んに行われている。

地質・土壌

南の霧島山は、霧島旧溶岩と新規溶岩の二つからなり、中央平坦地は川内川流域を中心に沖積層を形成している。その周辺を加久藤層群がとりまき、その外側を段丘礫層が走っている。北部の九州山地は、山岳地帯の東半分は四万十層群とシラス泥溶岩が混在しており、西半分は主として安山岩からなっている。南部の火山地は火山性未熟土壌が、その裾と北部の山間地は褐色森林土壌が広く覆っている。山麓部は、火山灰を母材とし畑地に適する黒ボク土壌が広く分布し、中央部の低地には水田として利用されている灰色低地土壌が分布している。

2. 歴史

(1) 沿革

本市は、縄文、古墳時代の遺物も数多く発見され、南九州の拠点として繁栄していたものと考えられる。

戦国時代になり飯野、加久藤などの地名が使われるようになってきた。その後は薩摩島津氏の勢力下に入り明治に至るまで治められた。明治の廃藩置県において鹿児島県に属したが、その後、行政圏の改廃により都城県、宮崎県、鹿児島県と所属を返還した。明治16年以降宮崎県に属する事となり、現在に至る。

本市は、昭和41年3町合併により「えびの町」として誕生し、現在の市域が確定した。昭和45年には宮崎県下9番目の市となり、現在に至っている。



えびの市位置図

3. 人口

(1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移

本市の人口を国勢調査で見ると、平成22年で21,606人である。

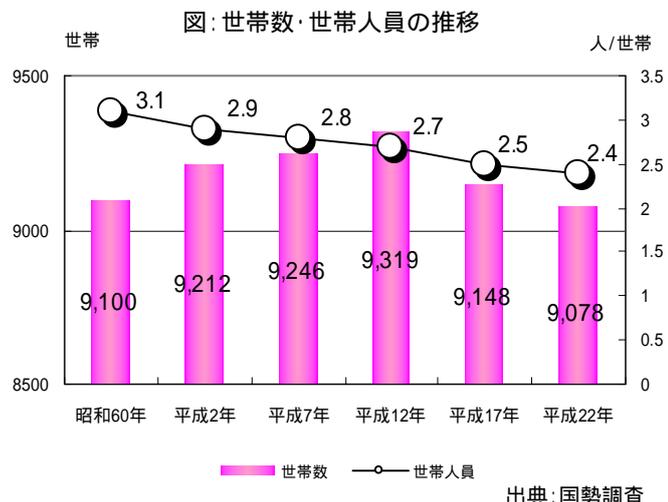
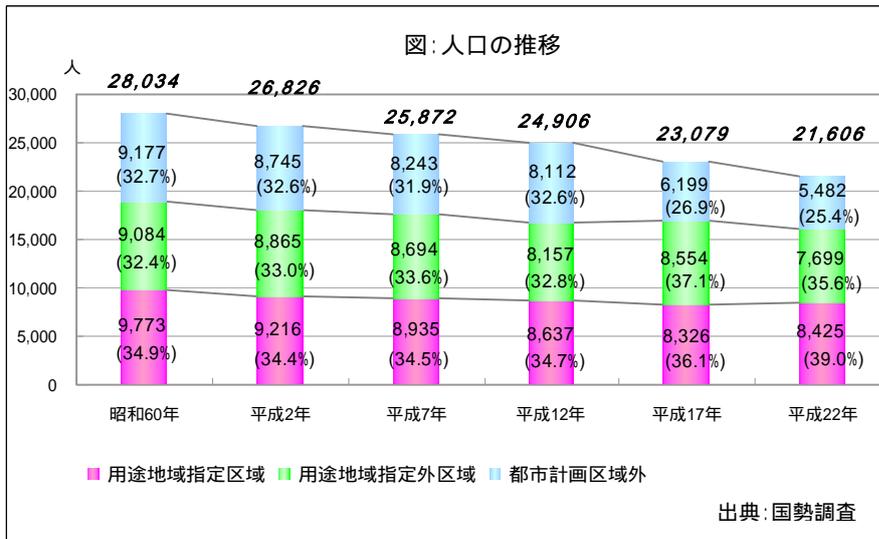
近年の人口の推移は、経年的に減少傾向を示しており、約1~2%/5年間の減少率を示している。

区域別に平成22年度国勢調査による人口割合をみると、用途地域指定区域、用途地域指定外区域、都市計画区域外でそれぞれ、39%、35.6%、25.4%となり、用途地域指定区域と用途地域指定外区域を含む都市計画区域に人口が集中した市街地構成となっている。

各区域ともに概ね減少傾向を示しているが、特に都市計画区域外の人口が著しく減少している。また、用途地域指定区域は平成17年~平成22年間は増加傾向を示し、99人の増加となっている。

本市の世帯数は、平成12年をピークに減少傾向を示し、平成22年現在9,078世帯となっている。

一方、世帯人員は、昭和60年の3.1人/世帯から平成22年の2.4人/世帯と減少傾向にあり、核家族化の進行が現れている。

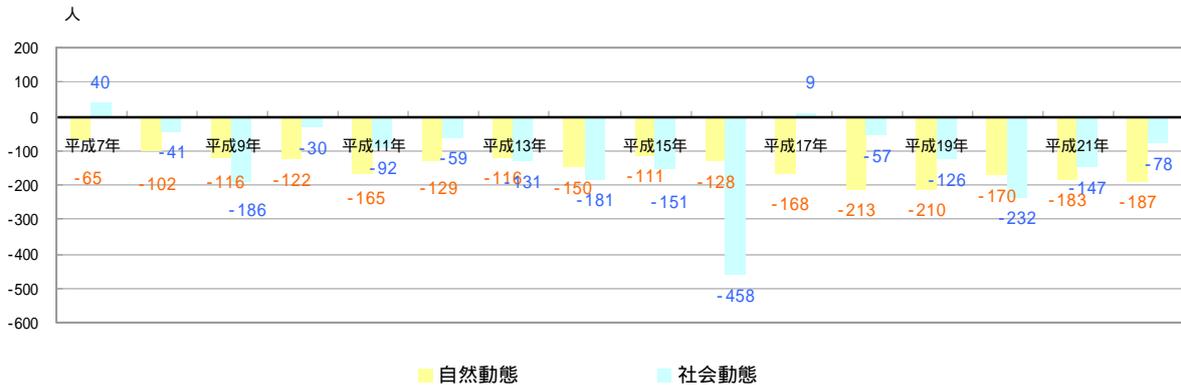


人口動態

平成7年以降の人口動態をみると、自然動態と社会動態ともに減少傾向を示しており、平成22年は、自然減187人、社会減78人となっている。

自然動態は、平成7年以降で、年間約150人の減少を示し、合計で2,335人の減少となっている。社会動態は、年間約120人の減少を示し、合計で1,920人の減少となっている。

図：人口動態の推移



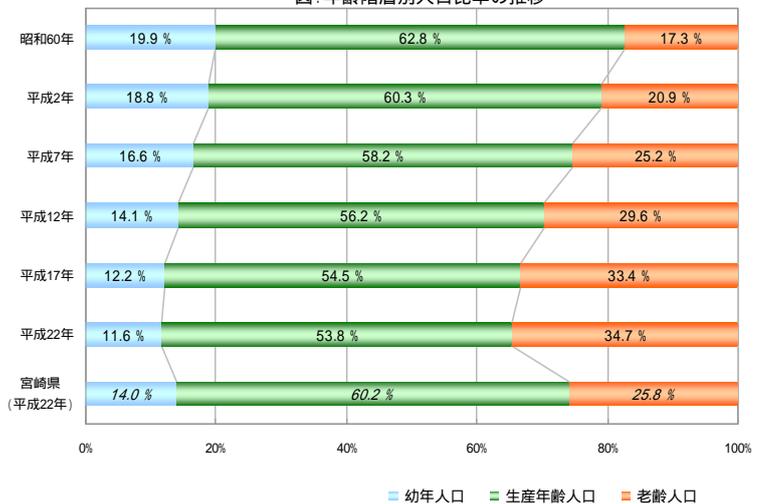
出典：えびの市の統計

(2) 年齢階層別人口比率の推移

本市の年齢階層別の人口割合は、平成22年（国勢調査）現在で幼年人口11.6%、生産年齢人口53.8%、高齢人口34.7%である。

幼年人口と生産年齢人口は減少傾向であるが、高齢人口は平成7年には4人のうち1人は高齢者である超高齢化社会を迎え、平成22年には3人のうち1人が高齢者となっている。

図：年齢階層別人口比率の推移



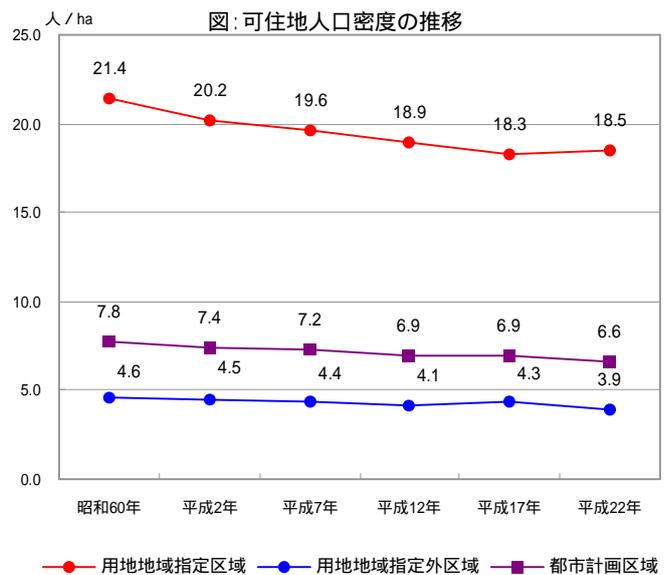
出典：国勢調査

(3) 可住地人口密度

用途地域指定区域の人口密度は、昭和60年の21.4人/haに対し、平成17年は18.3人/haまで減少したが、平成22年現在は18.5人/haと増加傾向を示している。

用途地域指定外区域の人口密度は、平成22年現在は3.9人/haであり、微減状態である。

用途地域指定区域と用途地域指定外区域を合わせた都市計画区域の人口密度は、平成22年現在は6.6人/haであり、減少を続けている。

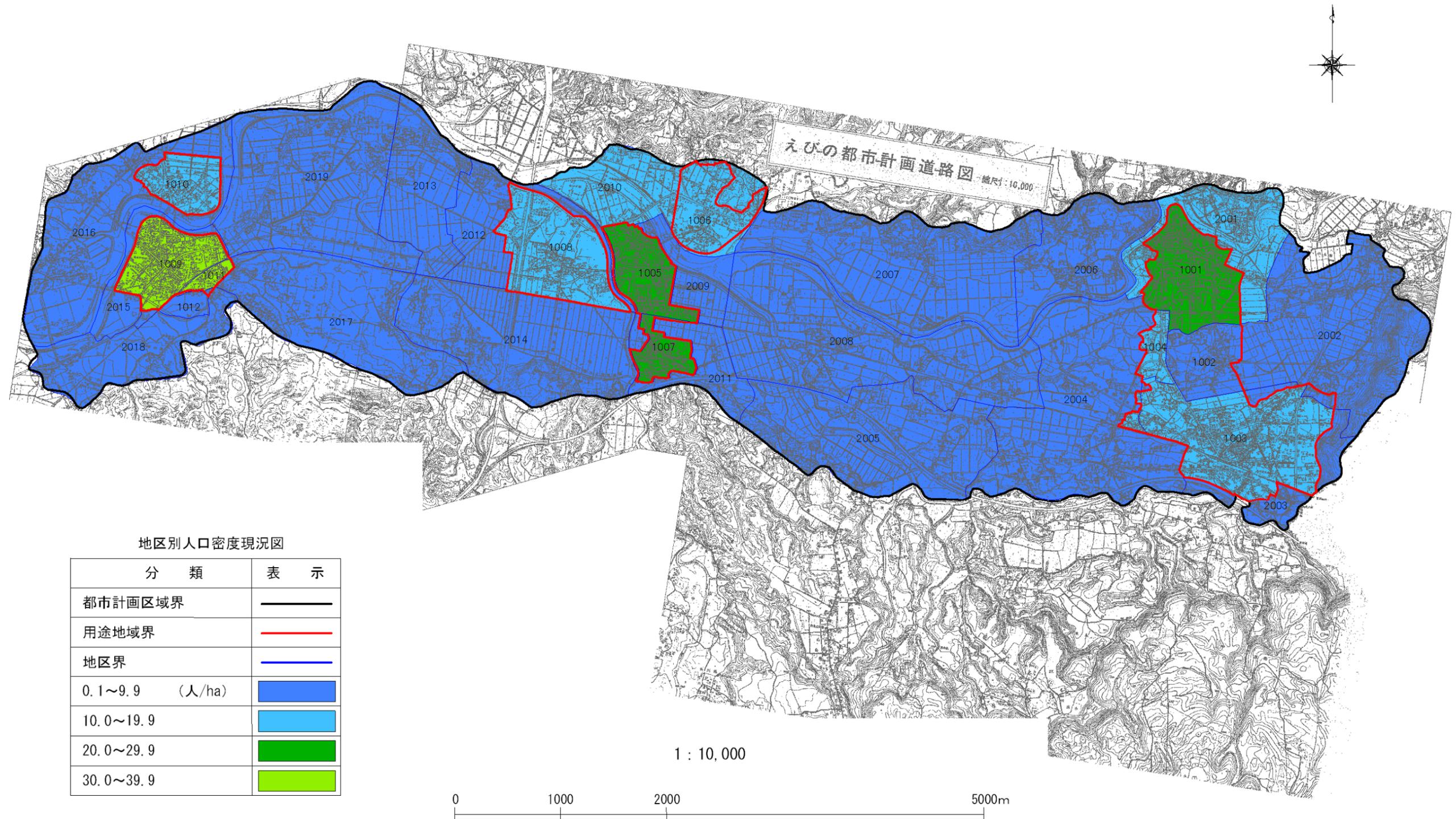


表：可住地人口密度の推移

(単位：人，ha，人/ha)

		地区面積	可住地	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
用途地域指定区域計	人口	576.0	456.1	9,773	9,216	8,935	8,637	8,326	8,425
	密度			21.4	20.2	19.6	18.9	18.3	18.5
用途地域指定外区域計	人口	2,504.0	1,975.9	9,084	8,862	8,694	8,157	8,554	7,699
	密度			4.6	4.5	4.4	4.1	4.3	3.9
都市計画区域	人口	3,080.0	2,432.0	18,857	18,078	17,629	16,794	16,880	16,124
	密度			7.8	7.4	7.2	6.9	6.9	6.6

出典：宮崎県都市計画基礎調査調書、H22 国勢調査



(注)人口密度はグロス値

図：地区別人口密度現況図

(4) 流出・流入人口

本市の流出人口は、平成22年現在2,217人であり、増加を続けている。主な流出先の市町村は小林市1,362人、湧水町206人、都城市133人、高原町108人、宮崎市91人となっており、近隣市町と宮崎市との結びつきが強い。特に、小林市との結びつきが強い状況である。

流入人口は、平成22年現在2,081人であり、流出人口と同様に増加を続けている。主な流入先は小林市1,338人、湧水町240人、高原町111人、都城市72人、宮崎市64人であり、主な流出先と同じ市町となっている。流入先においても流出先と同様に、近隣市町と宮崎市との結びつきが強い状況である。

表：流出・流入人口 (単位：人、%)

	常住地による就業・通学者数	流出		従業地・通学地による就業・通学者数	流入		就業・通学者比率(従/常)
		就業・通学者数	流出率		就業・通学者数	流入率	
平成7年	12,870	1,572	12.2	12,954	1,656	12.8	100.7
平成12年	12,229	1,741	14.2	12,499	2,011	16.1	102.2
平成17年	12,385	1,781	14.4	12,283	1,989	16.2	99.2
平成22年	11,045	2,217	20.1	11,005	2,081	18.9	99.6

出典：国勢調査

表：流出状況

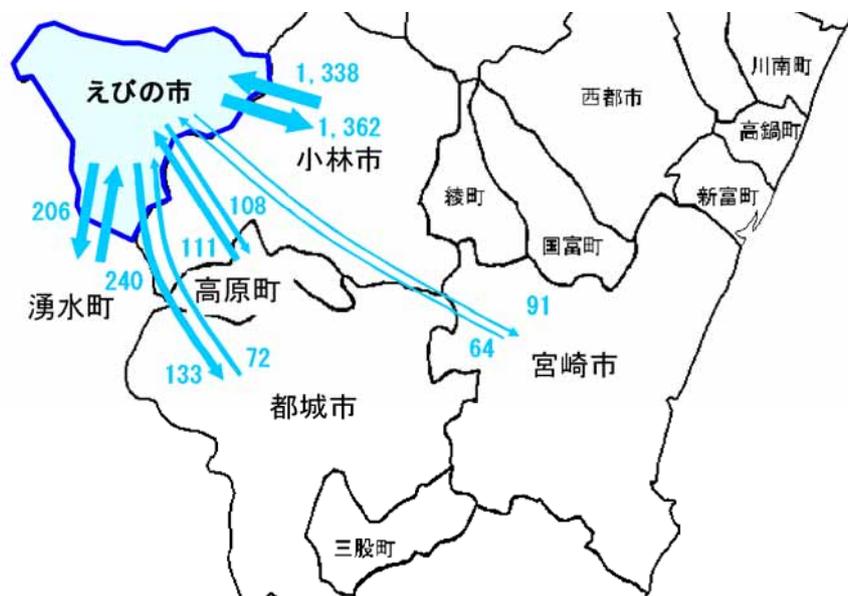
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数
平成7年	小林市	762	吉松町	264	栗野町	102	高原町	59	都城市	50
平成12年	小林市	908	吉松町	182	栗野町	156	都城市	80	宮崎市	49
平成17年	小林市	941	湧水町	299	都城市	85	高原町	70	宮崎市	53
平成22年	小林市	1,362	湧水町	206	都城市	133	高原町	108	宮崎市	91

出典：国勢調査

表：流入状況

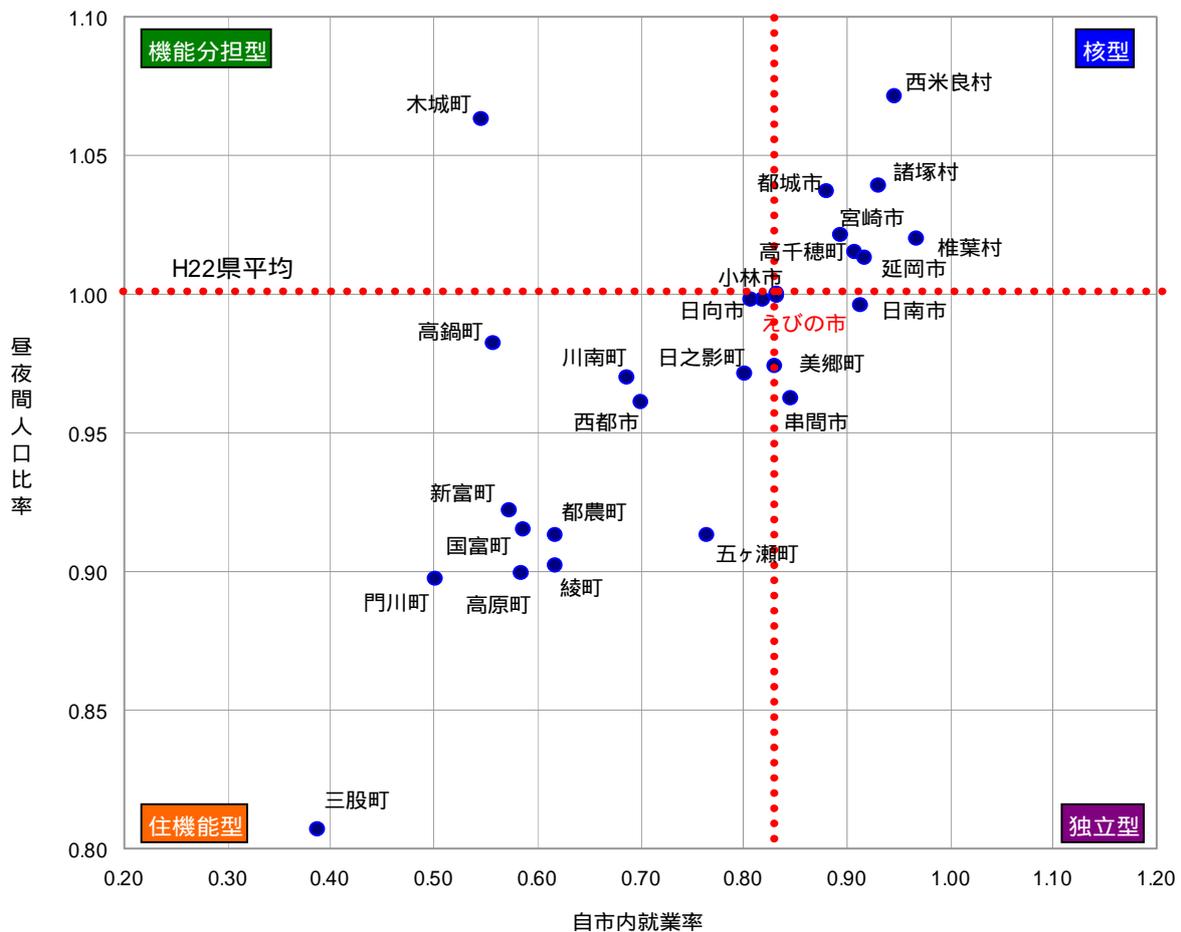
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数
平成7年	小林市	1,029	吉松町	144	高原町	58	栗野町	47	都城市・野尻町・人吉市	41
平成12年	小林市	1,227	吉松町	176	高原町	94	県内	67	栗野町	58
平成17年	小林市	1,234	湧水町	224	高原町	91	人吉市	59	他県	58
平成22年	小林市	1,338	湧水町	240	高原町	111	都城市	72	宮崎市	64

出典：国勢調査



(5) 都市性格分類

本市は、平成 22 年現在、昼夜間人口・自市内就業率ともに県平均とほぼ同じ状況にあり、都市の性格としては、「核型」と「住機能型」に分類される。



出典：国勢調査

※都市性格概要

- 核型：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能
- 独立型：自市内で働く人は多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成
- 住機能型：自市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能
- 機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

4. 産業

(1) 産業別就業者数の推移

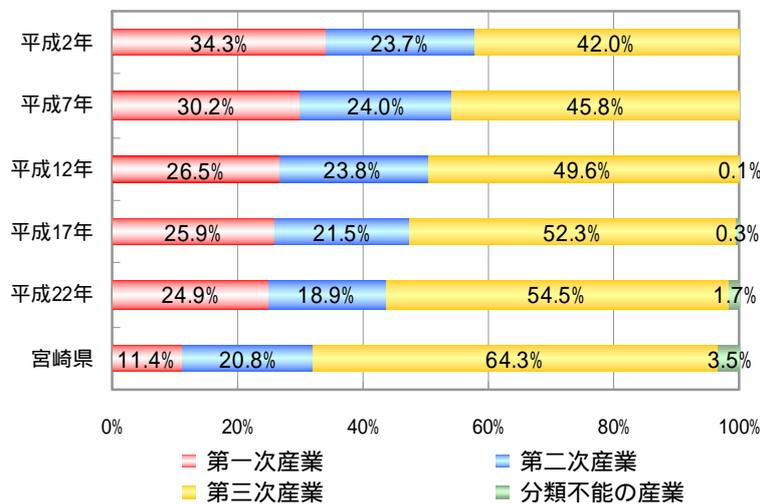
本市の15歳以上の就業者数は減少し続けており、平成2年総数の13,479人が、平成22年には10,176人であり、平成22年総数は平成2年総数の約75%になっている。

平成22年の産業別の就業者数は、第一次産業が2,530人、第二次産業が1,924人、第三次産業が5,543人で、構成比は24.9%、18.9%、54.5%となっている。

県の構成比と比較すると第一次産業就業者数の割合が高く、第三次産業就業者数の割合が低くなっており、農業都市としての特徴が現れている。

産業別の就業者の推移は、第一次産業と第二次産業は減少傾向を示しており、特に、第一次産業就業者数の減少が大きい。一方、第三次産業就業者数の推移は増加傾向を示している。

図：産業者別従業者比率の推移



表：産業別就業者数の推移

(単位：人，%)

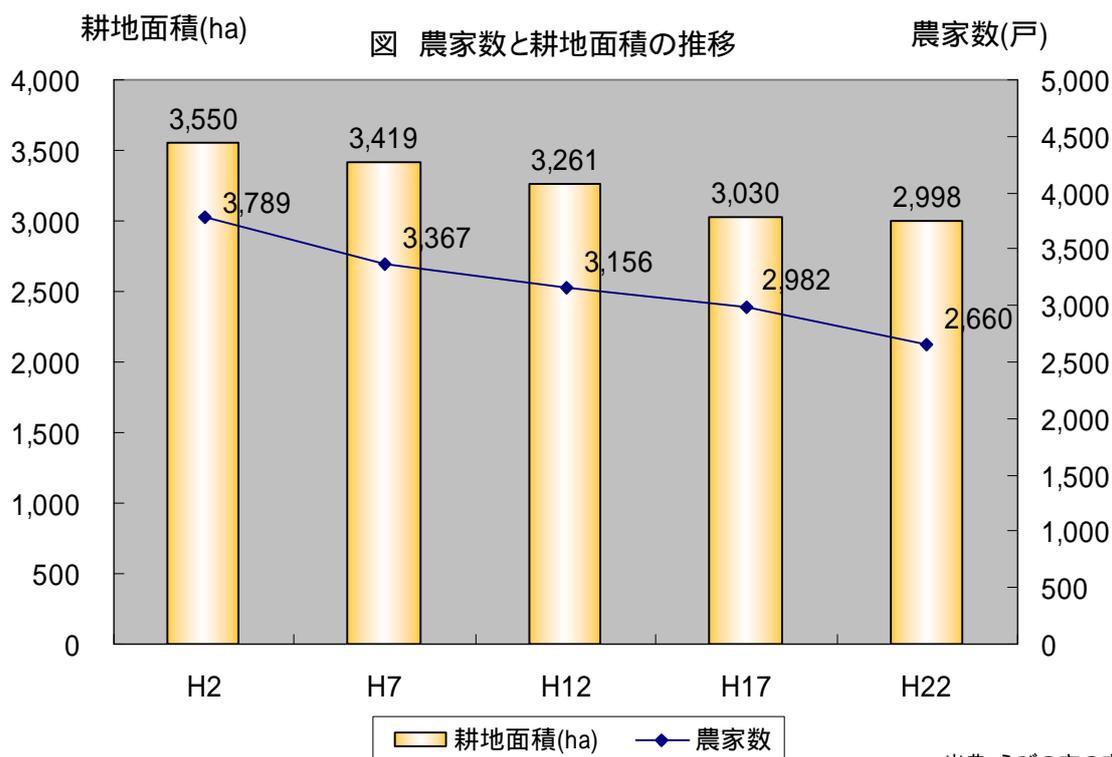
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	宮崎県 平成22年
第一次産業	就業者数	4,628	3,883	3,245	2,954	2,530	60,300
	構成比	34.3	30.2	26.5	25.9	24.9	11.4
第二次産業	就業者数	3,187	3,091	2,915	2,457	1,924	110,638
	構成比	23.7	24.0	23.8	21.5	18.9	20.8
第三次産業	就業者数	5,664	5,894	6,062	5,966	5,543	341,523
	構成比	42.0	45.8	49.6	52.3	54.5	64.3
分類不能の産業	就業者数	0	2	7	31	179	18,752
	構成比	0.0	0.0	0.1	0.3	1.7	3.5
総数		13,479	12,870	12,229	11,408	10,176	531,213

出典：国勢調査

(2) 農業（耕地面積の推移）

本市の農家数及び耕地面積の推移は減少傾向にあり、平成22年の農家数は2,660戸、耕地面積2,998haである。これらの値は、平成2年の農家数3,789戸の約70%、及び耕地面積3,550haの約84%に該当する。

農家数、耕地面積ともに減少しているが、1戸当たりの耕地面積は平成2年0.94ha/戸であったが平成22年は1.13ha/戸であり、増加傾向を示している。

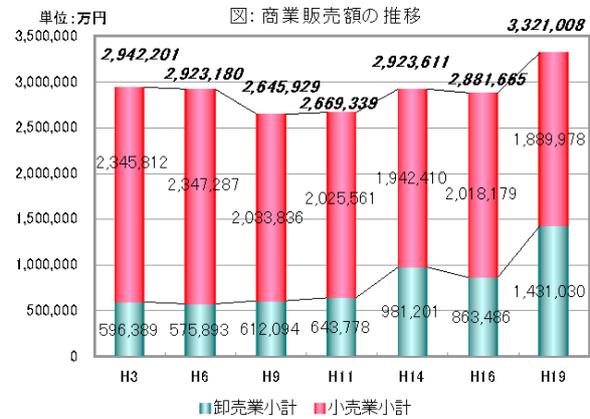


(3) 商業（商業販売額の推移）

本市の商業販売額は、平成3年から平成9年までは減少傾向を示していたが、平成9年以降は増加傾向にある。平成19年度現在の販売額は3,321,008万円で、平成3年以降最大となっている。

卸売業の商業販売額が1,431,030万円、小売業が1,889,978万円であり、小売業の割合が高い。しかし、経年的には卸売業の割合が高くなってきている。

平成19年現在の商店数及び従業者数は326店舗、1,585人であり、商店数および従業者数の推移は概ね減少傾向にある。特に、店舗数の減少は著しく、平成19年の店舗数は、平成3年の7割となっている。なお、従業者数は平成11年から16年間は増加傾向を示している。



表：商業販売額・商店数・従業者数の推移

(単位：商店数、人、万円)

		H3	H6	H9	H11	H14	H16	H19
商店数	合計	483	425	388	373	350	356	326
	卸売業小計	41	33	28	38	34	36	27
	小売業小計	442	392	360	335	316	320	299
従業者数	合計	1,768	1,609	1,592	1,477	1,558	1,637	1,585
	卸売業小計	201	158	260	188	170	232	240
	小売業小計	1,567	1,451	1,332	1,289	1,388	1,405	1,345
商業販売額	合計	2,942,201	2,923,180	2,645,929	2,669,339	2,923,611	2,881,665	3,321,008
	卸売業小計	596,389	575,893	612,094	643,778	981,201	863,486	1,431,030
	小売業小計	2,345,812	2,347,287	2,033,836	2,025,561	1,942,410	2,018,179	1,889,978

(注) 商業販売額はH17を100.0としたデフレタ補正値による算出結果

出典：商業統計調査

(4) 工業（事業所数・製造品出荷額等の推移）

本市の製造品出荷額等の推移は、平成5年から平成12年間は概ね減少傾向にあったが、平成12年から平成15年間は増加傾向を示し、平成17年以降は大幅な増加傾向を示している。平成20年現在の製造品出荷額は1,366,244万円であり、これは平成5年の製造品出荷額の約1.3倍である。

事業所数及び従業者数の推移は、製造品出荷額等と同様に、平成5年から平成15年は概ね減少傾向にあったが、平成15年以降は、増加傾向を示している。平成20年現在の事業所数は71事業所、従業員数は1,366人である。

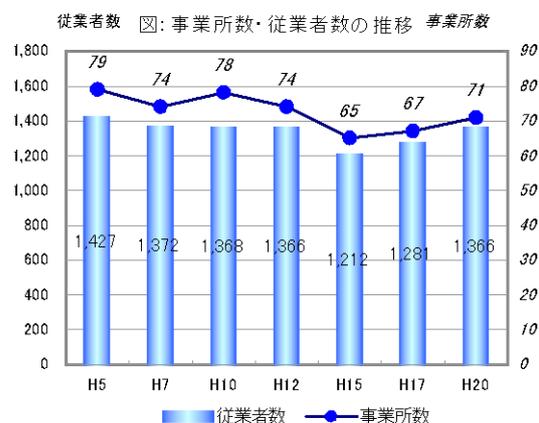
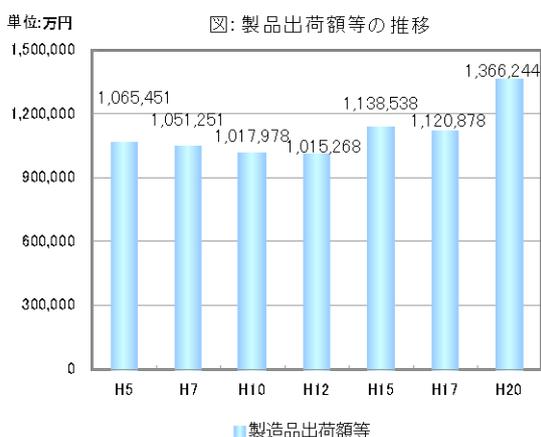


表: 事業所数・従業者数・製品出荷額等の推移

(単位: 事業所数, 人, 万円)

	H5	H7	H10	H12	H15	H17	H20
事業所数	79	74	78	74	65	67	71
従業者数	1,427	1,372	1,368	1,366	1,212	1,281	1,366
製造品出荷額等	1,065,451	1,051,251	1,017,978	1,015,268	1,138,538	1,120,878	1,366,244

出典: 工業統計調査

(注) 製造品出荷額等はH17を100.0としたデフレータ補正值による算出結果

5 . 土地利用

(1) 土地利用規制の状況

都市計画法（地域地区等）

本市の都市計画区域の面積は 3,080ha であり、行政区域面積 28,300ha の約 11%にあたる。用途地域の面積は 576ha であり、都市計画区域面積の約 19%にあたる。

用途地域の内訳をみると、住宅系用途地域が 436ha（75.7%）、商業系用途が 66ha（11.5%）、工業系用途が 74ha（12.8%）となっている。

商業系用途地域は、既存の商業地がある東部地域、中部地域、西部地域を指定している。工業系用途地域についても、既存の工業地がある東部地域、中部地域、西部地域を指定している。

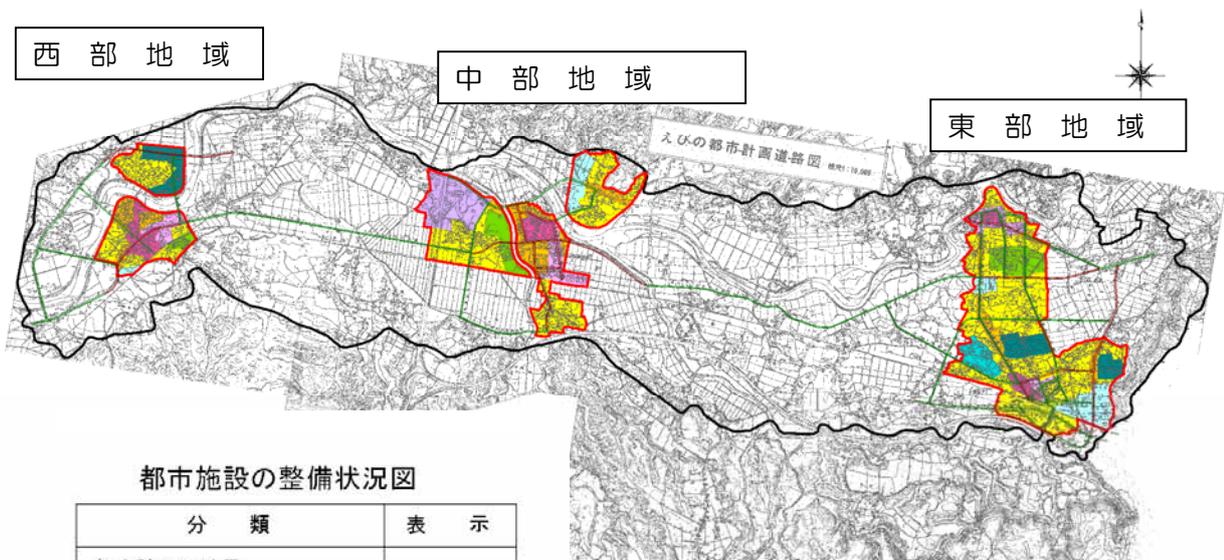
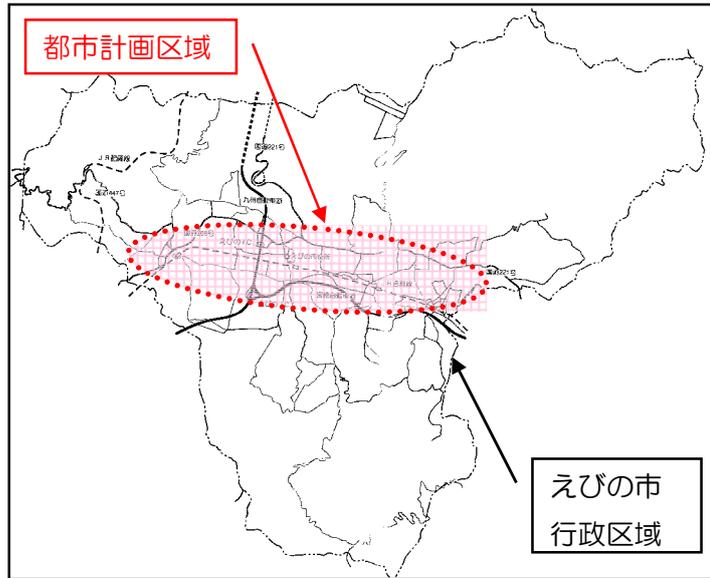
表：法規制（地域地区等）

区分		規模		最終指定年月日
都市計画区域		3,080	ha	昭和44年5月20日
用途地域指定区域		576	ha	平成25年3月28日
用途地域指定外区域		2,504	ha	—
用途地域	第一種低層住居専用地域	37.0	(6.4) ha	平成25年3月28日
	第二種低層住居専用地域	13.0	(2.2) ha	
	第一種中高層住居専用地域	—	— ha	
	第二種中高層住居専用地域	36.0	(6.2) ha	
	第一種住居地域	284.0	(49.3) ha	
	第二種住居地域	66.0	(11.5) ha	
	準住居地域	—	— ha	
	近隣商業地域	34.0	(5.9) ha	
	商業地域	32.0	(5.6) ha	
	準工業地域	35.0	(6.1) ha	
	工業地域	39.0	(6.8) ha	
	工業専用地域	—	— ha	

出典：えびの市建設課

(注)用途地域のカッコ内は、用途地域全体の面積に対する割合を示す。

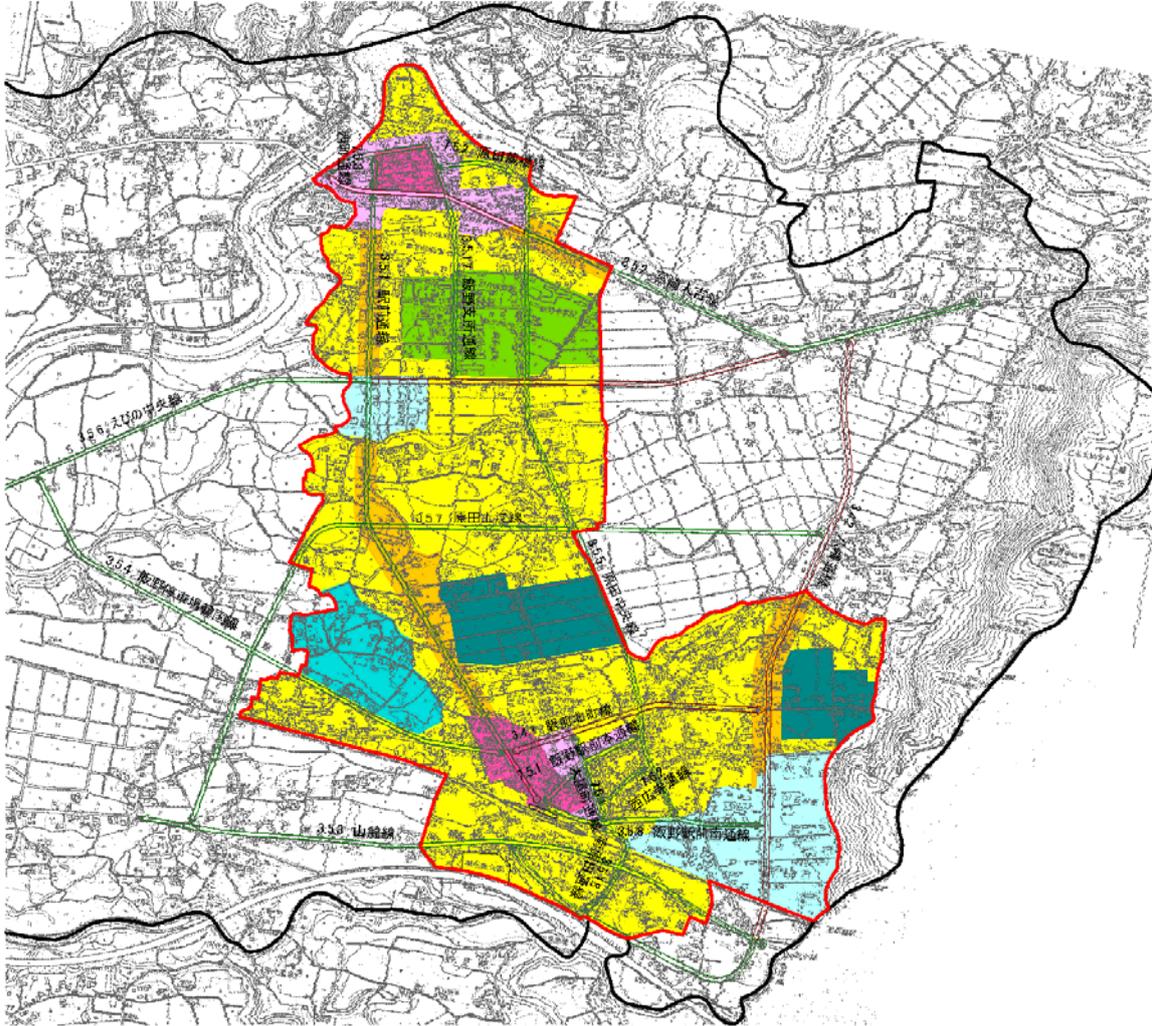
えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第1章 えびの市の現況



都市施設の整備状況図

分類	表示
都市計画区域界	——
用途地域界	——
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	

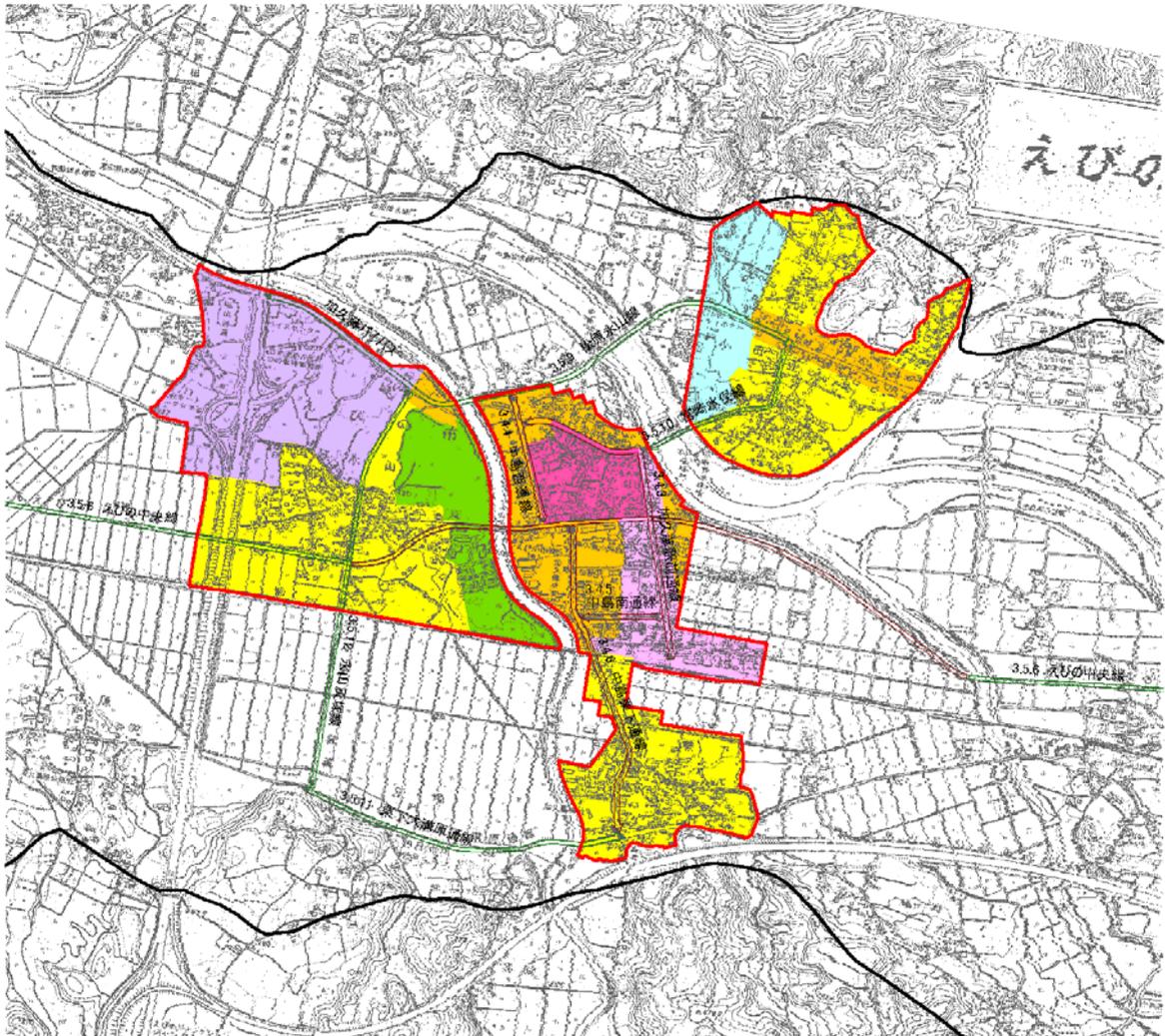
東 部 地 域



種 別 (区分)		凡 例					
種 別 (区分)	図示採色	用途地域名称	図示採色	建ぺい率	容積率	建築物の高さの限界	外壁の lùi 距離の限界
都市計画区域	——	用途地域名称					
用途区域	——	第1種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	1.0m
都市計画道路	→ (市員16.0m)	第2種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	—
都市計画道路	→ (市員12.0m)	第1種中高層住居専用地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第1種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第2種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		近隣商業地域	■	80%以下	200%以下	—	—
		商業地域	■	80%以下	400%以下	—	—
		準工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		上記以外都市計画区域内	——	70%以下	200%以下	—	—

(H16.5.17改正)

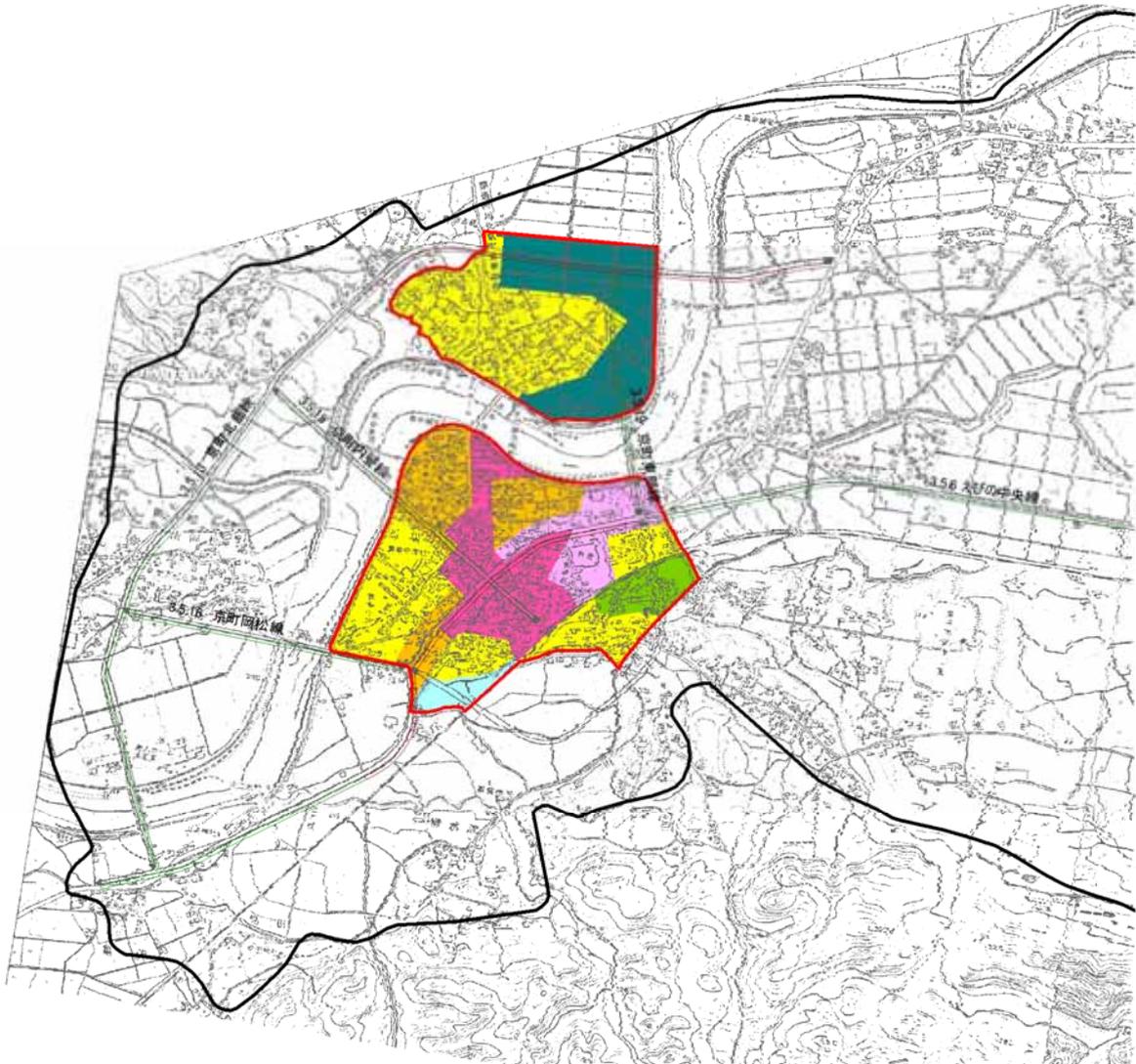
中部地域



凡 例							
種 別 (区分)	図示採色	用 途 地 域					
都市計画区域	——	用途地域名称	図示採色	建ぺい率	容積率	建築物の 高さの限度	外壁の後退 距離の限度
用途区域	——	第1種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	1.0m
都市計画道路	(市員16.0m) →	第2種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	—
都市計画道路	(市員12.0m) →	第1種中高層住居専用地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第1種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第2種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		近隣商業地域	■	80%以下	200%以下	—	—
		商業地域	■	80%以下	400%以下	—	—
		準工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		上記以外都市計画区域内	——	70%以下	200%以下	—	—

(H16.5.17改正)

西部地域



		凡 例					
種 別 (区分)	図示採色	用 途 地 域					
都市計画区域	——	用途地域名称	図示採色	建ぺい率	容積率	建築物の高さの制限	外壁の後退距離の制限
用途区域	——	第1種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	1.0m
都市計画道路	(巾員18.0m) →	第2種低層住居専用地域	■	50%以下	100%以下	10m	—
都市計画道路	(巾員12.0m) →	第1種中高層住居専用地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第1種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		第2種住居地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		近隣商業地域	■	80%以下	200%以下	—	—
		商業地域	■	80%以下	400%以下	—	—
		準工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		工業地域	■	60%以下	200%以下	—	—
		上記以外都市計画区域内	——	70%以下	200%以下	—	—

(H16.5.17改正)

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第1章 えびの市の現況

その他の土地利用規制（農振法、森林法、自然公園法、その他）

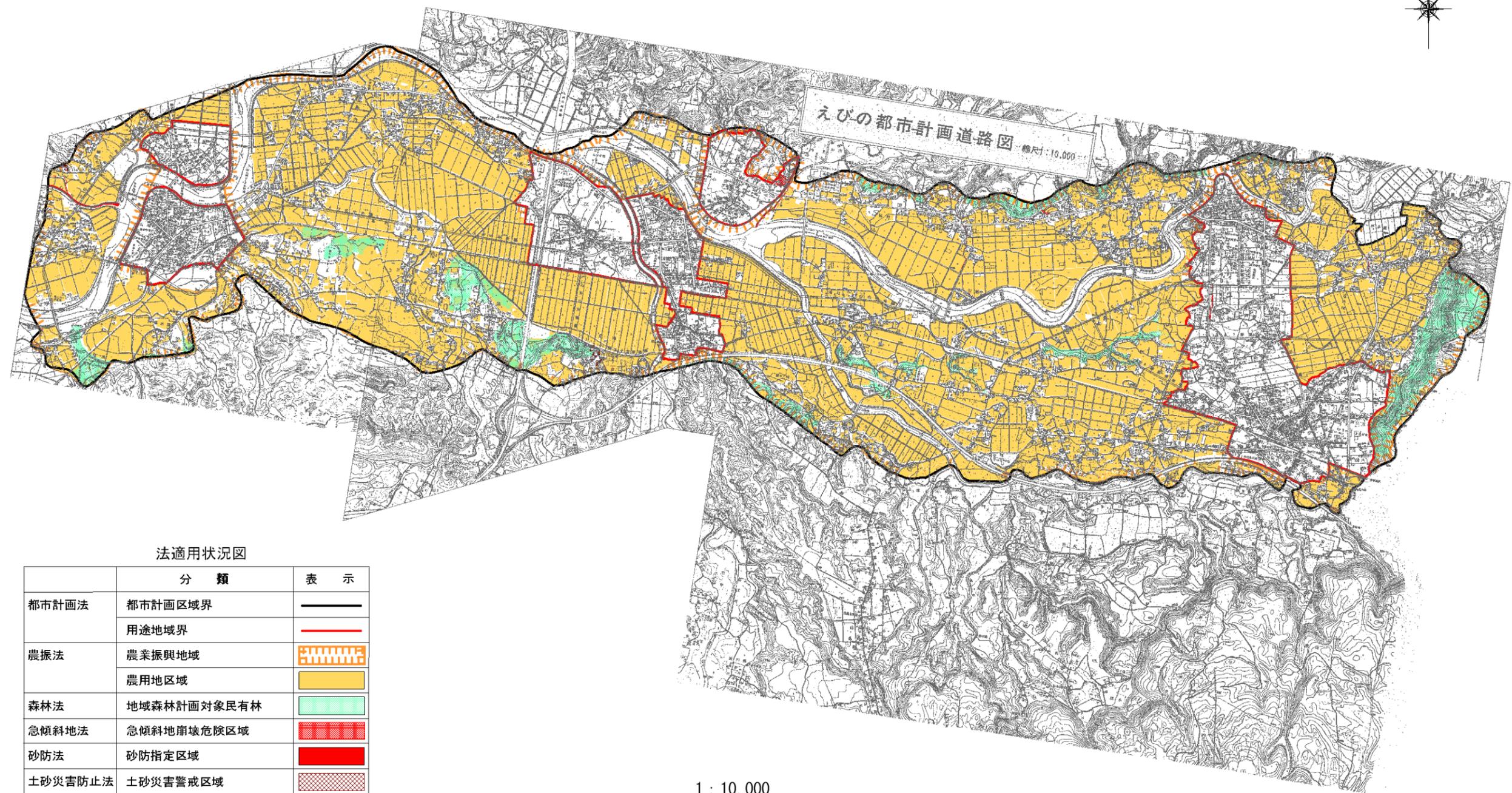
本市の農業振興地域は、行政区域面積 28,300ha のうち用途地域指定区域と大規模な山林を除く 13,077ha（行政区域面積の 46.2%）が指定されている。また、農業振興地域の 28.3%にあたる 3,704ha を農用地区域に指定している。なお、都市計画区域内の状況は、農業振興地域 2,495ha、農用地区域 1,264ha となっている。

その他の法規制として、本市には砂防指定地 5 件が指定されている。

表：法規制（農振法、森林法、自然公園法、その他）

根拠法	名称	規模	備 考
都市計画法	都市計画区域	3080.0ha	
	用途地域	576.0ha	
農振法	農業振興地域	13077.0ha	
	農用地区域	3704.0ha	
森林法	地域森林計画対象民有林	9405.0ha	
	保安林	3862.0ha	
自然公園法	自然公園	-	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	53ヶ所	
土砂災害防止法	砂防指定区域	0.2ha	下鶯-2
		0.1ha	下鶯-2
		0.1ha	西長江浦3
		0.1ha	西長江浦2
		0.4ha	西長江浦1
その他	地すべり防止区域	-	

出典：宮崎県都市計画基礎調査調書



図：法適用状況図

(2) 土地利用現況

本市の都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用が71.3%、都市的土地利用が28.7%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、田 43.6%、住宅用地 15.5%、畑 9.2%、山林 7.9%、その他の自然地 7.7%、道路用地 7.1%の順になっている。

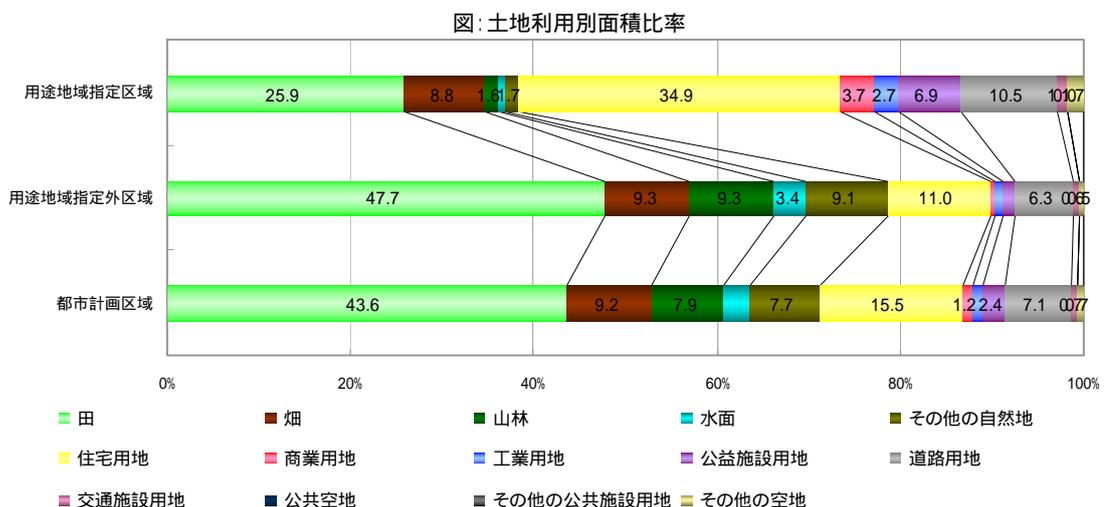
用途地域指定区域は、自然的土地利用が38.5%、都市的土地利用が61.5%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、住宅用地 34.9%、田 25.9%、道路用地 10.5%、畑 8.8%、公益施設用地 6.9%、商業用地 3.7%の順になっている。

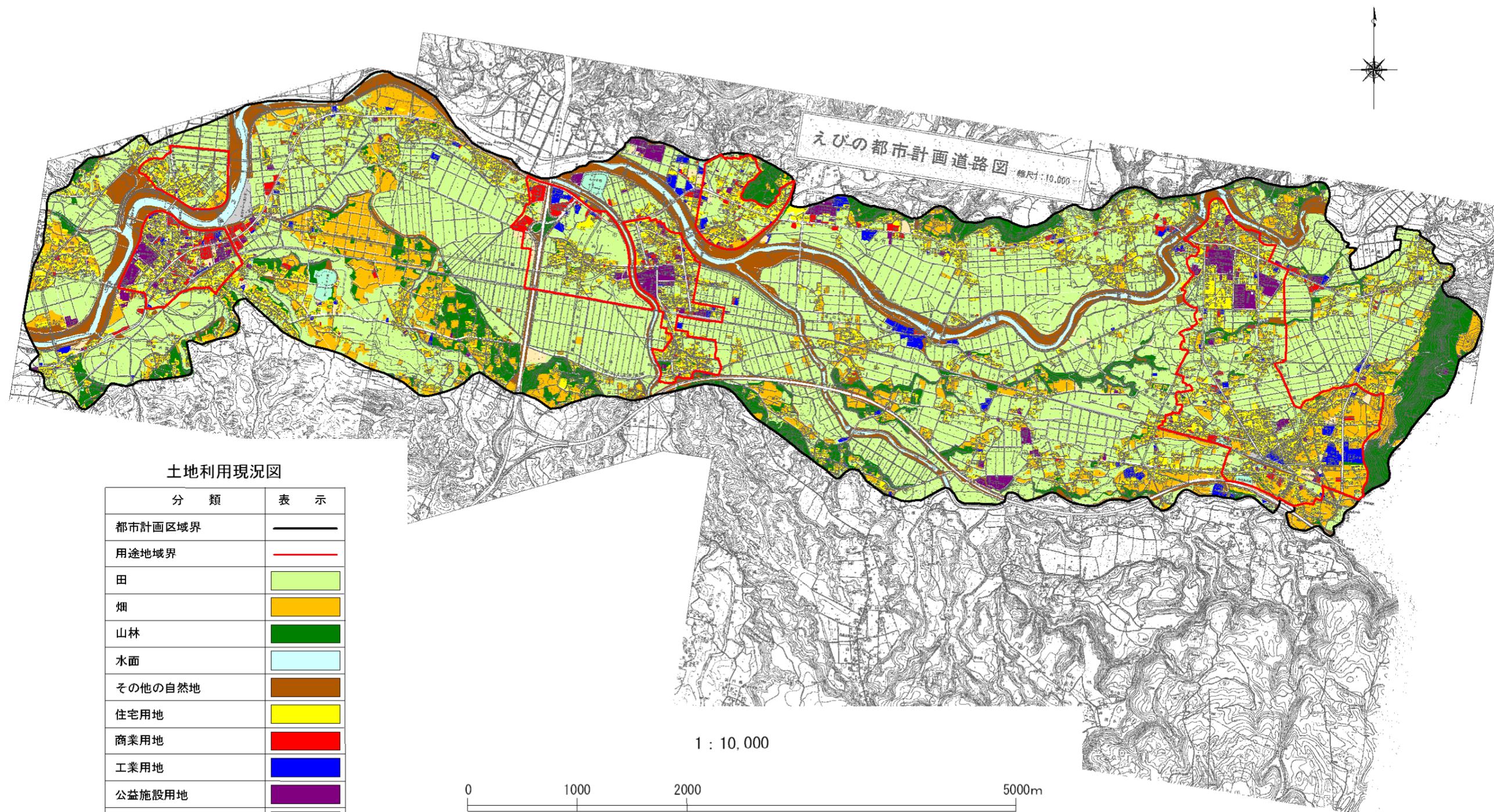
一方、用途地域指定外区域の土地利用は、自然的土地利用が78.8%、都市的土地利用が21.2%であり、土地利用区分別に割合が高い順で見ると、田 47.7%、住宅用地 11.0%、畑 9.3%、山林 9.3%、その他の自然地 9.1%、道路用地 6.3%の順になっている。

表：土地利用別面積

土地利用区分		都市計画区域						
		用途地域指定区域		用途地域指定外区域		合計		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	
自然的 土地 利用	農地	田	149.2 ha	25.9 %	1,195.0 ha	47.7 %	1,344.2 ha	43.6 %
		畑	50.4 ha	8.8 %	233.0 ha	9.3 %	283.4 ha	9.2 %
			199.6 ha	34.7 %	1,428.0 ha	57.0 %	1,627.6 ha	52.8 %
	山林	9.4 ha	1.6 %	233.1 ha	9.3 %	242.5 ha	7.9 %	
	水面	2.8 ha	0.5 %	85.7 ha	3.4 %	88.5 ha	2.9 %	
	その他の自然地	9.8 ha	1.7 %	226.7 ha	9.1 %	236.5 ha	7.7 %	
	小計	221.6 ha	38.5 %	1,973.5 ha	78.8 %	2,195.1 ha	71.3 %	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	201.0 ha	34.9 %	275.5 ha	11.0 %	476.5 ha	15.5 %
		商業用地	21.5 ha	3.7 %	14.7 ha	0.6 %	36.2 ha	1.2 %
		工業用地	15.6 ha	2.7 %	22.0 ha	0.9 %	37.6 ha	1.2 %
			238.1 ha	41.3 %	312.2 ha	12.5 %	550.3 ha	17.9 %
	公益施設用地	39.5 ha	6.9 %	34.1 ha	1.3 %	73.6 ha	2.3 %	
	道路用地	60.5 ha	10.5 %	157.3 ha	6.3 %	217.8 ha	7.1 %	
	交通施設用地	6.4 ha	1.1 %	15.3 ha	0.6 %	21.7 ha	0.7 %	
	公共空地	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	0 ha	0.0 %	
	その他の公共施設用地	0 ha	0.0 %	0.1 ha	0.0 %	0.1 ha	0.0 %	
	その他の空地	9.9 ha	1.7 %	11.6 ha	0.5 %	21.5 ha	0.7 %	
	小計	354.4 ha	61.5 %	530.6 ha	21.2 %	884.9 ha	28.7 %	
合計		576 ha	100.0 %	2,504 ha	100.0 %	3,080 ha	100.0 %	

出典：宮崎県都市計画基礎調査調査書





土地利用現況図

分類	表示
都市計画区域界	——
用途地域界	——
田	■
畑	■
山林	■
水面	■
その他の自然地	■
住宅用地	■
商業用地	■
工業用地	■
公益施設用地	■
道路用地	■
交通施設用地	■
公共空地	■
その他の空地	■

図：土地利用状況図

(3) 開発動向

市街地整備の状況

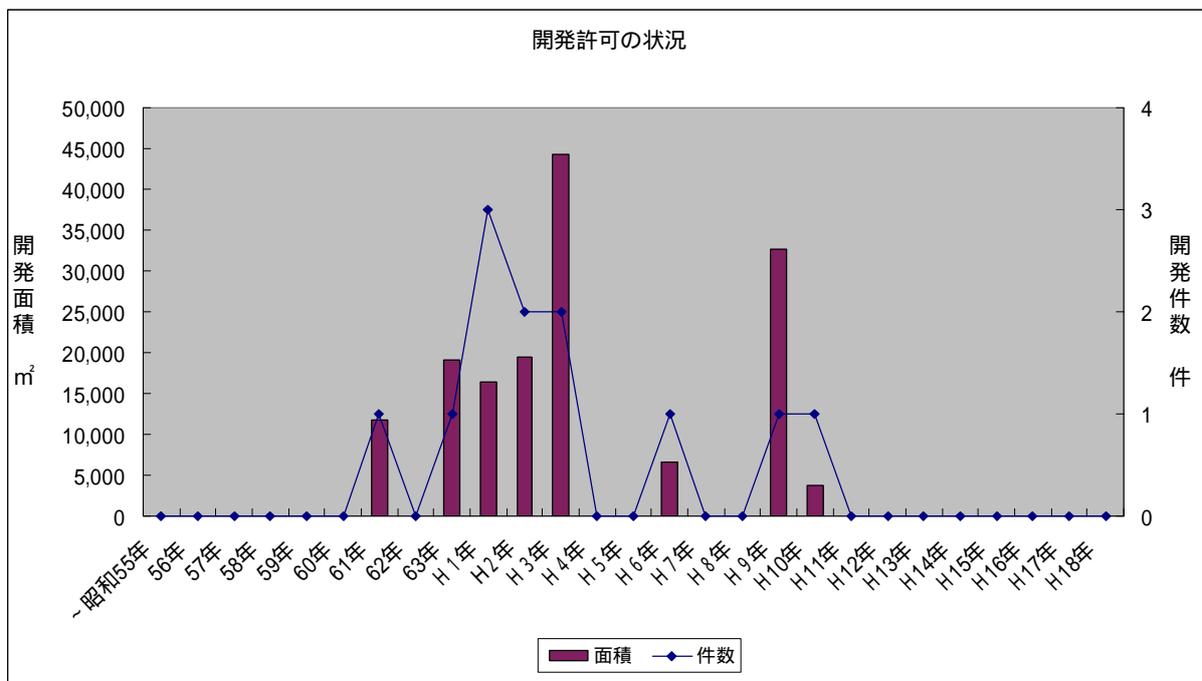
本市の市街地整備の状況をみると、旧耕地整理法にもとづいた土地区画整理事業が西部地域で1地区行われている。開発面積は71.0haであり、用途地域指定区域面積(576ha)の12.3%にあたる。

表：土地区画整理事業

番号	地区名	施行者	面積 (ha)	施行期間	都市計画 決定日	摘要
1	真幸第一	組合	71.0	S9.8.16 ~ S13.3.15		
合計			71.0			

宅地開発及び開発許可の状況

本市の宅地開発の状況は、昭和61年から平成10年間は年間1~3件の開発が行われており、商業または工業を目的としていた。しかし、平成11年以降は、開発が行われていない状況である。

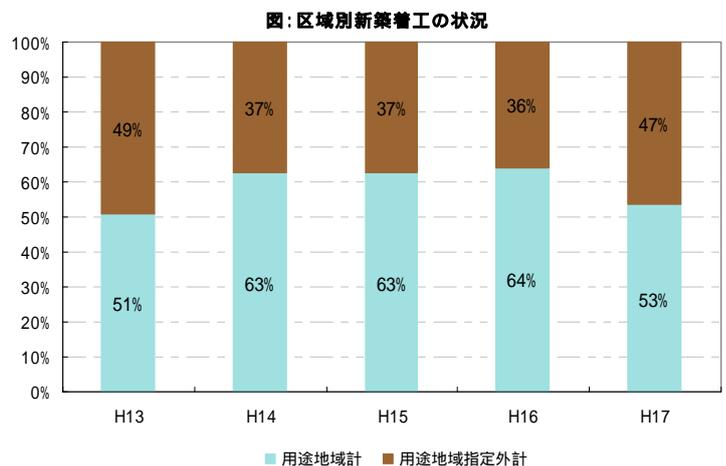
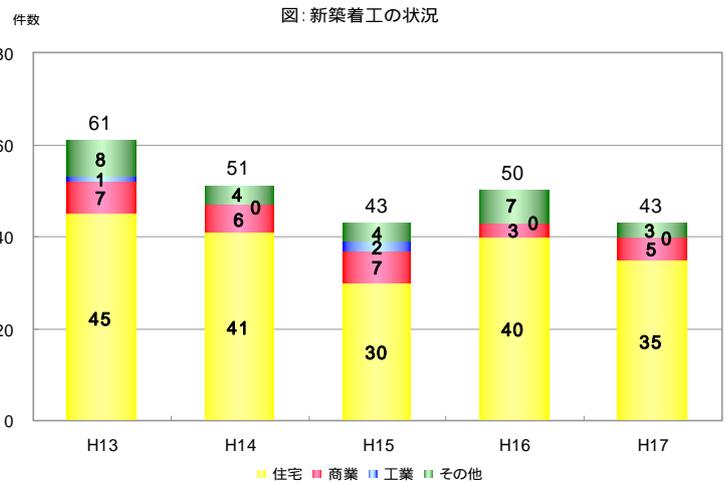


新築着工状況

本市の都市計画区域内の新築着工の状況は、平成13年から平成17年までの5年間で248件、年間平均約50件が建築されている。年ごとに見ると平成13年の着工件数が61件であり、他の年の着工件数と比較すると高くなっている。

平成17年では、新築を用途別に見ると、用途地域指定区域内が住宅76.6%、商業12.4%、その他10.3%、工業0.7%の割合となっている。区域別に見ると、用途地域指定区域が約53%、用途地域指定外区域が約47%となっている。

新築着工件数を地区別に見ると、用途地域指定区域は東部地域の飯野小学校周辺（町）、及びJR吉都線えびの飯野駅周辺（駅前）、西部地域の国道268号周辺（京町）が多く、これらは、商業系用途地域が設定されている地区である。また、用途地域指定外区域では、前田、浦、大明司、島内が多い状況であり、国道沿道が多い。



表：新築着工の状況

(単位：件数、%)

年次	用途地域指定区域計					用途地域指定外区域計					合計	
	住宅	商業	工業	その他	合計	住宅	商業	工業	その他	合計		
H13	件数	24	3	0	4	31	21	4	1	4	30	61
	割合	77.4	9.7	-	12.9	100.0	70.0	13.3	3.4	13.3	100.0	
H14	件数	27	3	0	2	32	14	3	0	2	19	51
	割合	84.4	9.4	-	6.2	100.0	73.7	15.8	-	10.5	100.0	
H15	件数	17	7	1	2	27	13	0	1	2	16	43
	割合	63.0	25.9	3.7	7.4	100.0	81.3	-	6.2	12.5	100.0	
H16	件数	25	2	0	5	32	15	1	0	2	18	50
	割合	78.1	6.3	-	15.6	100.0	83.3	5.6	-	11.1	100.0	
H17	件数	18	3	0	2	23	17	2	0	1	20	43
	割合	78.3	13.0	-	8.7	100.0	85.0	10.0	-	5.0	100.0	
合計	件数	111	18	1	15	145	80	10	2	11	103	248
	割合	76.6	12.4	0.7	10.3	100.0	77.7	9.7	1.9	10.7	100.0	

出典：宮崎県都市計画基礎調査調書

農地転用状況

表：農地転用状況(区域別)H9～H18 (ha)

区域	住宅用地		工業用地		公共施設用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
用途地域指定区域	106	6.5	4	0.7	3	0.3	61	4.6	174	12.1
用途地域指定外区域	164	8.9	6	1.4	2	0.1	153	19.3	325	29.7
合計	270	15.4	10	2.1	5	0.4	214	23.9	499	41.8

出典：宮崎県都市計画基礎調査調書

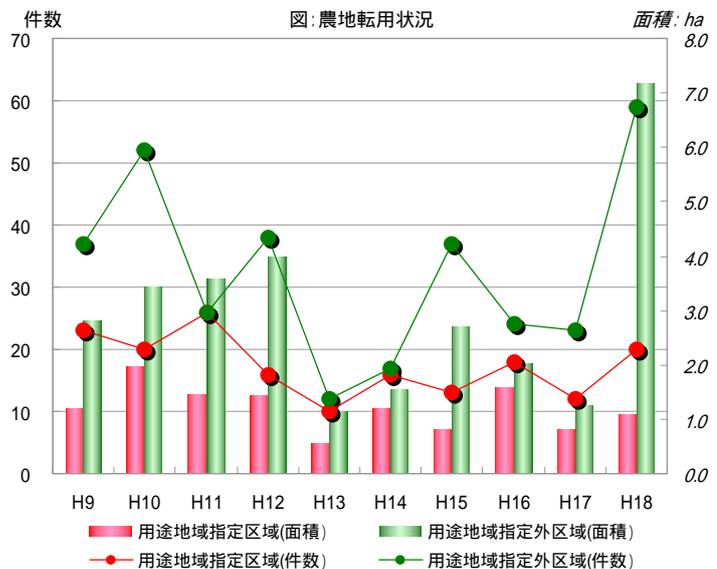
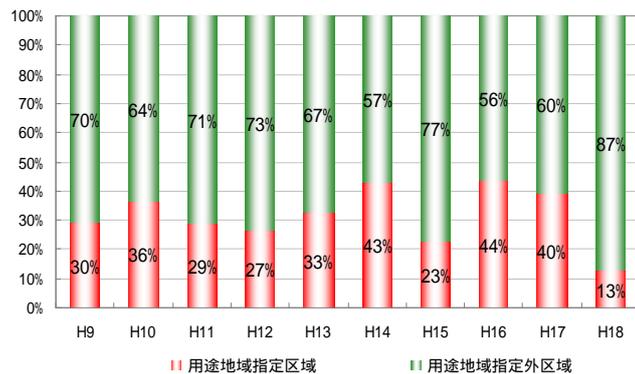
本市の農地転用の状況は、平成9年から平成18年までの10年間で499件、41.8haの転用が行われている。用途別に見ると住宅用地が270件、15.4haと最も多く、その他が214件、23.9ha、工業用地10件、2.1ha、公共施設用地5件、0.4haの順になっている。農地転用の目的別に見ると用途地域指定区域は住宅用地が多いのに対し、用途地域指定外区域は住宅用地とその他が多くなっている。

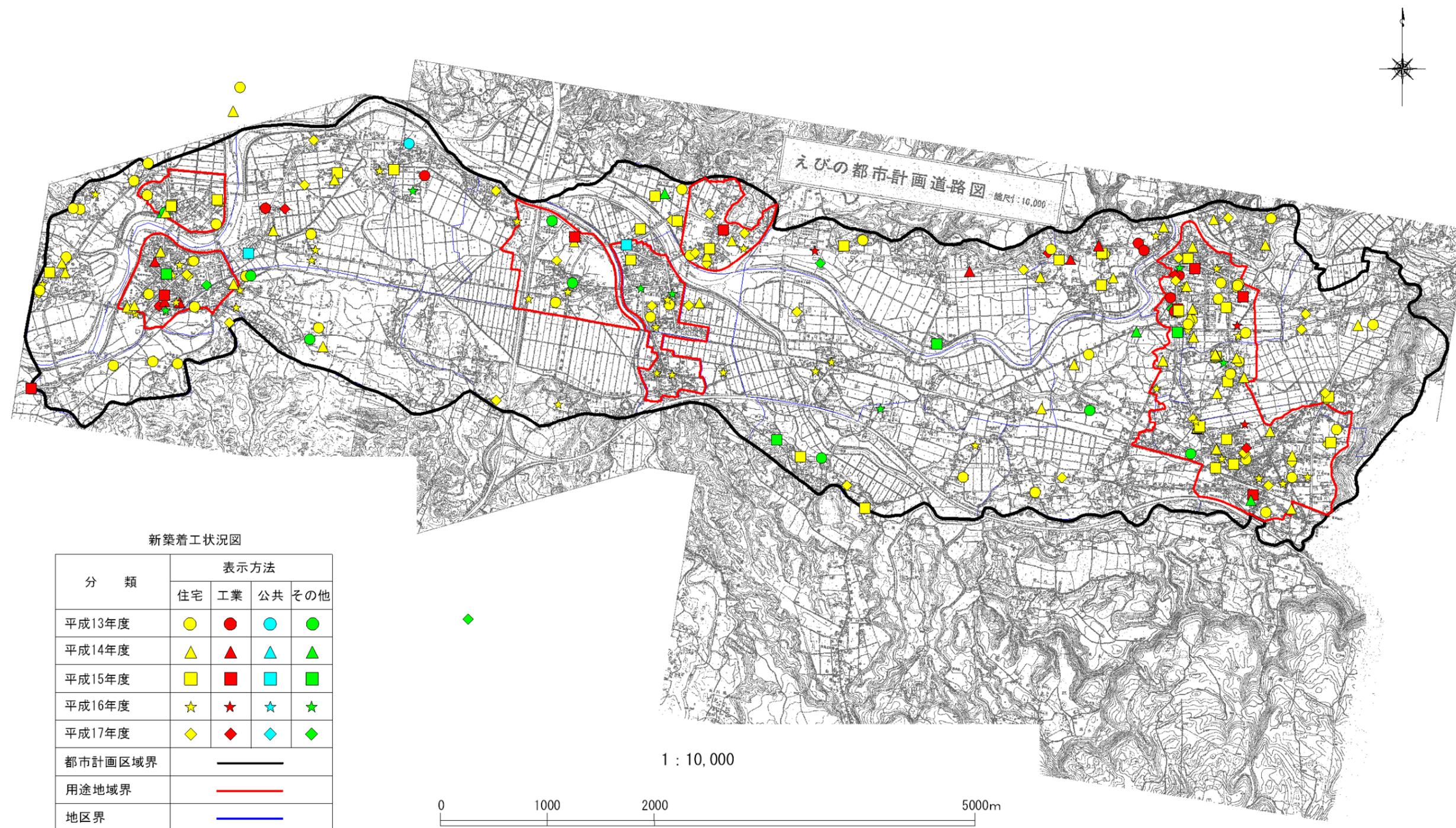
また、10年間の区域別の割合を見ると、件数割合と面積割合ともに用途地域指定区域が約35%前後、用途地域指定外区域が約65%前後となっている。

また、区域別の推移を見ると、用途地域指定区域および用途地域指定外区域ともに、平成13年以降は増加傾向にある。

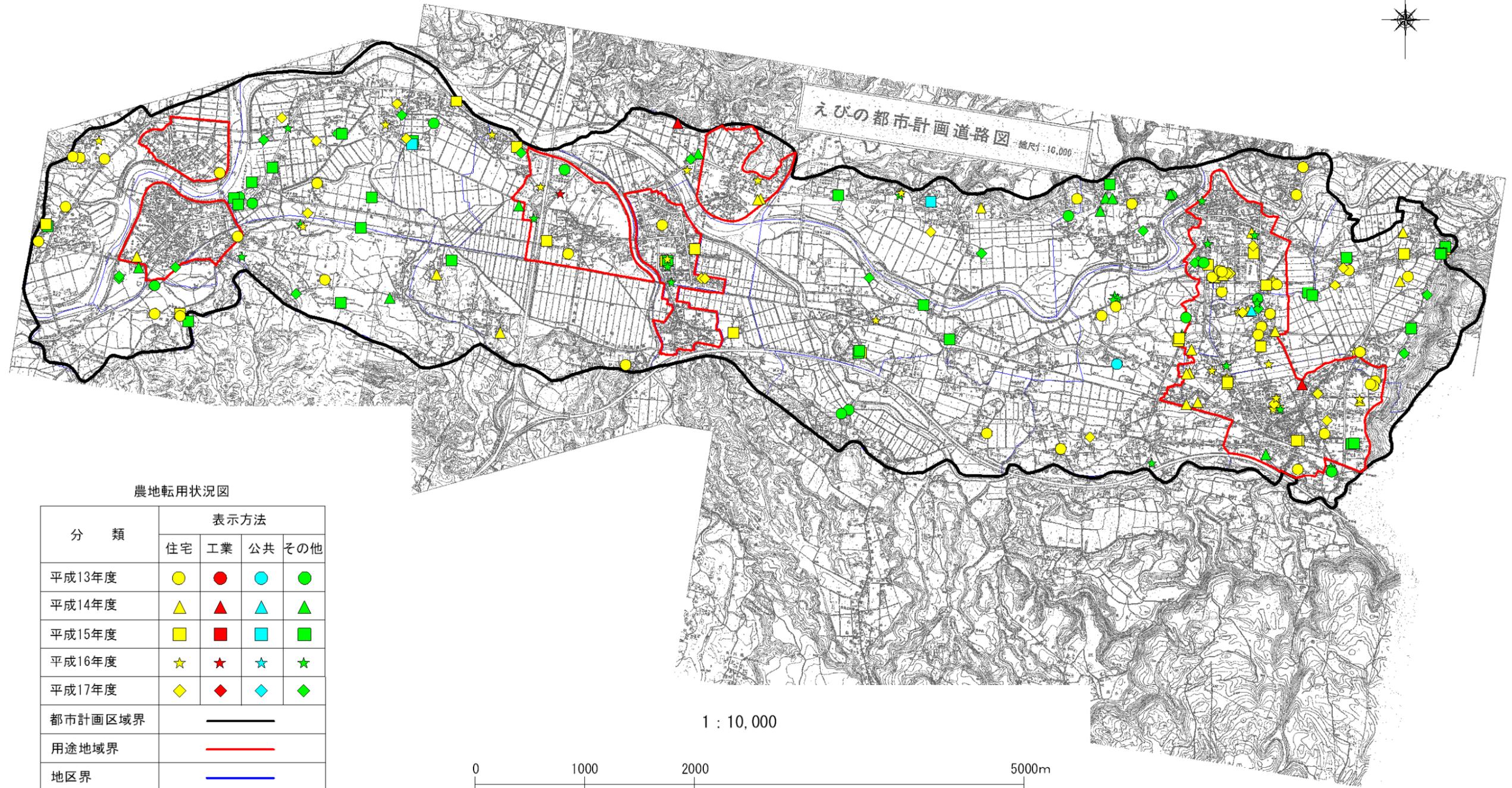
農地転用状況を地区別に見ると、用途地域指定区域が点在しているのに対し、用途地域指定外区域は国道221号及び国道268号沿道での農地転用が多く見られる。

図：農地転用状況(区域別面積割合)





図：新築着工状況図



図：農地転用状況図

6. 建物

(1) 建物用途別現況

本市の都市計画区域内の建物用途別現況をみると、棟数割合が高い建物用途は住宅が83.8%、併用住宅3.3%、文教厚生施設B2.5%、業務施設2.0%、運輸倉庫施設1.8%の順になっている。区域別に見ると用途地域指定区域では、住宅が78.8%、併用住宅が5.4%、文教厚生施設B3.3%、業務施設2.8%、共同住宅2.5%の順になっている。一方、用途地域指定外区域は、住宅が87.7%、農林漁業用施設1.9%、文教厚生施設B1.8%、併用住宅1.7%、業務施設1.4%の順になっている。用途地域指定区域では、共同住宅の割合が高く、用途地域指定外区域では農林漁業用施設の割合が高い。

また、建物用途を中分類でみると、都市計画区域は住居系用途88.8%、商業系用途3.5%、文教・公共3.3%、工業系用途3.1%、その他1.3%になっている。用途地域指定区域は都市計画区域と同じ順番ではあるが、商業系、文教・公共、工業系の割合が高く、用途地域指定外区域では、住居系の次に工業系、商業系の割合が高い。

表 建物用途別現況

建物用途	区域	用途地域指定区域		用途地域指定外区域		都市計画区域	
		(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)
住宅		5,346	78.8	7,574	87.7	12,920	83.8
共同住宅		171	2.5	85	1.0	256	1.6
併用住宅		362	5.4	146	1.7	508	3.3
商業施設		120	1.8	61	0.7	181	1.2
業務施設		189	2.8	118	1.4	307	2.0
宿泊施設		35	0.5	7	0.1	42	0.3
遊戯施設		7	0.1	7	0.1	14	0.1
文教厚生施設A ※注1		34	0.5	31	0.4	65	0.4
文教厚生施設B		224	3.3	155	1.8	379	2.5
官公庁施設		36	0.5	22	0.2	58	0.4
工業施設		43	0.6	78	0.9	121	0.8
サービス工業施設(A) ※注2		1	0.0	3	0.0	4	0.0
サービス工業施設(B)		19	0.3	21	0.2	40	0.3
家内工業施設		1	0.0	5	0.0	6	0.0
運輸倉庫施設		146	2.2	136	1.6	282	1.8
危険物貯蔵・処理施設		16	0.3	14	0.2	30	0.2
農林漁業用施設		21	0.3	165	1.9	186	1.2
供給処理施設		8	0.1	9	0.1	17	0.1
その他		3	0.0	0	0.0	3	0.0
総計		6,782	100.0	8,637	100.0	15,419	100.0
住居系		5,879	86.7	7,805	90.4	13,684	88.8
商業系		351	5.2	193	2.2	544	3.5
文教・公共		294	4.3	208	2.4	502	3.3
工業系		226	3.3	257	3.0	483	3.1
その他		32	0.5	174	2.0	206	1.3
計		6,782	100.0	8,637	100.0	15,419	100.0

出典：宮崎県都市計画基礎調査調査書

注1：文教厚生施設A：床面積が600㎡以下、文教厚生施設B：600㎡を超えるもの

注2：サービス工業施設(A)：床面積が50㎡以下、サービス工業施設(B)：50㎡を超えるもの

(2) 構造・階数別現況

用途地域指定区域内の建物構造の状況をみると、棟数比率で79.0%、延べ床面積の比率で79.9%が木造となっている。木造建物棟数比率を地区別でみると、栗下89.1%、駅前86.1%、上江85.6%、柳水流84.9%、原田83.2%の順となっている。しかし、極端な木造密集地区ではない。

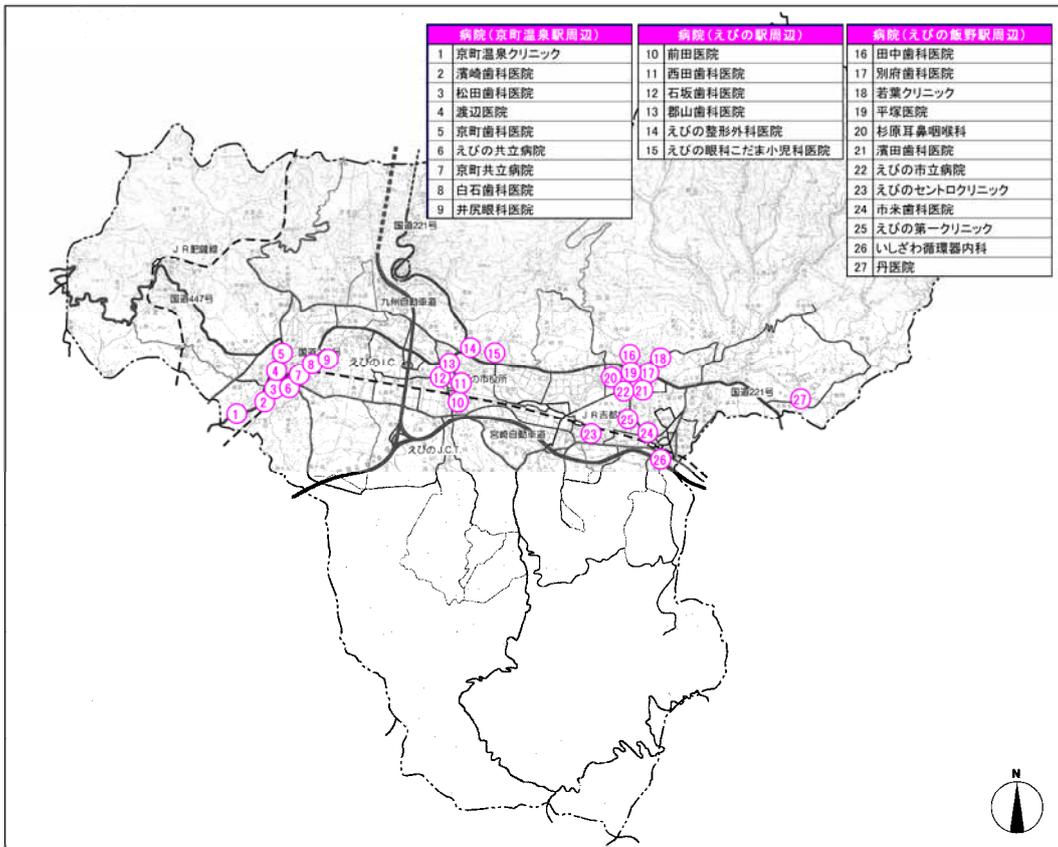
表 建物構造別現況

地区番号	地区名	全建物棟数 (棟)	全建物延べ面積 (㎡)	木造建物			
				棟数(棟)	比率(%)	延べ面積 (㎡)	比率(%)
1001	町	552	64,473	406	73.6	44,779	69.5
1002	原田	394	25,752	328	83.2	20,434	79.3
1003	駅前	1,824	147,363	1,571	86.1	120,162	81.5
1004	上江	507	24,435	434	85.6	20,348	83.3
1005	中島	689	53,093	513	74.5	45,410	85.5
1006	麓	1,248	89,234	990	79.3	70,431	78.9
1007	栗下	366	22,931	326	89.1	18,476	80.6
1008	インター	524	32,664	411	78.4	26,755	81.9
1009	京町	1,050	90,979	713	67.9	71,864	79.0
1010	内堅	627	32,884	451	71.9	27,695	84.2
1011	浦	83	5,890	65	78.3	4,473	75.9
1012	柳水流	53	2,988	45	84.9	2,615	87.5
用途地域計		7,917	592,687	6,253	79.0	473,443	79.9

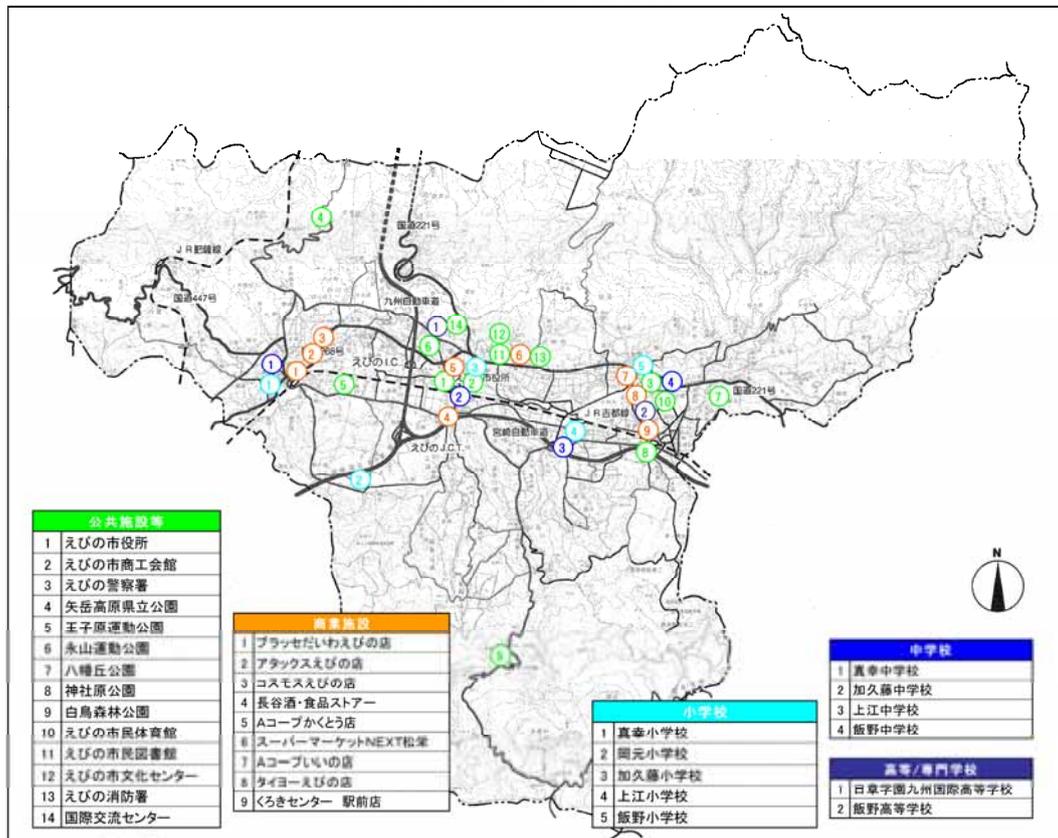
出典：宮崎県都市計画基礎調査調書

(3) 主要施設配置状況

本市の主要公共施設や大型商業施設、医療施設、学校などは、東部地域、中部地域、西部地域の用途地域指定区域内に集中している。



■主要施設分布図(医療施設)



■主要施設分布図(公共施設等・商業施設・教育機関)

7. 都市施設

(1) 都市計画施設の整備状況

都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は、用途地域指定区域を中心に 29 路線、総延長 47,350m が計画決定されている。整備の状況は、改良済み区間延長 21,102m で改良率 45% である。

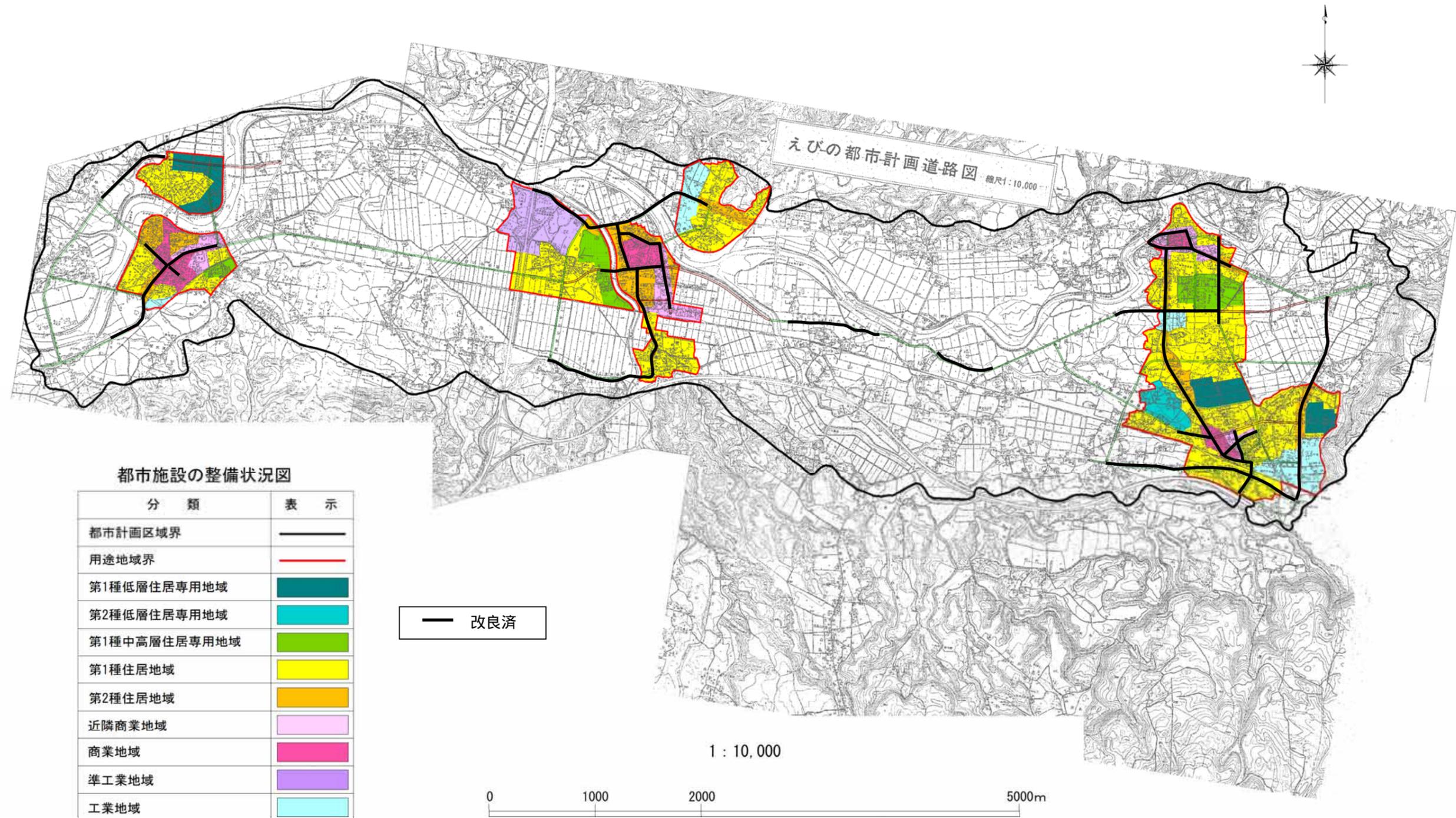
全 29 路線の内、改良率が 100% に達した整備済み路線は 10 路線が該当する。また、整備率が 50% に満たない路線は 18 路線あり、その内 6 路線は工事未着手路線である。

表：都市計画道路の整備状況

(単位：m, %)

路線名	計画決定		整備中 改良済	改良率	当初計画決定 年月日
	幅員	延長			
3・4・1 駅前北町線	16	900	0	0	S54.2.6
3・4・2 八幡通線	16	2,970	2,000	67	S62.12.8
3・4・3 加久籐駅前通線	16	1,060	1,060	100	S56.9.16
3・4・4 中島西通線	16	430	430	100	S56.9.16
3・4・5 中島南通線	16	270	20	7	S56.9.16
3・4・6 中島栗下通線	16	1,060	1,060	100	S60.8.2
3・5・1 駅前通線	12	2,060	2,060	100	H13.5.31
3・5・2 宮崎人吉線	12	2,190	760	35	S54.2.6
3・5・3 山麓線	12	2,120	2,120	100	S62.12.8
3・5・4 飯野停車場韓国線	12	1,800	340	19	S56.9.16
3・5・5 原田中央線	12	2,110	750	36	H13.5.31
3・5・6 えびの中央線	12	12,860	4,918	38	H13.5.31
3・5・7 原田上江線	12	2,700	0	0	S53.12.18
3・5・8 飯野駅前南通線	12	710	260	37	H5.3.8
3・5・9 松原永山線	14	1,620	1,620	100	S56.9.16
3・5・10 宮崎水俣線	12	630	0	0	S56.9.16
3・5・11 栗下大溝原通線	12	1,100	1,100	100	H9.9.16
3・5・12 永山灰塚線	12	1,330	0	0	H9.9.16
3・5・13 京町北部線	12	3,590	560	16	H6.10.31
3・5・15 京町内堅線	12	1,460	450	31	S53.12.18
3・5・16 京町岡松線	12	920	0	0	S53.12.18
3・5・17 飯野支所通線	12	1,080	505	47	H7.4.5
3・5・18 南原田通線	12	370	370	100	H5.3.8
3・5・19 京町東部線	12	750	0	0	H6.11.7
7・5・1 飯野駅前本通線	12	390	390	100	S51.12.21
7・5・2 原田麓橋線	12	290	19	7	S62.8.19
7・5・3 西町通線	12	110	30	27	S62.8.19
7・6・1 木屋町通線	10	270	270	100	H5.3.8
7・6・2 西広寺通線	10	200	10	5	S51.12.21
合 計		47,350	21,102	45	

(注) 改良率は計画延長に対する改良済区間の延長 出典：えびの市建設課
整備率は計画延長に対する改良済区間と概成済区間の延長



図：都市計画道路の整備状況図

都市計画公園等の整備状況

本市の都市計画公園は、近隣公園のえびの都市計画公園神社原公園が1箇所のみ、都市計画決定されている。えびの都市計画公園神社原公園の計画面積 1.40ha に対して、供用面積は 1.36ha であり、97%の整備率になっている。

えびの市の住民一人当たりの都市公園の敷地面積は、計画ベース、供用ベースともに 0.6 m²/人であり、低い整備水準となっている。

なお、都市公園法において、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を 10 m²/人として定めており、市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は 5 m²/人として定めている。

都市計画決定していない公園としては、王子原運動公園、永山運動公園、八幡丘公園、永山河川敷運動公園の4箇所が整備されており、市民の日常のスポーツ・レクリエーションの場として利用されている。

表：都市計画公園等の整備状況

(単位:ha, %)

種別	名称	計画面積	供用面積	進捗率
近隣	えびの都市計画公園 神社原公園	1.40	1.36	97
その他	王子原運動公園	5.24	5.24	
その他	永山運動公園	3.87	3.87	
その他	八幡丘公園	9.27	9.27	
その他	永山河川敷運動公園	1.60	1.60	
	その他 計	19.98	19.98	
	合 計	21.38	21.34	

出典：庁内資料

下水道等の整備状況

生活雑排水については、河川等の水質汚濁を防止するため、各家庭から排出される台所、洗濯、風呂などの排水とし尿を処理するための合併処理浄化槽の設置を進めている。平成25年度末の生活排水処理率は55.2%であり、引き続き、合併処理浄化槽の整備促進が望まれる。

その他の都市施設

本市のその他の都市施設としては、えびの市環境センター（0.7ha）を昭和60年12月10日に都市計画決定している。なお、処理能力は40kl/日である。

ごみ処理については、一般家庭から出される生活系ごみ（廃棄物）と事業活動に伴って生じた事業系一般ごみ（廃棄物）を処理できるえびの市美化センターがある。なお、ごみ焼却能力は70t/日、粗大ごみ施設能力は10t/日である。

えびの市美化センターに続く最終処分施設としてえびの市一般廃棄物最終処分場がある。埋立地全面に遮水設備を施し、高度処理の浸出水処理施設を有する。なお、計画埋立量は70,000m³である。

えびの市環境センター及びえびの市美化センターは、定期的な整備を実施しているが、計画的な更新が必要になっている。

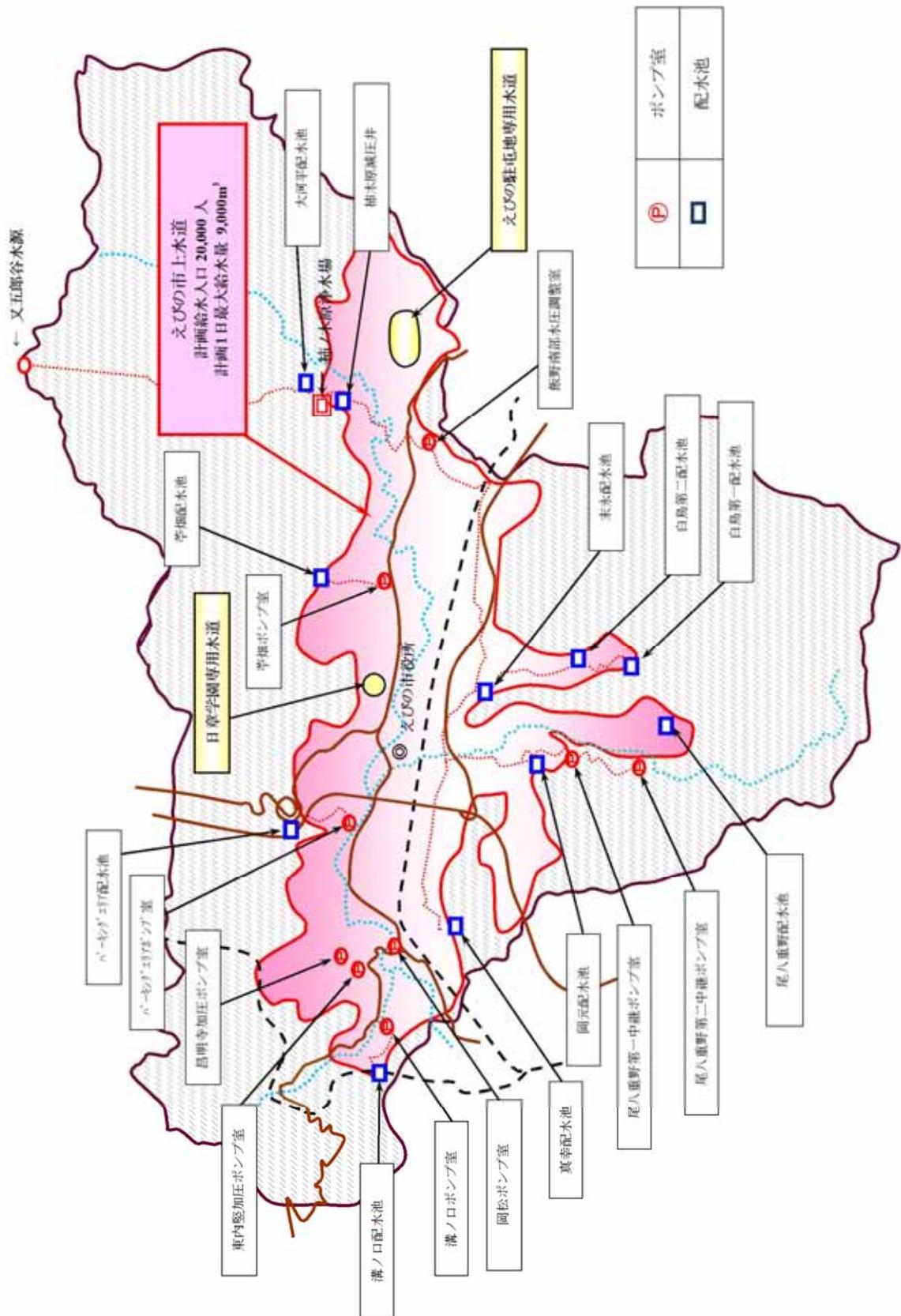
上水道

本市の上水道は、昭和50年に第3次拡張事業認可を受け、昭和52年～昭和55年に事業を実施した。その後、給水区域の拡張を行いながら現在に至っている。今後の課題としては、現水源である川内川上流の表流水に代わる、災害に強くより安定した第2水源の確保、老朽化施設の更新、地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつある簡易水道の上水道への統合など、いずれも多額の費用を要する事業が輻輳することである。

表 上水道沿革

名称	区分	認可 (届出) 年月日	竣工 年月	給水開始 年月日	計画給水 人口(人)	計画一日最大 給水量(m ³)
真幸町 簡易水道事業	創設	S32.8.24	S34.3	S34.4.1	5,000	750(150)
真幸町 上水道事業	第1次拡張	S40.3.10	S41.9	S41.10.1	6,700	1,200(180)
	第2次拡張	S41.2.25	S42.6	S42.7.1		
	(1次変更)	S43.11.29	S44.3	S44.4.1		
えびの市 上水道事業	第3次拡張	S50.3.31	S55.12	S55.6.1	25,000	10,000(400)
	(1次変更)	H12.3.27	H12.5	H12.6.1	(上記と同じ:区域拡張)	
	(2次変更)	H22.2.26	H25.3	H25.4.1	20,000	9,000(450)
	変更届出	(H25.2.15)	H27.3	H25.4.1	(上記と同じ:区域拡張)	

※ 計画一日最大給水量の()は一人当たりの給水量:ℓ/人・日を示す。



図：上水道の整備状況

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第1章 えびの市の現況

公営住宅

平成26年4月1日現在の市営住宅管理戸数は491戸で、団地数は30団地である。

そのほとんどが昭和に建築されたものであり、狭小住宅が多く老朽化も進んでいるため、子育て世帯や高齢者の受け入れが難しい状況である。さらに、小規模団地が散在していることから、建替えに合わせた再編等の整備が必要となっている。

表 公営住宅一覧

団地名	設置場所	建設年度	構造	戸数	
大河平団地	えびの市大字大河平2852番地	昭和27年度	木造平家建	2戸	
上五日市団	えびの市大字原田1073番地	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	8戸	
下五日市団	えびの市大字原田534番地1	昭和34年度	木造平家建	7戸	
御仕立山団地	えびの市大字原田1370番地56	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	7戸	
		昭和41年度	簡易耐火構造平家建	7戸	
		昭和50年度	簡易耐火構造2階建	5戸	
建山団地	えびの市大字原田2188番地	昭和39年度	簡易耐火構造平家建	20戸	
野中田団地	えびの市大字上江468番地9	昭和29年度	木造平家建	1戸	
野中田東団地	えびの市大字上江523番地8	昭和42年度	簡易耐火構造平家建	10戸	
		昭和43年度	簡易耐火構造平家建	2戸	
坊ヶ島団地	えびの市大字原田167番地24	平成13年度	木造平家建	6戸	
		平成13年度	木造2階建	6戸	
本市団地	えびの市大字原田3443番地1	昭和45年度	簡易耐火構造2階建	10戸	
		昭和46年度	簡易耐火構造2階建	12戸	
		昭和47年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
		昭和48年度	簡易耐火構造2階建	8戸	
		昭和49年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
	えびの市大字原田3404番地	昭和49年度	簡易耐火構造2階建	6戸	
西本町団地	えびの市大字原田3381番地	昭和28年度	木造平家建	3戸	
黒田団地	えびの市大字原田3249番地	昭和35年度	簡易耐火構造平家建	16戸	
坂元団地	えびの市大字坂元411番地2	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	4戸	
		昭和41年度	簡易耐火構造平家建	4戸	
芋畑団地	えびの市大字坂元1543番地1	昭和43年度	簡易耐火構造平家建	11戸	
大平団地	えびの市大字原田42番地7	昭和51年度	簡易耐火構造2階建	12戸	
本地原団地	えびの市大字原田1369番地15	昭和52年度	簡易耐火構造2階建	14戸	
飯野団地	えびの市大字杉水流23番地	昭和53年度	中層耐火構造4階建	16戸	
	えびの市大字杉水流24番地3	昭和55年度	中層耐火構造4階建	24戸	
駅前団地	えびの市大字原田2208番地5	昭和59年度	木造2階建	12戸	
小屋志西団地	えびの市大字上江400番地2	昭和54年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
		昭和55年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
		昭和56年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
		昭和57年度	簡易耐火構造2階建	6戸	
		昭和58年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
小屋志東団地	えびの市大字上江430番地5	昭和55年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
		昭和56年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
		昭和58年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
		昭和59年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
中島A団地	えびの市大字小田35番地	昭和36年度	簡易耐火構造平家建	10戸	
		昭和45年度	簡易耐火構造平家建	6戸	
		えびの市大字小田64番地	昭和46年度	簡易耐火構造平家建	4戸
			昭和47年度	簡易耐火構造平家建	6戸
			昭和48年度	簡易耐火構造平家建	2戸
中島B団地	えびの市大字栗下1359番地	昭和36年度	簡易耐火構造平家建	8戸	
栗下団地	えびの市大字栗下959番地	昭和40年度	簡易耐火構造平家建	12戸	
		昭和50年度	簡易耐火構造2階建	5戸	
		昭和51年度	簡易耐火構造2階建	6戸	
		昭和52年度	中層耐火構造4階建	16戸	
		平成3年度	中層耐火構造3階建	18戸	
加久藤団地	えびの市大字栗下1524番地6	昭和54年度	中層耐火構造4階建	24戸	
永山団地	えびの市大字栗下1168番地4	昭和56年度	中層耐火構造4階建	16戸	
	えびの市大字栗下1168番地9	昭和57年度	中層耐火構造4階建	16戸	
	えびの市大字栗下1168番地11	昭和58年度	中層耐火構造4階建	16戸	
大溝原団地	えびの市大字西郷699番地2	昭和56年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
	えびの市大字西郷704番地1	昭和61年度	木造平家建	2戸	
下川原団地	えびの市大字水流105番地	昭和38年度	簡易耐火構造平家建	8戸	
		古川団地	平成15年度	木造平家建	5戸
			平成16年度	木造平家建	3戸
船場団地	えびの市大字水流438番地4	平成16年度	木造2階建	2戸	
		昭和45年度	簡易耐火構造平家建	6戸	
		昭和46年度	簡易耐火構造平家建	4戸	
		昭和47年度	簡易耐火構造平家建	4戸	
北岡松団地	えびの市大字岡松804番地8	昭和53年度	簡易耐火構造2階建	5戸	
		昭和54年度	簡易耐火構造2階建	6戸	
		昭和58年度	簡易耐火構造2階建	2戸	
北岡松第2団地	えびの市大字岡松983番地68	昭和59年度	簡易耐火構造2階建	4戸	
		昭和60年度	木造平家建	4戸	
合		計		491戸	

(2) 道路網・交通の状況

国道・県道・市道の整備状況

本市の道路網は、国道3路線、主要地方道3路線、県道8路線及び市道で構成されている。東西方向に国道221号、国道268号及び国道447号、主要地方道京町小林線が骨格となり、南北方向は国道221号、主要地方道えびの高原小田線等が骨格となっている。

改良率は、一般国道が86.4%、主要地方道86.5%、一般県道59.6%、市道が65.4%となっている。路線別にみると国道447号、一般県道えびの高原京町線、一般県道石阿弥陀五日市線、一般県道木場吉松えびの線の改良率が低くなっている。

(単位:m、%)

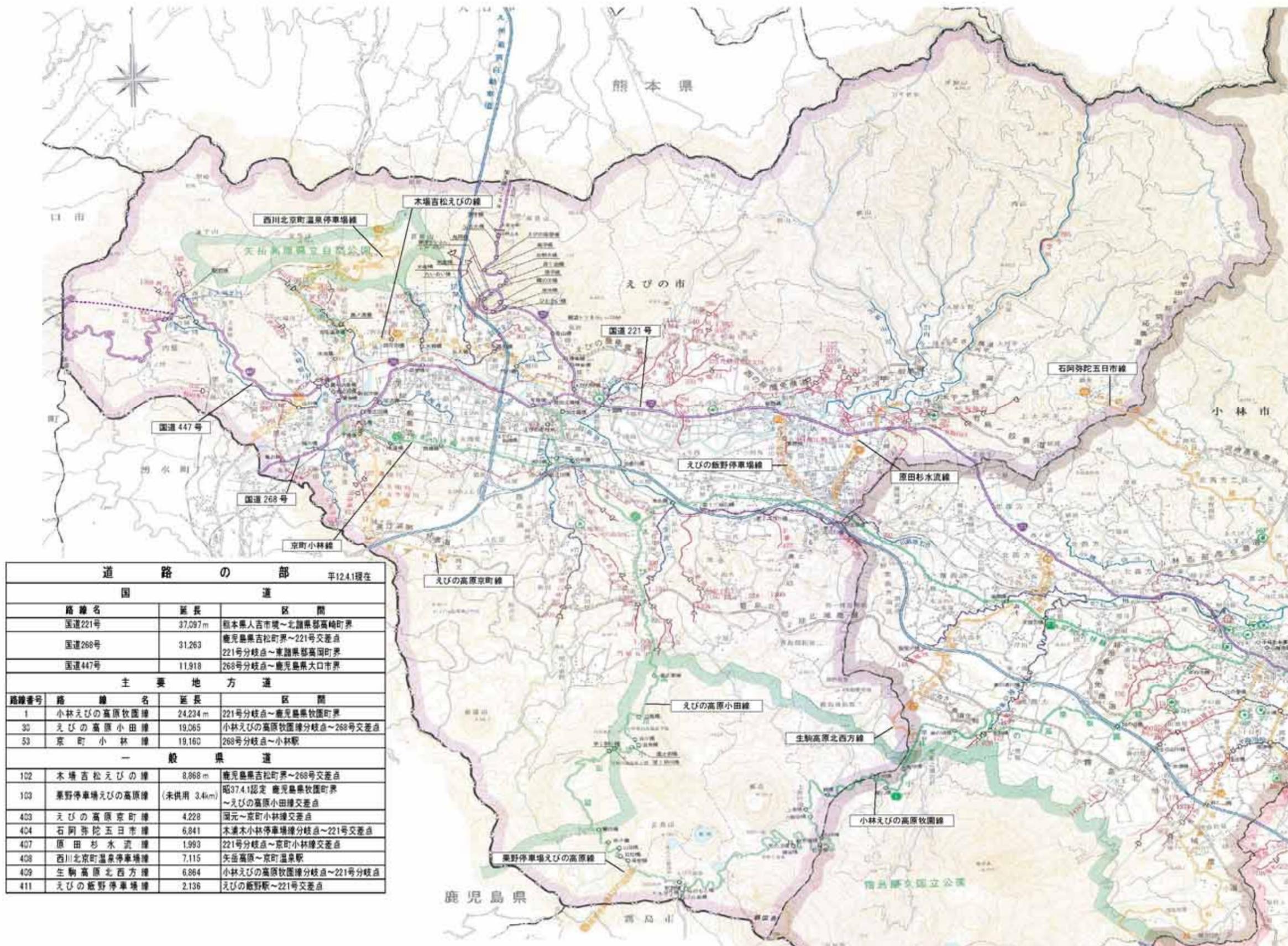
	路線名	実延長	規格改良済				舗装済			
			5.5m未満を除く		5.5m未満を含む		簡易舗装を除く		簡易舗装を含む	
			延長	率	延長	率	延長	率	延長	率
国道	国道221号	18,055.0	18,055.0	100.0	18,055.0	100.0	18,055.0	100.0	18,055.0	100.0
	国道268号	8,244.1	8,175.1	99.2	8,244.1	100.0	8,244.1	100.0	8,244.1	100.0
	国道447号	11,821.4	6,421.7	54.3	6,625.0	56.0	6,625.0	56.0	11,821.4	100.0
	一般国道計	38,120.5	32,651.8	85.7	32,924.1	86.4	32,924.1	86.4	38,120.5	100.0
主要地方道	小林えびの高原牧園線	10,173.0	7,488.9	73.6	10,173.0	100.0	10,173.0	100.0	10,173.0	100.0
	えびの高原小田線	19,068.9	14,424.5	75.6	15,600.8	81.8	15,600.8	81.8	19,068.9	100.0
	京町小林線	9,970.1	7,440.2	74.6	8,139.8	81.6	7,081.8	71.0	9,970.1	100.0
	主要地方道計	39,212.0	29,353.6	74.9	33,913.6	86.5	32,855.6	83.8	39,212.0	100.0
一般県道	木場吉松えびの線	8,488.1	4,747.0	55.9	4,871.8	57.4	4,050.5	47.7	8,488.1	100.0
	栗野停車場えびの高原線	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	えびの高原京町線	4,231.3	990.3	23.4	1,150.9	27.2	1,157.4	27.4	4,231.3	100.0
	石阿弥陀五日市線	1,075.8	306.5	28.5	306.5	28.5	306.5	28.5	1,075.8	100.0
	原田杉水流線	1,993.3	1,993.3	100.0	1,993.3	100.0	1,993.3	100.0	1,993.3	100.0
	西川北京町温泉停車場線	7,013.7	2,276.9	32.5	4,034.1	57.5	2,164.3	30.9	7,013.7	100.0
	生駒高原北西方線	940.9	406.7	43.2	940.9	100.0	940.9	100.0	940.9	100.0
	えびの飯野停車場線	2,136.0	2,136.0	100.0	2,136.0	100.0	2,136.0	100.0	2,136.0	100.0
	一般県道計	25,879.1	12,856.7	49.7	15,433.5	59.6	12,748.9	49.3	25,879.1	100.0
	県道計	65,091.1	42,210.3	64.8	49,347.1	75.8	45,604.5	70.1	65,091.1	100.0
国・県道計	103,211.6	74,862.1	72.5	82,271.2	79.7	78,528.6	76.1	103,211.6	100.0	

(平成25年4月1日現在)

市道	1級市道	51,551.1	22,441.4	43.5	48,080.5	93.3	4,997.6	9.7	51,251.8	99.4
	2級市道	49,396.4	23,322.1	47.2	42,866.4	86.8	2,122.2	4.3	48,721.0	98.6
	その他の市道	518,741.5	58,266.3	11.2	314,525.8	60.6	3,316.9	0.6	356,974.7	68.8
	市道計	619,689.0	104,029.8	16.8	405,472.7	65.4	10,436.7	1.7	456,947.5	73.7

(平成26年4月1日現在)

国県市道計	722,900.6	178,891.9	24.7	487,743.9	67.5	88,965.3	12.3	560,159.1	77.5
-------	-----------	-----------	------	-----------	------	----------	------	-----------	------



道路の部 平12.41現在			
国 道			
路線名	延長	区 間	
国道221号	37,097m	熊本県人吉市境～北薩県高崎町界	
国道268号	31,263	鹿児島県吉松町界～221号交差点 221号分岐点～東薩県高岡町界	
国道447号	11,918	268号分岐点～鹿児島県大口市界	
主 要 地 方 道			
路線番号	路線名	延長	区 間
1	小林えびの高原牧園線	24,234m	221号分岐点～鹿児島県牧園町界
30	えびの高原小田線	19,065	小林えびの高原牧園線分岐点～268号交差点
53	京町小林線	19,160	268号分岐点～小林駅
一 般 県 道			
102	木場吉松えびの線	8,968m	鹿児島県吉松町界～268号交差点
103	栗野停車場えびの高原線 (未供用 3.4km)		昭37.4.1認定 鹿児島県牧園町界 ～えびの高原小田線交差点
403	えびの高原京町線	4,228	関元～京町小林線交差点
404	石阿弥陀五日市線	6,841	木瀬木小林停車場線分岐点～221号交差点
407	原田杉水沢線	1,993	221号分岐点～京町小林線交差点
408	西川北京町温泉停車場線	7,115	矢岳高原～京町温泉駅
409	生駒高原北西方線	6,884	小林えびの高原牧園線分岐点～221号分岐点
411	えびの飯野停車場線	2,136	えびの飯野駅～221号交差点

高速道路網

えびの市の高速道路網は、九州縦貫自動車道が南北及び東西に整備されており、えびのジャンクションで鹿児島線と宮崎線に分かれている。



図：九州の高規格幹線道路網図（出展：2014高速道路 宮崎県）

交通量

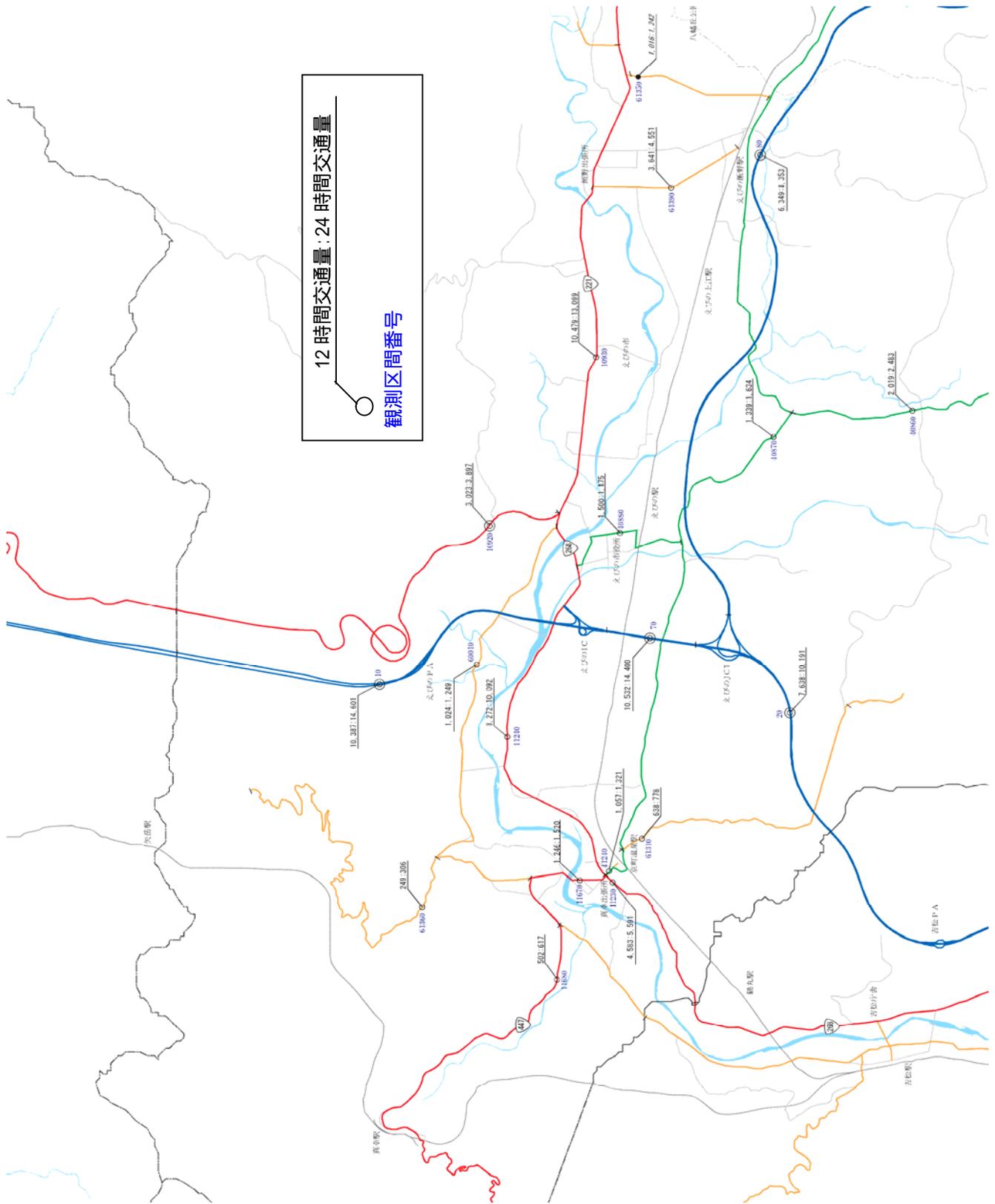
平成22年度道路交通センサスによると、えびの市道路の混雑度は0.03～0.96であり、連続的混雑状態を示す混雑度1.25を超える箇所は無い。

表：主要道路断面交通量

(単位：台)

観測区間番号	路線名	観測場所	平日		休日	
			24時間交通量	混雑度	24時間交通量	混雑度
10	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	人吉～えびの	14,601	.32		
20	九州縦貫自動車道鹿児島線	えびのJCT～栗野	10,191	.23		
70	九州縦貫自動車道宮崎線	えびの～えびのJCT	14,400	.23		
80	九州縦貫自動車道宮崎線	えびのJCT～小林	8,353	.20		
10920	国道221号	えびの市大字小田字麓	3,897	.69	3,863	.68
10930	国道221号	えびの市大字大明司字二八の下	13,099	.96		
11230	国道268号	えびの市浦	5,591	.45		
11240	国道268号	えびの市島内	10,092	.78		
11670	国道447号	えびの市大字向江714	1,520	.17		
11680	国道447号	えびの市大字内堅字中内堅729-4	617	.07		
11690	国道447号	えびの市大字内堅字堂山	58	.03		
40860	えびの高原小田線	えびの市大字末永1250-3	2,483	.31		
40870	えびの高原小田線	えびの市大字末永字島井原	1,634	.20		
40880	えびの高原小田線	えびの市大字栗下字中島129-1	1,875	.24		
41240	京町小林線	えびの市大字向江字下水流940	1,321	.27		
41250	京町小林線	小林市南西方4942-13	5,700	.55		
60010	木場吉松えびの線	えびの市大字東川北字徳満	1,249	.13		
60010	木場吉松えびの線	えびの市大字東川北字徳満	1,249	.21		
61310	えびの高原京町線	えびの市大字浦字下浦	778	.25		
61360	西川北京町温泉停車場線	えびの市大字昌明寺字南昌明寺	306	.07		
61390	えびの飯野停車場線	えびの市大字原田字中原田	4,551	.46		

出典：平成22年度道路交通センサス



図：主要道路断面交通量図

バス路線の状況

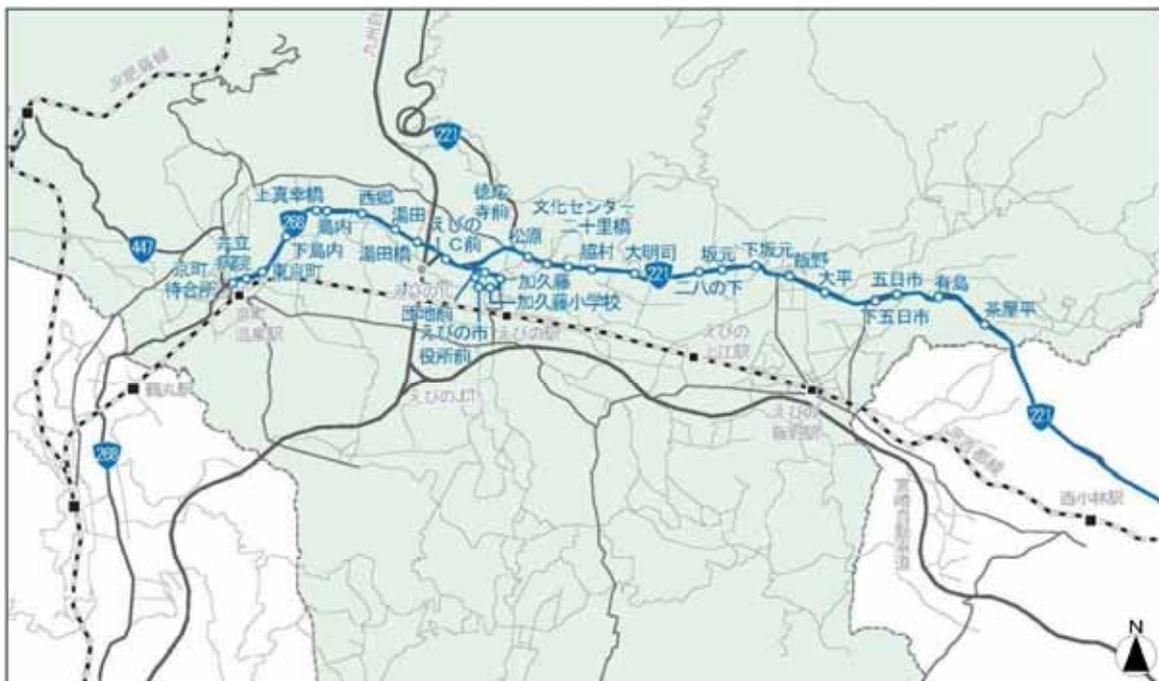
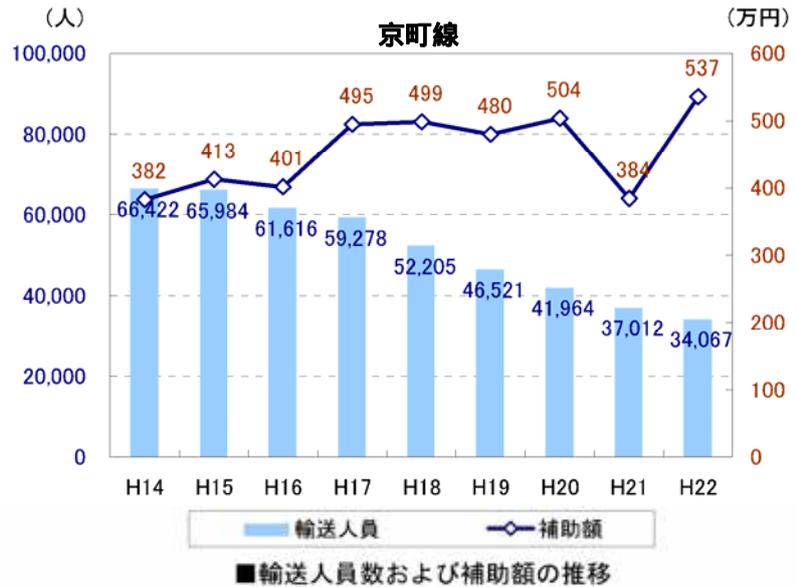
えびの市では、バス路線として京町線が、小林方面 10 本、京町方面 11 本が運行されている。

年間の利用者数は平成 14 年以降減少傾向を示しており、平成 22 年は 34 千人で、平成 14 年の約 51%である。

■時刻表(えびの市役所前)

行先	小林バスセンター	京町待合所
6時	55	
7時		39
8時	3	49
9時	24	49
10時	20	
11時	45	19
12時		49
13時	20	59
14時	24	39
15時	14	59
16時	40	
17時	50	19
18時		27
19時		24
20時		
便数	10便	11便

※H24. 2月現在



■バス路線図

8. その他

(1) 文化財の分布状況

本市には、国・県・市指定の文化財、国の登録有形文化財が数多く存在する。

表：えびの市の文化財

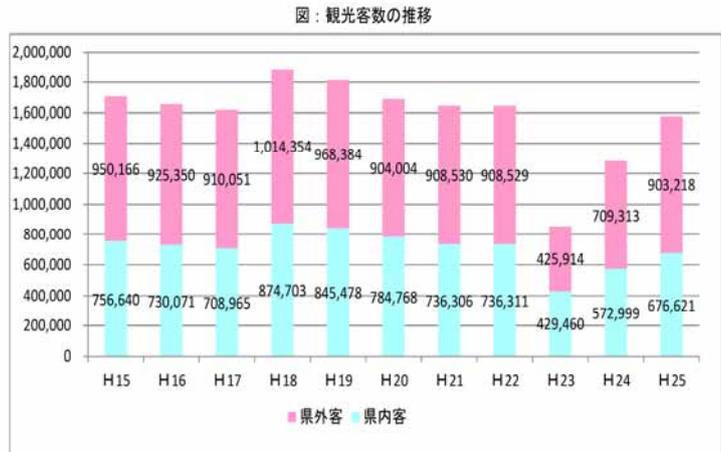
(平成24年8月)

区分	名 称	指定	所在地及び所蔵者	指定年月日
史 跡	榎田関跡	県	牧の原	S.8.12.5
	真幸村古墳	県	上島内	〃
	飯野村古墳	県	駅前	S.10.7.2
	木崎原古戦場跡	県	池島	H.10.3.26
	鶴寿丸の墓	市	加久藤麓	S.45.2.20
	狗留孫神社関係遺跡	市	下大河平	S.49.1.24
	長善寺住職墓石群	市	飯野麓	〃
	満足寺跡	市	白鳥	〃
	加久藤城跡	市	加久藤麓	〃
	飯野城跡	市	飯野麓	S.49.9.4
	剣神社遺跡	市	飯野麓	S.60.3.11
三徳院	市	栗下	〃	
小木原古墳	市	西上江	H.21.3.6	
有 形 文 化 財	板碑	県	東川北	S.40.8.7
	白鳥神社諸建造物	市	白鳥	S.45.2.20
	菅原神社本殿	市	西川北	〃
	大河平屋敷絵図	市	上大河平	S.60.3.11
	高牟礼文書	市	下浦	〃
	菅原神社二王像	市	水流	H.7.7.17
	飯野出張所前石敢当	市	飯野麓	〃
	中内堅梅木 田の神像	市	中内堅	H.15.9.11
	山形勉家 田の神像	市	中原田	〃
	宗江院墓石群	市	飯野麓	H.17.7.6
梵字供養塔	市	西川北	H.22.6.14	
登 録 有 形 文 化 財	めがね橋(建造物)	国登録	下大河平	H.10.9.2
	享保水路井堰	国登録	下大河平	H.16.2.17
	享保水路太鼓橋	国登録	下大河平	〃
	鑿巖(あいたい)橋	国登録	杉水流	〃
	大平落中橋	国登録	東原田	〃
	黒木家住宅	国登録	下大河平	H.16.7.23
有 形 民 俗 文 化 財	牛越祭り	県	西川北	H.4.3.21
	香取神社・天宮神社打植祭	県	今西・田代	H.13.5.7
	菅原神社社面	市	西川北	S.49.1.24
	前田村御検地竿次帳	市	前田	〃
	池島村御検地竿次帳	市	池島	〃
	大戸諏訪神社絵巻物	市	大明司	〃
天 然 記 念 物	ノカイドウ自生地	国	えびの高原	T.12.3.7
	薩摩鶏	国	東内堅	S.18.8.24
	飯岳針葉樹林	国	えびの高原	S.44.8.22
	飯野のイチヨウ	県	町	S.10.7.2
	香取神社なぎ大樹	市	今西	S.49.1.24
	永田家のイヌマキ大樹	市	西長江浦上	〃
	荒神堂タブ大樹	市	京町	〃

資料：えびの市HP

(2) 観光資源

本市の平成 15 年から平成 25 年間の観光入込客数の動向は、平成 15 年の 171 万人から平成 17 年の 162 万人まで減少し、突然、平成 18 年に 189 万人まで増加している。その後は徐々に減少し、平成 23 年には 85 万人まで急激に減少した。しかしその後は増加し、平成 25 年には 158 万人となっている。



この間の年平均観光入込客数は 158 万人である。 約 55%が県外客となっている。

表：えびの市の観光地

えびの高原 エリア	えびの高原、えびの高原キャンプ村、アバダントしらとり郷土の森、えびの高原池めぐり、えびの高原スケート場、環境省エコミュージアムセンター
白鳥温泉	白鳥温泉上湯、白鳥温泉下湯
京町温泉・矢岳高原エリア	京町温泉・吉田温泉、矢岳高原、矢岳高原ベルトンオートキャンプ場、真幸駅
えびの市東部・中央部 エリア	クルソン峡、毘沙門の滝、めがね橋、享保水路太鼓橋、飯野の大イチョウ、八幡丘公園、グリーンパークえびの、道の駅えびの、金松法然
文化財・史跡	木崎原古戦場跡、えびの市歴史民俗資料館、田の神さあ、等

第2章 上位・関連計画

1. 上位計画

(1) 第5次えびの市総合計画（平成24年度～平成33年度）

<p>将来の都市像</p>	<p>「大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの」 - 南九州の交流拠点都市を目指して -</p> <p>本市の有するすべての魅力を最大限に引き出しながら、人々の結集と創造によって「新たな力」を生み出すとともに、市民が、豊かな自然環境・田園景観に抱かれた中で育ち、学び、働き、生きることに喜びを感じ、お互いを敬い、家族・地域の絆を大切にし、心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指します。</p>
<p>基本目標</p>	<p>基本目標1 新たな活力を生む“産業づくり” 本市は、基幹産業の農業を中心に、企業誘致にも力を入れながら産業の振興を図ってきました。今後も地域の自立と活性化を目指すうえでまちの活力となる産業の振興は、より重要性を増しています。 そのため、本市の豊かな自然や培われてきた産業、文化、また、これまで整備されてきた社会基盤を含めたあらゆる地域資源をまちの活力として最大限に発揮することで、訪れる人々にも活力を感じてもらえるいきいきとしたまちを目指します。</p> <p>基本目標2 志と郷土愛を持つ“人づくり” 「人づくりが地域づくりである」本市はこの観点を大切に、教育・学習・文化・スポーツなどの基盤を整備してきました。様々な価値観や情報が氾濫し、日々変化していく社会の中、今後もこの観点を貫いていくことが大切であり、郷土を大切にする心、お互いの人権を尊重する心を、心の軸として持ち、21世紀を担う創造性豊かな意欲ある人づくりを目指します。また、市民が郷土の文化やお互いに学び合うことを通じて、高め合うことができるまちを目指します。</p> <p>基本目標3 誰もが元気“健康のまちづくり” 健康はすべての活動の根幹となるものです。本市は市民が健やかに生活できるよう、健康づくりや医療などの基盤を整備してきました。高齢化が一層進む中、誰もが健康に暮らし続けられるまちづくりは重要なキーワードとなります。 そのため、市民一人ひとりが健康への配慮を通じて心と体の健康づくりに取り組み、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指します。</p> <p>基本目標4 みんなのおかが見える“協働と福祉のまちづくり” 本市ではいち早く進む少子・高齢化に対応するため、市民との協働のまちづくり、福祉のまちづくりを進めてきました。しかし、少子・高齢化という社会形態の中、地域には福祉をはじめ様々な課題が山積してい</p>

基本目標	<p>ます。そのため、市民一人ひとりが地域課題について考え、相互に協力しながらその解決に向けて取り組むとともに、地域の中でともに支え合い・助け合い、絆を深めながら安心して暮らすことができるまちを目指します。</p> <p>基本目標5 自然と調和した住みよい“生活環境づくり”</p> <p>面積の約7割を山林が占め、川内川上流に位置する本市は、この豊かな自然と調和を図りながら、住宅をはじめとした生活環境の整備を進めてきました。このような環境を、他にはないえびのの魅力としてまちづくりに活かしていくことが大切です。</p> <p>そのため、本市の豊かな自然環境を守り育て、訪れる人々にえびのの豊かな自然・景観がかもし出す潤いや安らぎを感じてもらい、訪れて良かったと思われるまちを目指します。また、自然との調和が保たれた住みよい生活環境の中で安らぎのある生活を送ることができるまちを目指します。</p>
------	---



図：第5次えびの市総合計画体系図

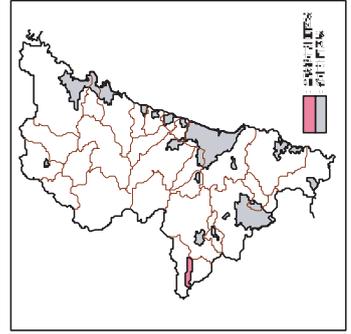
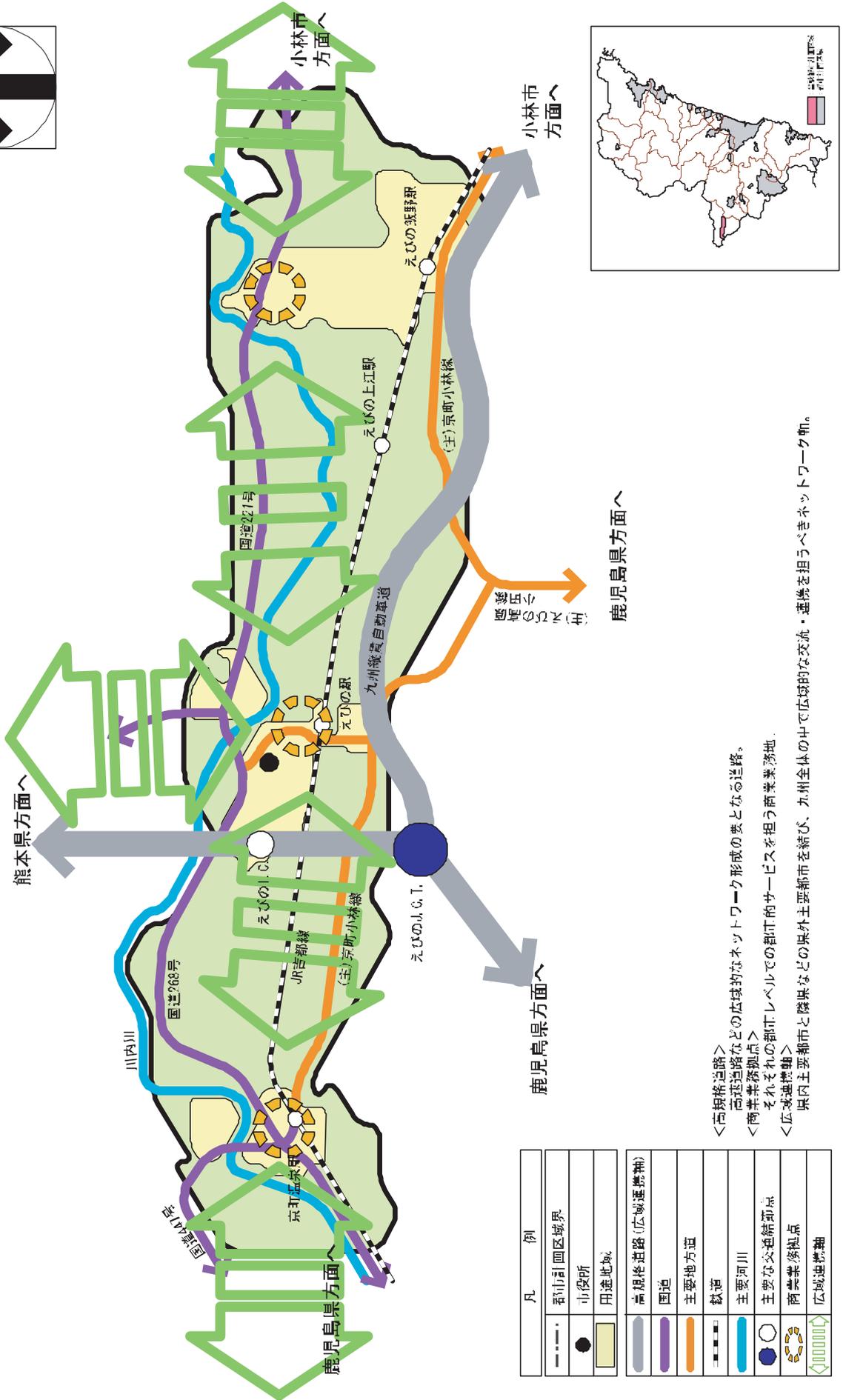
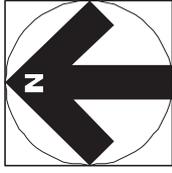
(2) 都市計画区域マスタープラン(平成23年4月)
(えびの市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

<p>都市づくりの 基本方向</p>	<p>クロスハイウェイ機能・国際交流機能を活かした、交流のまちづくり</p> <p>農林産資源や観光資源を活用した癒しのまちづくり</p> <p>豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり</p>
<p>市街地像</p>	<p>既成市街地</p> <p>○飯野町区、JRえびの飯野駅前地区、市役所周辺の中島地区、JR京町温泉駅周辺の京町地区の中心市街地においては、それぞれ地域の役割を考慮して、都市基盤整備と商業機能の更新を図り、うるおいと活力のある都市づくりを目指す。</p> <p>○基幹産業である農林業・観光と商工業とが連携し、地域の特性を活かした中心市街地の形成を目指す。</p> <p>その他の既成市街地</p> <p>○居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図り、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けたまちづくりを目指す。</p> <p>市街化進行地域</p> <p>○効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などの配置により、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指す。</p> <p>○幹線道路沿いの商業業務系施設の立地が進む地域においては、良好な沿道市街地の形成に向け、周辺環境との調和を図りながら、計画的な土地利用の誘導を目指す。</p> <p>郊外部の既存集落地域</p> <p>○用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指す。</p>

<p>主要な都市計画の 決定方針</p>	<p>土地利用</p> <p>< 商業業務地 ></p> <p>○飯野町区、JR えびの飯野駅前地区、市役所周辺の中島地区、JR 京町温泉駅周辺の京町地区に、それぞれ主に周辺地域の日用品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置し、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を活かした特色ある商業業務地の形成に努める。</p> <p>< 工業地・流通業務地 ></p> <p>○小田地区の既存の工業地においては、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。</p> <p>○地場産業の木材加工業の集積が見られる JR えびの飯野駅周辺東側地区においては、工業地として、工場と住宅の適正配置に努める。</p> <p>○九州縦貫自動車道えびのインターチェンジ周辺の流通業務施設の立地が進む永山周辺地区については、良好な流通業務地として位置付け、今後とも周辺土地利用との調和を図りながら、その機能の維持・形成に努める。</p> <p>< 住宅地 ></p> <p>○原田、永山及び水流地区に低層住宅を中心とした住宅地を配置し、効率的な土地利用と都市基盤整備を一体的に行い、良好な住宅地形成に努める。</p> <p>都市施設の整備</p> <p>< 交通施設 ></p> <p>○効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるように、総合的・計画的な整備を推進する。</p> <p>○健康で文化的な生活を営むために最低限度必要な移動環境を確保するため、多様な交通手段による地域公共交通を維持・再生し、自家用と公共の交通手段の最適な組み合わせ(ベストミックス)の再構築を目指す。</p> <p>< 生活排水 ></p> <p>○本都市計画区域には下水道の整備は予定されていないため、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を中心として、水環境保全に向けた生活排水処理対策を推進する。</p> <p>○健全な水循環の保全、水質保全の観点から、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努める。</p> <p>< 河川 ></p> <p>○一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努める。</p> <p>○河川美化運動や緑豊かな水辺空間づくりを促進する市民活動との協働・支援等に努める。</p> <p>< 公園、緑地等 ></p> <p>○都市生活に潤い与える空間としての機能のみならず、防災や都市景観の機能、さらには、低炭素型都市づくり要素として重要性が増してきており、地域住民との協働を図りながら、整備、保全に努める。</p> <p>○えびの市として、住民の意見を反映しながら「緑の基本計画」を策定していくとともに、今後の都市公園などの整備は「緑の基本計画」に基づいて行うことを基本とする。</p>
--------------------------	--

	<p><その他都市施設></p> <ul style="list-style-type: none">○水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう整備に努める。○「宮崎県廃棄物処理計画[第二期]（平成 18 年 3 月策定）」に基づき、産業廃棄物の中間処理施設については適切な施設設備を促進する。また、その配置は周辺への環境保全に配慮した計画へと誘導するとともに、関係市町村や関係機関と調整を図る。 <p>市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none">○本都市計画区域における市街地開発事業については、各地域の状況を的確に把握し、居住環境の改善や防災性の向上などの、必要性、緊急性を考慮して検討を行う。 <p>自然環境の保全、自然的環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑とのふれあいの場の創出、公共空間の緑化などを行い、市街地内の自然的環境ネットワークの形成に努める。○市街地郊外部の自然的環境を生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減などを担うものとして保全し、市街地内の自然的環境ネットワークも含めた広域的な環境保全ネットワークの形成に努める。
--	---

附図 えびの市都市計画区域構造図



凡	例
---	都市計画区域境界
●	市役所
■	用途地域
■	高規格道路(広域運搬軸)
■	国道
■	主要地方道
■	鉄道
■	主要河川
○	主要な交通結節点
○	商業誘発拠点
○	広域運搬軸

<高規格道路>
高規格道路などの広域的なネットワーク形成の要となる道路。
<商業誘発拠点>
それぞれ都市レベルでの都市的サービスを支える商業誘発地。
<広域運搬軸>
県内主要都市と隣県などの県外主要都市を結び、九州全体の中で広域的な交流・連携を担うべきネットワーク軸。

平成 23 年 4 月に作成された都市計画区域マスタープランに掲載された図面です

2 . 関連計画

2 - 1 関連計画

(1) えびの市地域公共交通総合計画 (平成 24 年度 ~ 平成 26 年度)

<p>望ましい 公共交通体系の イメージ</p>	<p>交通空白地から最寄りの拠点（えびの飯野駅、えびの駅、京町温泉駅の周辺）まで便利な公共交通で移動することができる。</p> <p>面的に分布する各施設間（駅～病院など）を自由に移動することができる。また、JRや路線バスで市外にも移動することができる。</p> <p>歩行に自信が無い人などでも、安心してタクシーで移動することができる。</p> <p>えびのIC付近に十分な駐車スペースがあり、高速バスが利用しやすい。</p> <p>えびのICまで高速バスで来た観光客が、様々な交通手段で観光を楽しむことができる。</p>
<p>計画の基本方針</p>	<p>交通空白地における移動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象層 <ul style="list-style-type: none"> ・本計画において日常生活における移動の支援を行う場合は、高齢者のうち、主要な移動目的となる通院・買物への対応を最優先とします ・飯野高校存続に向け、通学利便性を向上させるために、高校生も対象として含めます（雨の日の通学手段等として） ●公共交通体系の骨格 <ul style="list-style-type: none"> 市の地勢や市民の移動の実態に合わせ、新たな公共交通体系における拠点や接続するネットワークなどの骨格についての方針を定めます ・郊外部から最寄りの拠点（えびの飯野駅、えびの駅、京町温泉駅の3駅付近）までの移動手段確保を最優先します ・最寄り拠点内で点在する施設への移動ニーズには、可能な限り個別に対応します ・市外への移動は、既存の路線バスおよびJRでの移動を基本とします <p>市街地部におけるアクセス性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の主な移動目的となる主要な病院、商業施設および金融機関 ・市役所や出張所などの行政施設や、図書館や郵便局などの公共性の高い施設 ・公共交通による市外への移動の拠点となる宮崎交通(株)バス停およびJR駅 ・通学時の対応として飯野高校 <p>※また、最寄り拠点までの移動のみではなく、拠点間の移動についても利便性向上を図ります</p>

計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none">●導入エリア<ul style="list-style-type: none">・えびの市における交通空白地は広範であり、財政上の問題等から、全ての地区に同時に対応することは困難です。したがって、地域の特性を考慮しながら段階的な導入に向けた方針を定める必要があります 公共交通拠点までのアクセスが困難な人の移動手手段確保<ul style="list-style-type: none">●福祉面での移動手手段確保<ul style="list-style-type: none">・徒歩による交通拠点へのアクセスが困難な人に対し、停留所等の拠点に依らない移動手手段を確保します 高速バス停留所へのアクセス手段確保<ul style="list-style-type: none">●高速バスへのアクセス強化<ul style="list-style-type: none">・えびのIC付近において、パークアンドライド用の駐車スペースを確保し、自家用車から高速バスへの乗り換えが可能な環境を整備します・路線バスを見直すことで、自家用車以外でのアクセス向上を図ります 観光に利用できる公共交通手段の導入<ul style="list-style-type: none">●観光交通手段<ul style="list-style-type: none">・高速バスえびのインター停留所から、市内を観光できる2次アクセス手段の導入を検討します
---------	---

(2) 新えびの市観光振興計画(平成24年3月)

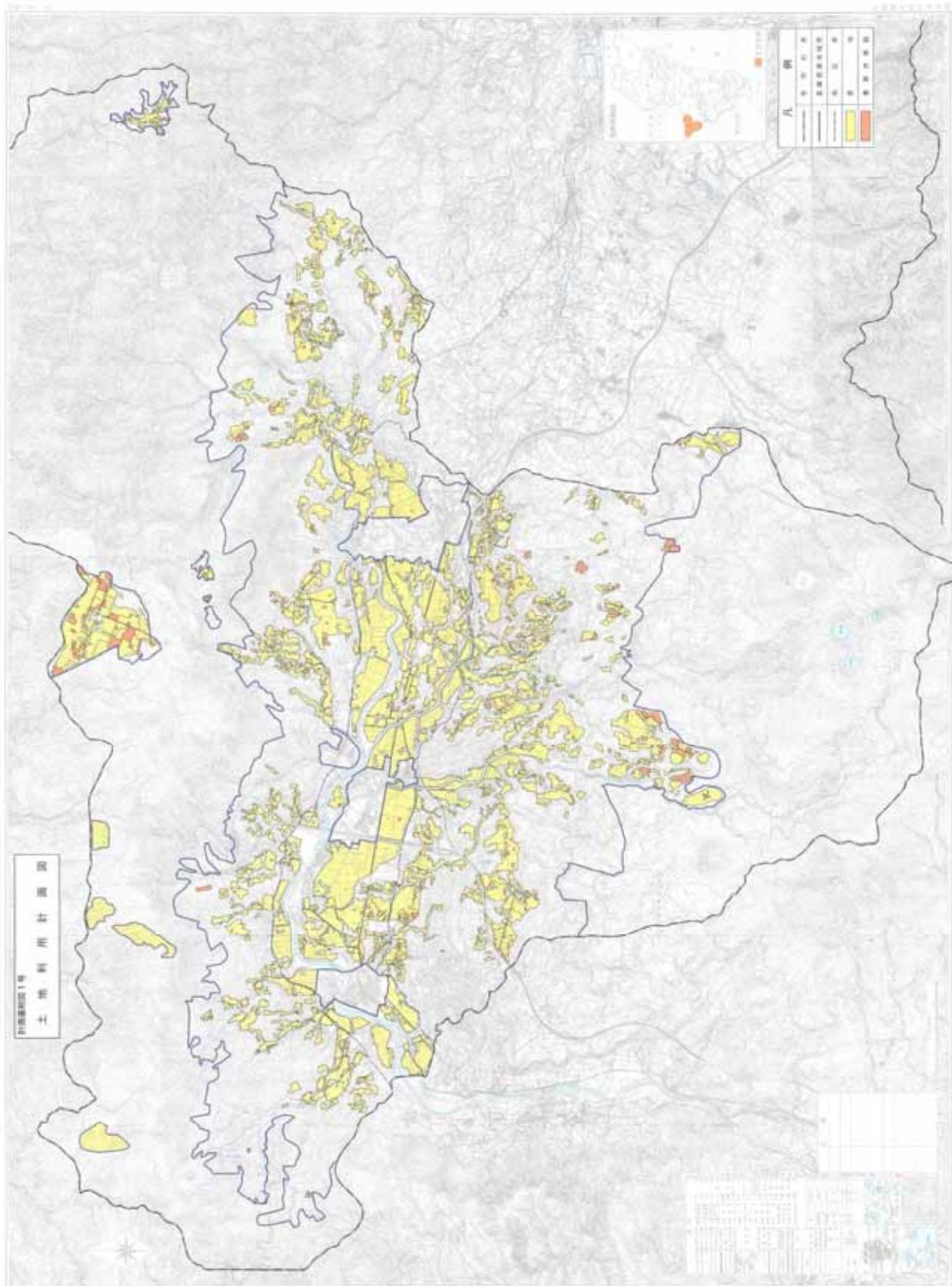
<p>将来像</p>	<p style="text-align: center;">えびの市観光がめざす将来像</p> <p>○観光を取り巻く情勢が大きく変化する中で、観光旅行者数や観光消費額の減少傾向に歯止めをかけ、本市観光の再興を図るためには、魅力ある観光地づくりと持続的な観光産業の育成に計画的かつ戦略的に取り組む必要があります。</p> <p>○温泉郷としての魅力を高めることを基本に、えびの市が誇る豊かな自然環境や美しい景観を守りながら、多彩な歴史や文化に磨きをかけ、併せて観光関連事業者および地域住民の待遇など、もてなしの向上に取り組む必要があります。</p> <p>○こうした取り組みを通じて、県内外の多くの人々が繰り返し訪れ、えびの市民の人情と真心に触れることによって、時代を超えて愛される「カルデラの歴史と文化に囲まれた田園の温泉郷えびの」の実現を目指します。</p>
<p>基本姿勢</p>	<p style="text-align: center;">将来像実現に向けての基本姿勢</p> <p>人情と真心でもてなす観光人材の醸成</p> <p>○自然環境と景観に恵まれた「えびの市」観光を振興するためには、財産である人材(人財)の育成が最も大事と考えられます。特に、来訪者が何を求めているのかを的確に理解できる「観光関係者の能力」の向上を図ります。</p> <p>○来訪者が、観光地だけでなく「えびの市」全体の魅力を楽しみ、リピーターとして繰り返し訪れてもらうために、観光関連事業者に加え、生活者である地域住民自らが地元の魅力を再認識し、来訪者をあたたかく迎える意識の醸成に努めます。</p> <p>歴史や文化が織りなす観光資源の結びつけ</p> <p>○観光地間の競争が激化する中で、えびの市の独自性に磨きをかけるためには、カルデラという大地の上でえびののひびとによって展開されてきた、歴史・地理・文化・芸術などにかかわる諸現象を認識し、これらの観光資源としての価値と可能性を客観的に評価します。</p> <p>○歴史・地理・文化・芸術といった心の豊かさを実感できるような体感型観光への対応が求められていることから、これにかかわる観光資源をつなぎ合わせ、来訪者個々の価値観やニーズに対応した新たな観光ルートやプログラムの整備を図ります。</p> <p>自然と景観を生かしたわくわく観光の推進</p> <p>○えびの市では、これまで美しく豊かな自然環境や景観を代々継承し、それを基盤として歴史・文化・産業などを発達させてきました。今後も、大地の成り立ちを中心に植物・動物・人間との関係にも注目するジオパークなど、エコツーリズムを積極的に推進します。</p> <p>○自然環境と景観を活用した観光として、自然に負担をかけずにソフト面を重視した魅力づくりが望まれることから、自然の営みを基盤</p>

	<p>にした農業集落での着地型観光や川内川を生かしたスポーツ観光などを促進します。</p> <p>歩いて楽しい温泉地を核とした観光産業の育成</p> <p>○誰もが安心してえびの市での旅行を楽しめるように、温泉地を中心に旅行関連施設の利便性を向上させ、来訪者に直接かかわる旅館・ホテル業や飲食業などの観光産業における先進性と独自性の追求を促進します。</p> <p>○特に、「カルデラの田園温泉郷」の特性を生かすために、ウォーキングコースやサイクリングコースの整備を行い、「温泉マップ」の充実を図りながら、温泉地を中心に周辺の観光資源を周遊できる「保養のしくみ」の創成に取り組みます。</p>
--	--

(3) えびの市農業振興地域整備計画書(平成20年2月)

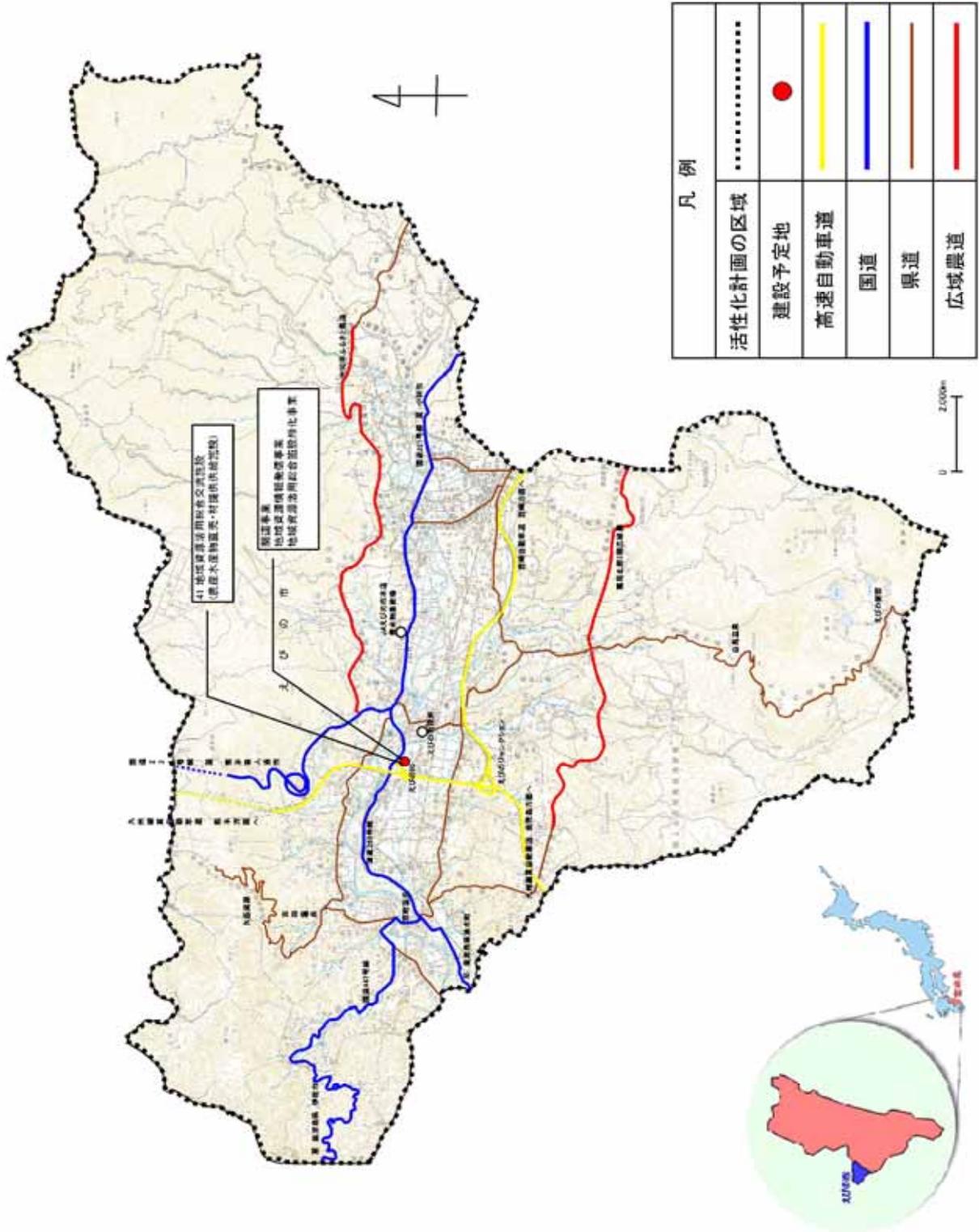
<p>農用地利用計画</p>	<p>土地利用区分の方向 今後とも長期的かつ総合的な農業振興を図るべき地域である農業振興地域において、農業的土地利用と農業以外の土地利用との調整を図るとともに、将来に希望を持てる豊かで潤いのある農業・農村の実現に向け、地域の農業振興のために必要な方策を講ずることとする。 現況が農地、採草放牧地及び農業用施設用地である土地については、基本的に現在の利用を継続するとともに、森林・原野等については、今後農業上の利用を図る土地として、各地区の農業生産に応じて農地や農業用施設用地等として用途を指定する。</p>
<p>農業生産基盤の整備開発計画</p>	<p>農業生産基盤の整備及び開発の方向 今後の基盤整備の方向として、未整備地区を中心に、地域の立地条件や諸事情に合わせた整備促進を図り、整備率の向上を目指していく。また、本市農業の基幹地帯である中央平坦地区の10a未満区画で整備済の水田についても、田畑輪換可能な整備はもちろん、いつでも畦畔除去が可能な1ha区画規模の大区画整理を進め、農業従事者の高齢化の進展、担い手不足等の状況に対応した土地利用及び生産流通体系の整備確立を図り、効率的かつ安定的な農業経営の育成を目指す。 その大部分が北部山麓地区と南部山麓地区に分布する畑・樹園地については、基盤整備がほとんど進んでいない状況にあるが、平成8年度から着工された国営かんがい排水事業と合わせた計画的な整備を進める。 これら、土地基盤整備の推進に当たっては、文化財保護に対する十分な配慮を行うものとする。</p>
<p>農用地等の保全計画</p>	<p>農用地等の保全の方向 山麓や中山間地には未整備な水田や棚田が多く残っており、農作業の効率の悪さや生産性の低さ等による担い手不足が深刻な現状にあることから、用排水路整備を中心とした再ほ場整備をさらに推進する必要がある。</p>
<p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</p>	<p>農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 営農類型として、水稻を主軸に畜産(肉用牛、酪農、養豚、養鶏)、野菜(露地、施設)、花き、特用作物を組み合わせた複合経営を目指し、農業所得400万円(法人は550万円)を目標に285経営体を23類型(個人16類型、組織7類型)に区分し育成する。 また、地域で明確化された担い手として、認定農業者の育成と集落営農の組織化、法人化を目指す取組を進め、農用地利用集積を図る。土地利用型農業の経営確立を図る上から、農業経営基盤強化促進事業等を積極的に活用し、認定農業者等への土地利用の集積による規模拡大を促し、農地の高度利用を促進する。更に、認定農業者を中心に高齢農家、兼業農家との話し合いを通じ、作付けの集団化、農作業の受委託、共同化、遊休農地の解消、水田裏作の利用促進等総合的な土地利用体制の確立を目指す。</p>

<p>農業近代化施設の整備計画</p>	<p>農業近代化施設の整備の方向 遠隔産地という本市の不利な立地条件を克服するためには、農業生産団地の育成や集出荷施設の設置、輸送手段の開発等生産流通体制の整備が不可欠となっていることから、えびの市農業協同組合との連携のもと、それらの整備の推進を図る。 また、近年食の安全に対する消費者の関心が強くなっており、有機物の活用、減農薬に努めるとともに栽培履歴の記帳、情報の提供を行う。</p>										
<p>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</p>	<p>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 当市の専業農家戸数は年々減少傾向にある。また農業従事者の高齢化率は50%を超えており農業を引き継いでいく新規就農者の確保が急務となっている。このため、市の農業振興計画、認定農業者の育成目標等を設定し、多様な人材の育成・確保を行う。 また、農業後継者をはじめ、新規参入者、農業法人等への就農者など、個々の就農希望者が自信と希望を持って農業に取り組めるような就農しやすい環境づくりを整備し、即戦力となる人材の育成・確保に努める。</p>										
<p>農業従事者の安定的な就業の促進計画</p>	<p>農業従事者の安定的な就業の促進の目標</p> <table border="0"> <tr> <td>恒常的勤務</td> <td>1,750人</td> </tr> <tr> <td>自営兼業</td> <td>380人</td> </tr> <tr> <td>出稼ぎ</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>日雇・臨時雇</td> <td>420人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,570人</td> </tr> </table>	恒常的勤務	1,750人	自営兼業	380人	出稼ぎ	20人	日雇・臨時雇	420人	計	2,570人
恒常的勤務	1,750人										
自営兼業	380人										
出稼ぎ	20人										
日雇・臨時雇	420人										
計	2,570人										
<p>生活環境施設の整備計画</p>	<p>生活環境施設の整備の目標 本市は、「安全でうるおいのあるまちづくり」を目標に生活の安全と、環境の保全に努め、市民が安心して生活できる生活環境づくりを推進しているところである。今後も、人と文化を支える原点である豊かな自然と調和したうるおいのあるまちづくりを目指し、各種施設の整備等による生活環境の推進を図る。</p>										



(4) えびの地区農村地域活性化計画(平成23年3月)

<p>目標</p>	<p>九州縦貫自動車道えびのジャンクションにみられるように、南九州における地理的優位性と恵み豊かな農業資源を活かしながら、新たな地域振興交流施設整備や地域の特徴を活かした農業体験・交流活動の展開により、都市と農村や生産者と消費者が相互交流を進めることで、農村地域の活性化を図る。目標達成のための具体的な数値目標は以下のとおり</p> <p>地域への入込客数を計画期間中の5年間に約1,065,000人増、12.31%のアップを目指す。</p> <p>都市農山漁村交流施設の滞在者及び宿泊者数を計画期間中の5年間に約558,000人増、21.3%アップを目指す。</p> <p>地域における果樹の販売額増加額を110,000千円増、11.13%アップを目指す。</p> <p>地域における果樹の販売量増加を223t増、12.58%アップを目指す。</p> <p>定住者及び来訪者安全確保において一時避難場所面積増加率約52%アップを目指す。</p>
<p>今後の展開方向等</p>	<p>○えびの市の恵まれた自然環境と交通条件、南九州の中心に位置するという地理的優位性を活かし、「えびの市第五次総合長期計画」に基づき、農作物の安定的な生産・出荷・販売の促進、都市と農村の交流をこれまで以上に積極的な取組みを展開する。</p> <p>○えびの市の農畜産物の高品質化、ブランド化を推進し、グリーンツーリズムによる都市農村交流と地域の活性化を図るため、地域振興交流施設を整備し、地場農産物や生産・加工・販売及び流通が地域において密接に関わりあう「農」の6次産業化による加工品等の販売を通じて来訪者の増加と滞在時間の延長を目指し都市と農村の交流拠点として充実を目指す。</p> <p>○地域生産組織等との連携により農畜産物の安定的な供給を確保し、市内にある既存の直売所とともに「安心・安全」そして美味しさを想起させるような「えびの」ならではのブランド向上に努める。</p> <p>○他の交流拠点との連携。地域資源の活用として地域振興交流施設と周辺地域の観光農園や体験農園、グリーンツーリズムとの連携を進めるとともにえびの市内各地に存在する地域資源を見直し有効活用する。</p> <p>○地域振興交流施設の道の駅・物産館を設置し、都市と農村や生産者と消費者の相互理解、相互交流の場と位置づけ農産物直売・加工・物産・食材供給施設などを整備し交流人口の拡大と地域農業の活性化を図る。</p> <p>○当該施設に情報発信施設を併設して、市内の観光施設やイベントの情報を提供し、市内への観光客の入り込みを誘導する。</p> <p>○活性化計画終了年度の翌年度には、新たな加工品を5品開発し、地域産物販売額11.13%の増加、地域産物販売量12.58%の増加、交流人口12.31%の増加、滞在者及び宿泊者数の21.3%の増加、定住者又は来訪者の安全確保52%増の目標達成を検証するとともに、さらには地域農産物の生産・販売拡大のために新規就農の受け入れ推進や6次産業化の支援を実施する。</p>



第3章 将来フレームの設定

1. 人口フレーム

(1) 既定計画の人口フレーム

既定計画における人口フレームは次のとおりである。

表：既定計画における人口フレーム (単位：人)

既定計画名	現況(平成22年)	推計人口(平成33年)	備考
第5次えびの市総合計画 (基本構想)(H24)	21,606人	17,900人	

(2) 将来人口の設定

将来人口の推計は、平成17年及び平成22年の国勢調査人口を実績人口としてコーホート要因法により推計を行った。

■推計の設定条件

- ①生残率は平成12年及び平成17年の市区町村別生命表からそれぞれに求めた生残率の平均値を使用した。
- ②女性子ども比は母親となる年齢層に対する0~4歳の子ども(男児・女児)の割合から求めて、平成22年の値を使用した。
- ③出生者の男女比は平成22年の値を使用した。
- ④将来の生残率、移動率、出生率(女性子ども比)、出生者の男女比は変化しないものとした。
- ⑤平成38年の推計値は、コーホート要因法により推計した平成37年と平成42年の値に内挿して算出した。

表：推計人口

目標年次	現況		推計人口			
	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成38年
人口(人)	23,079	21,606	20,100	18,400	16,700	16,400

コーホート要因法により推計

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第3章 将来フレームの設定

(人口増減 ※実数)

	実績			推計					
	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口総数	24,906	23,079	21,606	20,050	18,422	16,711	15,016	13,312	11,716
増減	-	-1,827	-1,473	-1,556	-1,628	-1,711	-1,695	-1,704	-1,596

(人口増減 ※四捨五入)

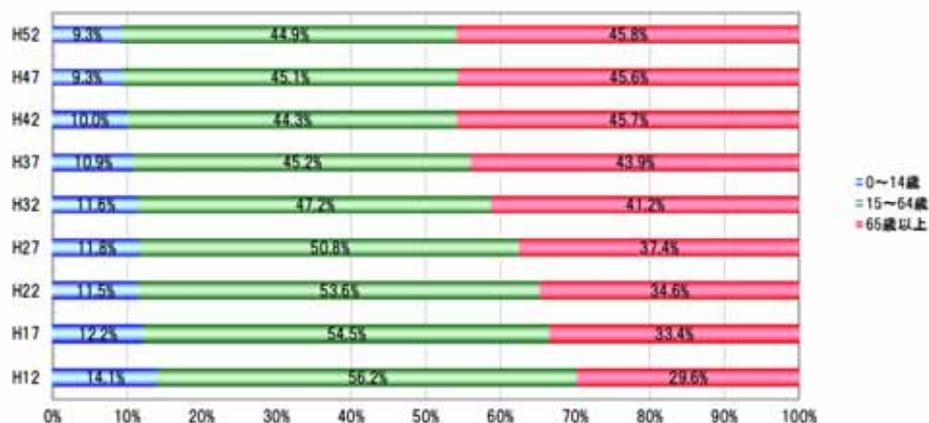
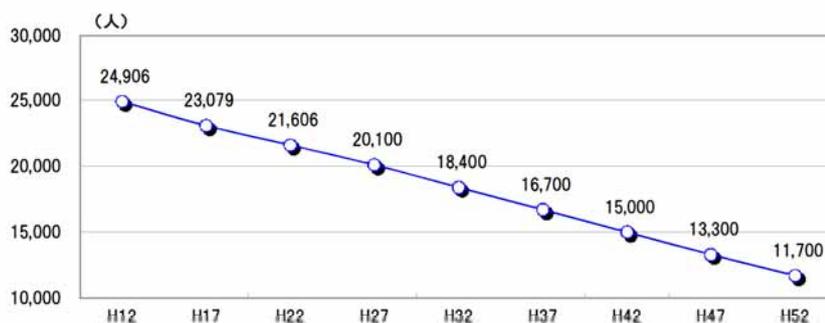
	実績			推計					
	H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口総数	24,906	23,079	21,606	20,100	18,400	16,700	15,000	13,300	11,700
増減	-	-1,827	-1,473	-1,506	-1,700	-1,700	-1,700	-1,700	-1,600

(年齢階層別 ※実数)

	年齢	実績			推計					
		H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年齢別人口	0～14歳	3,517	2,812	2,492	2,371	2,137	1,827	1,500	1,239	1,092
	15～64歳	14,009	12,567	11,587	10,177	8,694	7,546	6,656	5,998	5,256
	65歳以上	7,380	7,700	7,470	7,502	7,591	7,338	6,860	6,075	5,368
	年齢不詳	-	-	57	-	-	-	-	-	-
	(75歳以上)	4,014	4,014	4,438	4,402	4,037	4,059	4,231	4,019	3,581

(年齢階層別 ※構成比)

	年齢	実績			推計					
		H12	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年齢別人口	0～14歳	14.1%	12.2%	11.5%	11.8%	11.6%	10.9%	10.0%	9.3%	9.3%
	15～64歳	56.2%	54.5%	53.6%	50.8%	47.2%	45.2%	44.3%	45.1%	44.9%
	65歳以上	29.6%	33.4%	34.6%	37.4%	41.2%	43.9%	45.7%	45.6%	45.8%
	年齢不詳	0.0%	0.0%	0.3%	-	-	-	-	-	-
	(75歳以上)	16.1%	17.4%	20.5%	22.0%	21.9%	24.3%	28.2%	30.2%	30.6%



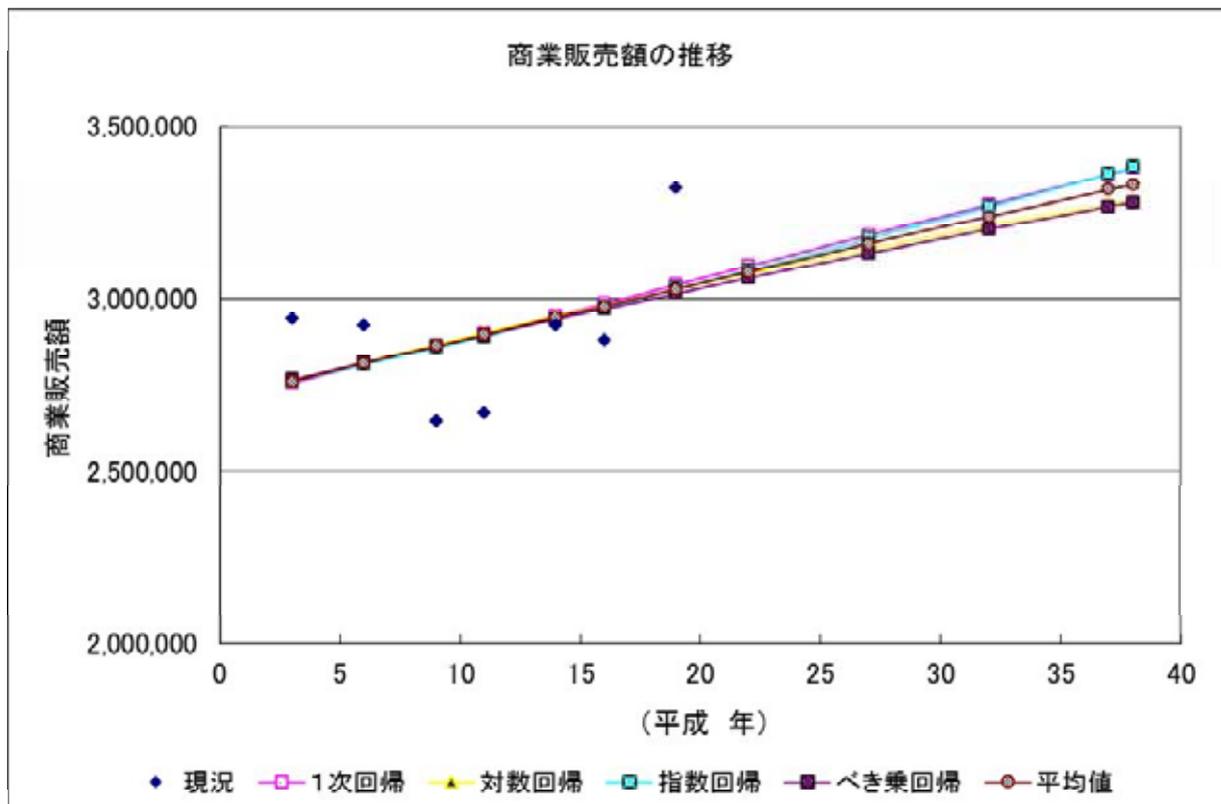
2. 商業フレーム

商業フレームについては、平成3年～平成19年までの商業販売額を基に、4つの1次回帰式により推計を行った。4つの1次回帰式の平均値を採用値とし、平成38年に約3,332千万円とする。

表: 商業販売額の推計

単位: 万円

項目	年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成38年	R ² 値
1次回帰		3,094,453	3,183,547	3,272,642	3,361,736	3,379,555	0.451
対数回帰		3,073,222	3,143,967	3,210,885	3,274,370	3,286,686	0.425
指数回帰		3,081,988	3,172,693	3,266,066	3,362,188	3,381,749	0.435
べき乗回帰		3,060,321	3,131,439	3,200,231	3,266,890	3,279,981	0.409
平均		3,077,000	3,158,000	3,237,000	3,316,000	3,332,000	



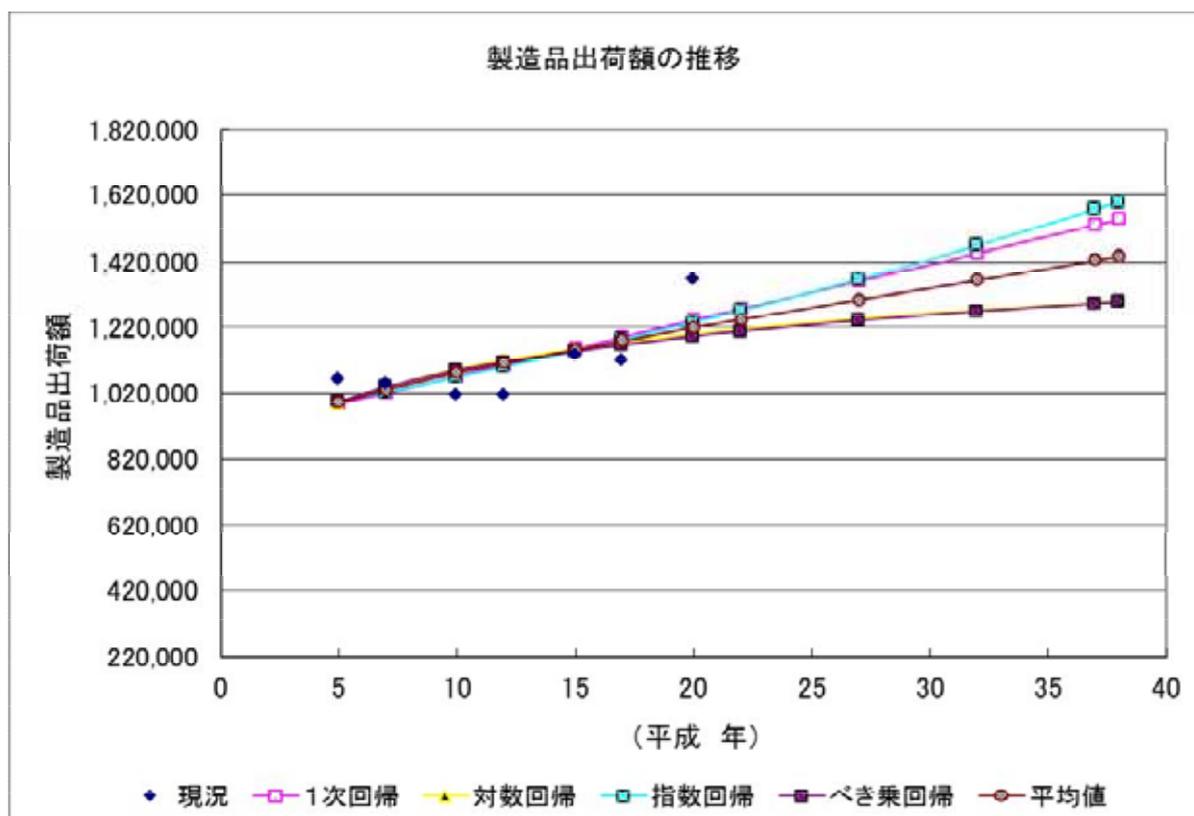
3. 工業フレーム

工業フレームについては、平成5年～平成20年までの製造品出荷額を基に、4つの1次回帰式により推計を行った。4つの1次回帰式の平均値を採用値とし、平成38年に約1,436千万円とする。

表：製造品出荷額の推計

単位：万円

項目	年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成38年	R ² 値
1次回帰		1,275,706	1,360,583	1,445,461	1,530,338	1,547,314	0.752
対数回帰		1,215,605	1,247,186	1,273,385	1,295,773	1,299,886	0.628
指数回帰		1,271,529	1,366,462	1,468,482	1,578,120	1,601,011	0.755
べき乗回帰		1,208,237	1,241,017	1,268,886	1,293,196	1,297,712	0.630
平均		1,243,000	1,304,000	1,364,000	1,424,000	1,436,000	



第4章 意向調査

1. 調査概要

(1) 概要

居住する地域の現状や問題点、今後の方向性などについて住民の意向を把握するため、都市計画区域内に在住の18歳以上の方から600人を無作為に抽出しアンケート調査を実施した。

【実施期間】平成24年9月28日（金）～平成24年10月12日（金）

【調査範囲】えびの市内

【性別】男・女

【年齢】18歳以上

【抽出人数】600人

【回答率】39%（235人）

(2) アンケート

以下にアンケートの調査票を示す。

えびの市都市計画マスタープラン策定にあたって

えびの市のまちづくりのあり方について みなさんのご意見をお聞かせください

日頃から、市政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在えびの市では、将来の市の姿を展望したまちづくりの基本となる『えびの市都市計画マスタープラン』の策定を進めております。

『えびの市都市計画マスタープラン』とは、将来のえびの市の道路や公園といった市民の生活に深く関わる施設や市全体の土地利用などを考える際の基本的な方針となるものです。この計画策定の参考とさせていただきますため、市民の皆様が日頃考えておられるまちづくりに対するご意見やご希望をお聞かせいただきたく「市民アンケート調査」を実施することといたしました。

調査にご協力いただく方は、市内にお住まいの18歳以上の方から600人を無作為に選ばせていただきました。このアンケート調査については、全て統計的に処理を行いますので、個人が特定されることはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成24年9月

えびの市長 **村岡 隆明**

◆記入にあたってのお願い

1. このアンケートは、あて名のご本人がお答えください。ただし、ご本人がお答えになれない場合は、ご家族の方がお答えください。
2. 回答は、ボールペンか濃い鉛筆などではっきりとお書きください。
3. 封筒やアンケート用紙にご住所・お名前を記入する必要はありません。
4. ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（**切手は不要です**）に入れて、**10月12日(金)**までに郵便ポストにご投かんをお願いいたします。

アンケートに関する問い合わせ先
えびの市 建設課 建設係
電話：0984-35-1111
(内線243 担当 中間・佐尾)

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第4章 意向調査

問2 現在、あなたがお住まいの地区について、どのくらい満足されていますか。また、将来はどのくらい重要だと思われますか。5段階評価からあなたの評価を満足度から1つ、重要度から1つ選び、回答例のように、当てはまる番号に○をつけてください。

項 目		満足度					重要度				
		高 い	やや 高い	普 通	やや 低い	低 い	高 い	やや 高い	普 通	やや 低い	低 い
回答例) ○○○における○○○の状況		1	②	3	4	5	1	2	③	4	5
お住まいの環境	1. 日当たりや、見晴らしのよさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	2. 工場などによる悪臭や、騒音のない生活の環境について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	3. 密集した住宅などの火災に対する安全性について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	4. まちなみの美しさの環境について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
快適性や利便性	5. 自然・緑・川岸での安らぎ、美しさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	6. 毎日の買い物の利便さについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	7. 遊び場所及びレジャー施設について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	8. 働く場所（地域）について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
道路交通施設など	9. となりまちへ行く道路・各地区を結ぶ道路の走りやすさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	10. 身近な生活道路の走りやすさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	11. 歩道の歩きやすさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	12. 自転車の走りやすさについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	13. 鉄道利用の利便さについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	14. バス利用の利便さについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
その他都市施設など	15. 身近に利用できる公園などについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	16. 休日に家族ですごせる大きな公園について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	17. 生活排水の対策（浄化槽など）について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	18. 市の水道の水質や水の出具合などについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	19. 県営・市営住宅の場所について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	20. ごみ処理の方法について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	21. 河川での水とのふれあひについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

項 目		満足度					重要度				
		高 い	や や 高 い	普 通	や や 低 い	低 い	高 い	や や 高 い	普 通	や や 低 い	低 い
安全・安心	22. かけくずれなどの災害に対する安全性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	23. 河川の洪水などの水害に対する安全性	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	24. 避難場所や、避難場所への道のわかりやすさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	25. 消防、防災設備や地区防災体制について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	26. 夜間の防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
公共公益施設・その他	27. 小・中学校及び保育所や幼稚園のありかたについて	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	28. 地区公民館及び図書館や体育館などの施設について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	29. 医療、福祉関係について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	30. えびの市内の資源を利用した、ふれあい場所及び観光について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	31. <u>人にやさしいまちづくり</u> (※)環境について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
	32. 市民がまちづくりへ参加できる環境について	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
33. 全体的にみて、生活のしやすさについて		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

※人にやさしいまちづくり

・・・ここでは、道路や公園、その他施設整備において、障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいようにデザインすることを配慮したまちづくりの満足度を表します。

問3 えびの市の住宅地で住みやすい環境にするためには、どのようなことが必要だと思われますか。

あなたの考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 日当たりの良さ、ゆとりのある敷地の広さなど、住みやすい住宅地
2. 防災・防災設備など、安全にすぐれた住宅地
3. 木や花の多いまち・美しいまちなみとして作られた住宅地
4. 毎日の生活における、道路や公園が整備された住宅地
5. 住宅と住宅以外の建物（事務所や工場など）のこみあいを防止した住宅地
6. 省エネルギーなど、環境にやさしい住宅地
7. その他（ ）

問4 えびの市の商業地（店など）については、どのようなことが必要だと思われますか。

あなたの考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. ひごろの生活に欠かせない、いろいろな店の活性化
2. 国道沿いにある店・サービス施設の充実
3. 大型店舗施設の計画的な整備
4. 商業地域への鉄道・バスなどの交通機関の充実
5. その他（ ）

問5 えびの市の工業地については、どのようなことが必要だと思われますか。

あなたの考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 働く場所の確保のため、新たな工業地域を整備する
2. 工業地とその周辺環境をととのえる
3. 企業（会社など）の誘致をすすめる
4. 工業敷地内の緑化や建物の美観をすすめ、公害防止につとめる
5. その他（ ）

問6 えびの市の農地や山林については、どのようなことが必要だと思われますか。

あなたの考えに最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. えびの市の大切な自然として、現状の農地・山林は守る
2. 農家レストランや、直売所などの農業関係の施設なら、農地・山林を変えてもよい
3. 農村環境と調和した住宅地なら、農地・山林を変えてもよい
4. 市街地の近くや、国道沿い及び県道沿いであれば、農地・山林を変えてもよい
5. 地域が良くなれば、農地・山林が減るのはやむをえない
6. その他（ ）

問7 都市計画道路についてお聞きいたします。

※（都市計画道路とは）

都市計画道路とは、まち全体を考え、将来にむけて道路を整備するため、法律の手続きにより決定している道路です。都市計画道路については今も整備を進めていますが、整備されていない道路の予定区域には、鉄筋コンクリートの建物や、3階建以上の建物、地下のある建物など建てられないことの制限がかかっています。

※（えびの市の都市計画道路の現状）

えびの市の都市計画道路については、30路線の道路が都市計画決定されておりますが、そのほとんどが20年以上前に計画されたものです。都市計画道路の整備率43%であり、工事を実施していない路線もあります。都市計画道路は、時代とともに道路計画の必要性が重要になってきています。

7-1 長いあいだに着手されていない都市計画道路を、見直しすることについて、どう思われますか。あなたの考えに近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 見直した方がよいと思う（問7-2へ）
2. 見直す必要はないと思う（問7-3へ）
3. わからない

7-2 7-1の問いで都市計画道路を「1. 見直した方がよいと思う」と答えた方におたずねします。見直した方がよいと思われた理由に、あなたの考えに近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 道路が計画された時点と現在では、まちの様子や交通の状況が変わっているから
2. 人口が減少し高齢化が進むなかで、車の利用を中心に考えた、都市計画道路は見直した方がよいと思う
3. 都市計画道路をあたらしく整備するだけでなく、今ある道路を活用し、交差点の改良や道路の補修を行ったほうがよいと思う
4. 道路整備以外の事業に予算を分けた方がよいと思う
5. 都市計画道路の計画見直しにより、建物の制限がなくなると思う
6. その他（ ）

7-3 7-1の問いで都市計画道路を「2. 見直す必要はないと思う」と答えた方におたずねします。見直す必要がないと思われた理由に、あなたの考えに近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 都市計画道路は、まちづくり計画の中心であり、全線必要である
2. 交通の渋滞・混雑解消のため、まだまだ整備が必要である
3. 車と歩行者・自転車とが交差する道路が多く、不安を感じるから
4. 災害発生時、避難場所までの道路、火災の拡大防止の役割を果たすことが必要である
5. 建物の規制を長い期間にわたって行っており、安易に変更すべきでないと思う
6. その他（ ）

問8 道路の整備や交通環境の改善についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. えびの市と市外・県外のまちを結ぶ、主要となる道路の充実
2. えびの市内の各地区を結ぶ、主要となる道路の充実
3. 交差点における右折車線（右折帯）の設置など、渋滞の解消に向けた道路改良
4. 市街地・集落地域内の幅のせまい道路の拡幅工事など、身近な生活道路の改良
5. ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設や、信号機の設置
6. 歩道の拡幅工事や、歩きにくい段差のある歩道のやり直しなど、快適な歩行ができる歩道の整備
7. これ以上、道路の整備は必要ない

問9 市街地の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. 建物が建て込んだ、今までの市街地や集落地域の市街地整備
2. 道路や公園がたりていない、市街地や集落地域の市街地整備
3. 幅のせまい道路をなくすための、市街地や集落地域の市街地整備
4. 防災上などの居住環境の問題をかかえている、市街地や集落地域の市街地整備
5. 商店や事務所、工場が立地するまちづくりに向け、良い環境を形成する市街地整備
6. 景観や環境に配慮した、市街地や集落地域の市街地整備
7. これ以上、市街地の整備は必要ない

問10 公園や緑地の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. イベントの会場や、いこいの場所となる大規模な公園・緑地の整備
2. 自然や史跡などの地域特性をいかした公園・緑地の整備
3. 地区や地域のレクリエーションや、いこいの場所に利用する公園・緑地の整備
4. 子どもの遊び場や、お年寄りのいこいの場所となる身近な公園・広場の整備
5. 市街地内や集落地沿いの河川、用水などの水辺を活かした安らぎや、いこいの場所の整備
6. 空き地や、休耕田を活用した規模が小さい公園や、小さい広場の整備
7. 新たな公園や緑地の整備よりも、今ある公園の補修整備
8. これ以上、公園や緑地の整備は必要ない

問11 生活排水処理施設の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. 生活排水による、河川や海の水質を守るための生活排水処理施設の整備
2. 生活排水処理施設の適正な維持管理
3. 新たな生活排水処理施設の整備よりも、今ある施設の補修整備
4. これ以上、生活排水処理施設の整備は必要ない

問12 河川の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. 洪水などの災害が、おこりやすい河川の整備
2. 水質を守るために、自然環境に配慮した河川の整備
3. 水辺で遊べる、河川の整備
4. 新たな河川の整備よりも、今ある施設の補修整備
5. これ以上、河川の整備は必要ない

問13 市営住宅の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. 入居者への利便さ・安全性の向上や、多様化する市民要求の対応
2. バリアフリー（※）性能の向上をすすめ、安全安心な住みやすい環境の整備
3. 本当に住宅にこまっている市民の市営住宅への優先入居
4. 耐用年数を経過し、老朽化した施設の建替え
5. 災害時に備えた施設の耐震化や液状化対策（※）
6. 新たな市営住宅などの整備よりも、今ある施設の補修整備
7. これ以上、市営住宅などの整備は必要ない

※バリアフリー・・・ここでは、障害物となるものを取りのぞき、生活しやすくなること。

※液状化対策・・・ここでは、一般に土や砂、水、空気などで地盤はなりたっています。地盤に水がふえて、地盤がういた状態になるのを防ぐことをいいます。

問14 上水道（市の水道）の整備についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つを選び、番号に○をつけてください。

1. 水圧の低い地区の解消、及び水道整備が行われていない地区への早急な水道整備
2. 簡易水道の上水道への統合整備を進め、安定的な供給体制の確保
3. 耐用年数を経過し、老朽化した管や施設の整備
4. 災害時に備えた施設の耐震化や液状化対策（※）、第二水源の確保
5. 新たな上水道整備よりも、今ある施設の補修整備
6. これ以上、上水道の整備は必要ない

問15 公共公益施設（※）の配置についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つ選び、番号に○をつけてください。

1. えびの市の将来都市構造や、土地利用計画にもとづいた施設の配置
2. 周辺の自然のけしきに、はいりよした施設の配置
3. 耐用年数を経過し、老朽化した施設の再配置
4. 災害発生の危険度の高い地域をさけた施設の配置
5. 新たな公共公益施設の配置よりも、今ある施設の充実
6. これ以上、公共公益施設（※）の配置は必要ない

※公共公益施設

・・・ここでは、幼稚園、学校、保育所、社会福祉施設、病院、警察署、消防署、集会場、公民館、図書館、博物館、市役所、水道局、郵便局、銀行などをあらわします。

問16 自然環境の保全についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つ選び、番号に○をつけてください。

1. えびの高原や矢岳高原、川内川の良好な自然環境の保全
2. 雨水の保水機能や、土砂の流出防止機能を有する森林の保全
3. 雨水の保水機能を有し、田園風景を構成する農地の保全
4. 自然環境保護に関する広報活動
5. これ以上、自然環境の保全は必要ない

問17 都市環境政策についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 循環型社会（※）の形成を図るため、ごみの排出を少なくすることや、再利用の推進
2. 不法投棄による防止対策の推進
3. 日常生活における環境への負担を少なくするため、省エネ行動の推進
4. 太陽熱を利用した自然エネルギーの利用や、木質バイオマス（※）など環境にやさしいエネルギー利用の促進

※循環型社会

・・・ここでは、大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

※木質バイオマス

・・・ここでは、木質バイオマスは、木材を細かくくだいたものを燃やし、蒸気でタービンをまわして発電する。木材が成長する際に二酸化炭素を吸収するので、燃やして出る二酸化炭素と差し引き、大気中の二酸化炭素を増やさないとされる。

問18 災害対策、安心・安全についてお聞きいたします。

以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 地震や火事などに強い防災構造での市街地・集落地域の整備
2. 小中学校をはじめ利用者が多い施設（建物）における、地震にたえられる性能の強化
3. 地震にたえられる性能のない建物の建替え・改修に対する補助・助成等の支援
4. 浸水被害（洪水被害）に対する、排水路、調整池、ポンプ置き場などの洪水調整施設の整備
5. 山間部における、がけくずれや、地すべりなどを未然に防ぐ、山くずれ防止工事の整備
6. 色々な災害に対応した避難経路や、避難場所の確保
7. 災害時におけるライフライン（※）の機能確保
8. 消防や自衛隊などの災害救助活動体制の整備
9. 地域における日頃の防災訓練や、防災体制の確認などによる防災意識の広報活動

※ライフライン

・・・ここでは、電気、ガス、上水道等の供給施設、電信・電話等の情報通信施設、及び道路、鉄道、水路等の交通運輸施設などを表す。

問19 景観・風景づくりについてお聞きいたします。

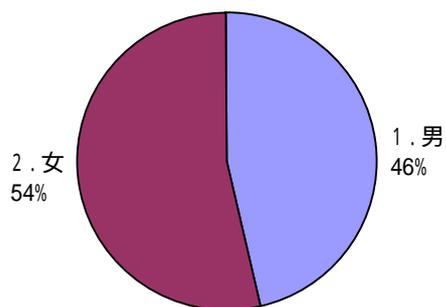
以下の取組みについて、あなたが特に重要と思うもの1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 山並みや河川など自然のけしきの保全・整備
2. 市全域や地域・集落単位で守るべき建物のデザイン・色などの規則づくり
3. 国道・県道沿いにおける広告看板の規制（色、大きさ、デザインなど）
4. 生活の背景に広がる緑豊かな山々の自然と調和した風景の保全・整備
5. 観光地や、市民に親しみのある場所から見はらせるけしきの保全
6. これ以上、景観・風景の整備保全は必要でない

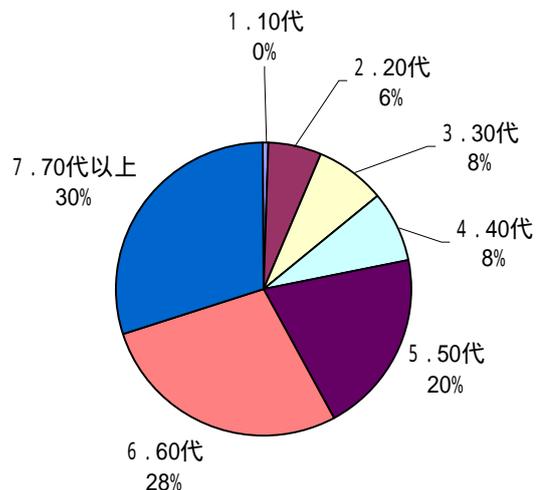
2. アンケート調査結果

アンケート調査結果を次ページ以降に示す。

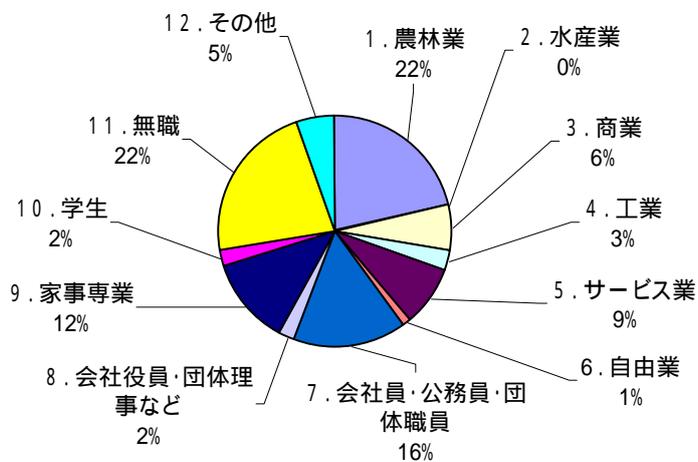
【性別】



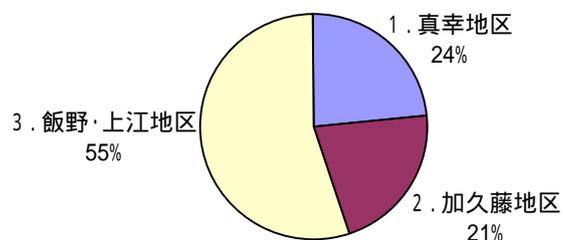
【年齢別】



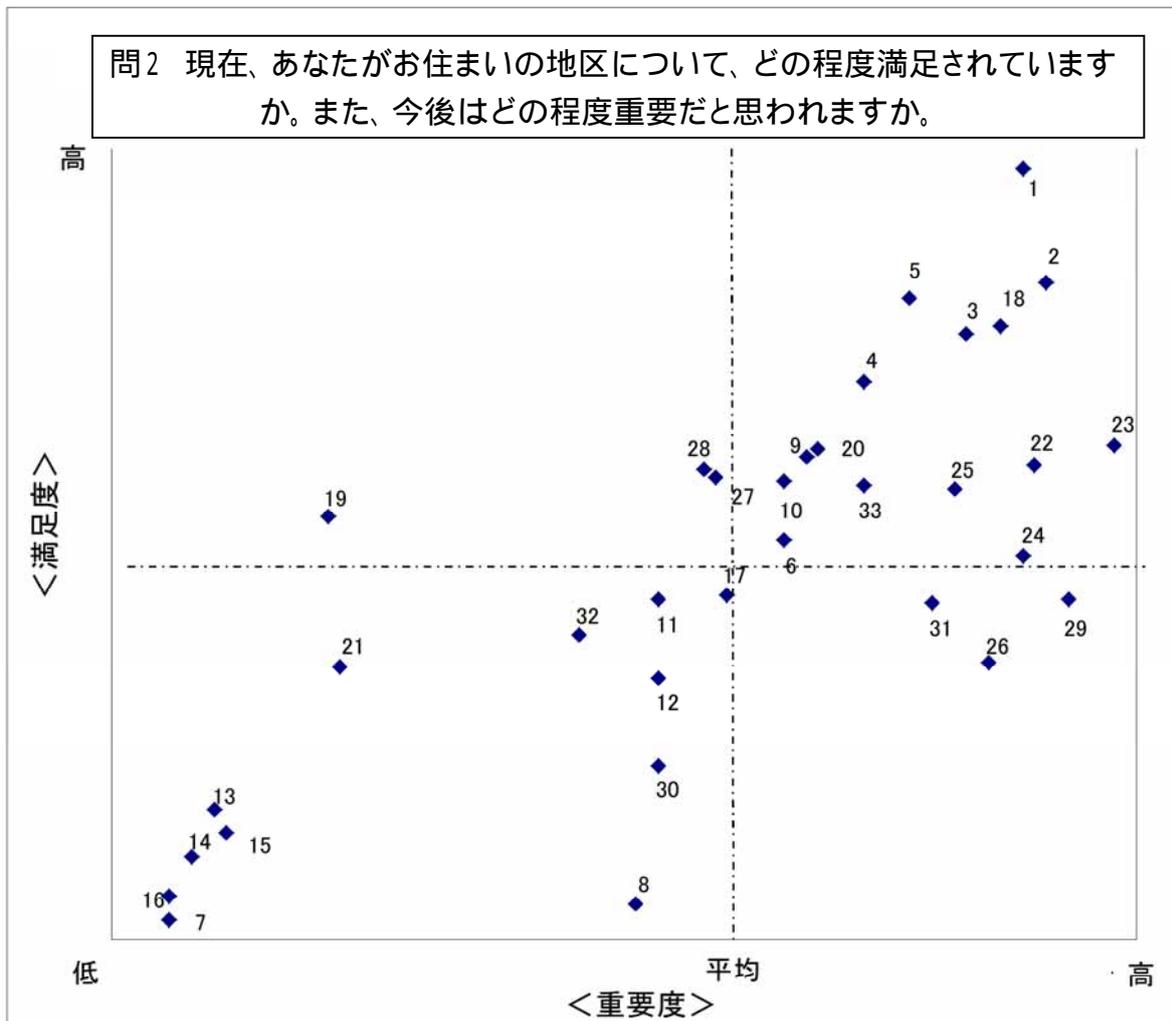
【職業】



【お住まいの地域】



問2 現在、あなたがお住まいの地区について、満足度と重要度。



満足度が低く重要度が高い項目

- 17.生活排水の対策（浄化槽など）について
- 26.夜間の防犯灯やカーブミラーなどの交通安全施設について
- 29.医療、福祉関係について
- 31.人にやさしいまちづくり（ ）環境について

満足度が高く重要度が高い項目

- 1.日当たりや、見晴らしのよさについて
- 2.工場などによる悪臭や、騒音のない生活の環境について
- 3.密集した住宅などの火災に対する安全性について
- 4.まちなみの美しさの環境について
- 5.自然・緑・川岸での安らぎ、美しさについて
- 6.毎日の買い物の便利さについて
- 9.となりまちへ行く道路・各地区を結ぶ道路の走りやすさについて

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第4章 意向調査

- 10.身近な生活道路の走りやすさについて
- 18.市の水道の水質や水の出具合などについて
- 20.ごみ処理の方法について
- 22.がけくずれなどの災害に対する安全性
- 23.河川の洪水などの水害に対する安全性
- 24.避難場所や避難場所への道のわかりやすさ
- 25.消防、防災設備や地区防災体制について
- 33.全体的にみて、生活のしやすさについて

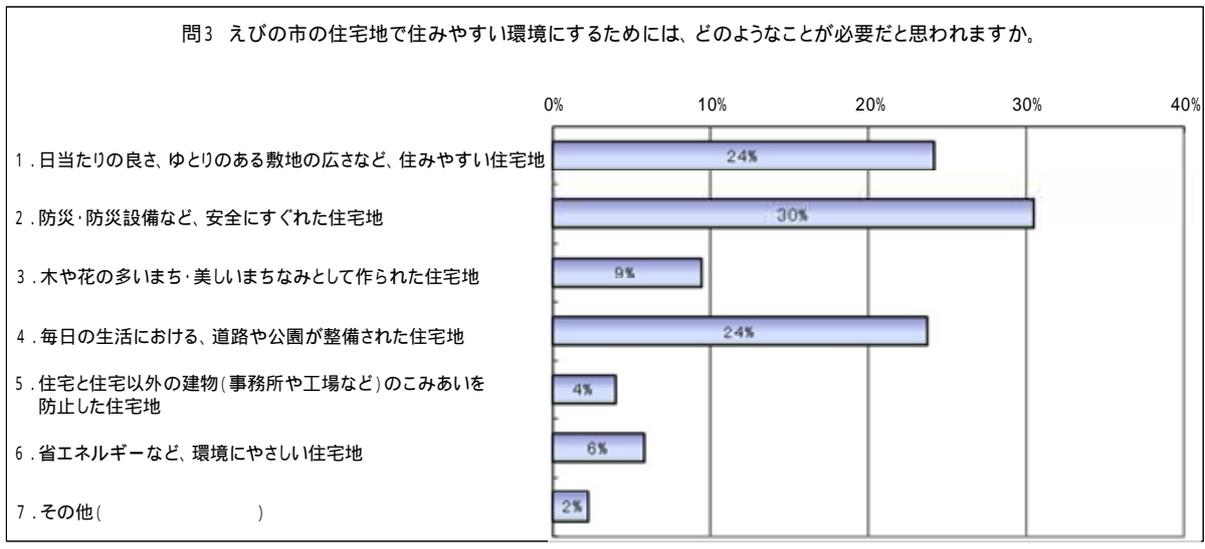
満足度が低く重要度が低い項目

- 7.遊び場所及びレジャー施設について
- 8.働く場所（地域）について
- 11.歩道の歩きやすさについて
- 12.自転車の走りやすさについて
- 13.鉄道利用の便利さについて
- 14.バス利用の便利さについて
- 15.身近に利用できる公園などについて
- 16.休日に家庭ですごせる大きな公園について
- 21.河川での水とのふれあいについて
- 30.えびの市内の資源を利用したふれあい場所及び観光について
- 32.市民がまちづくりへ参加できる環境について

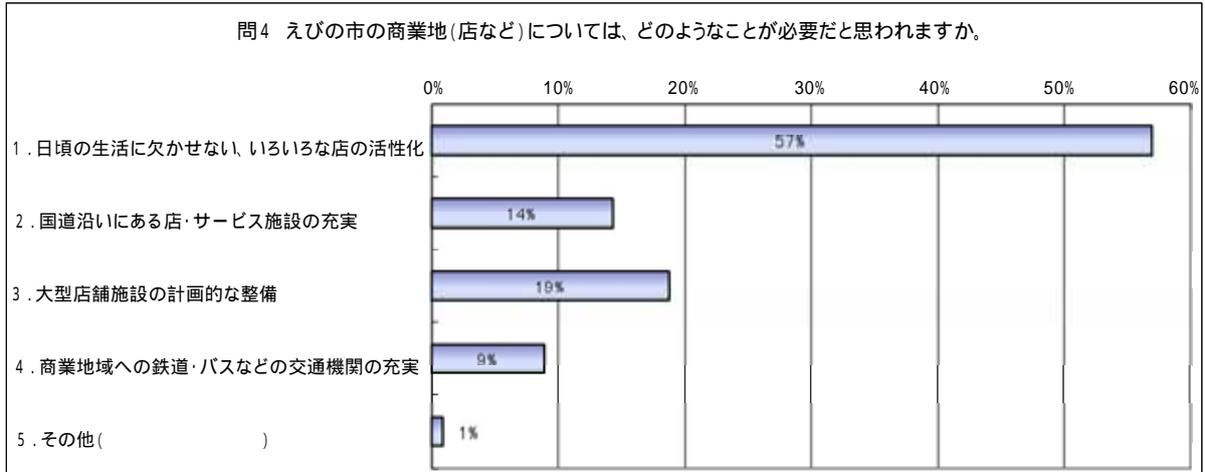
満足度が高く重要度が低い項目

- 19.県営・市営住宅の場所について
- 27.小・中学校及び保育所や幼稚園のありかたについて
- 28.地区公民館及び図書館や体育館などの施設について

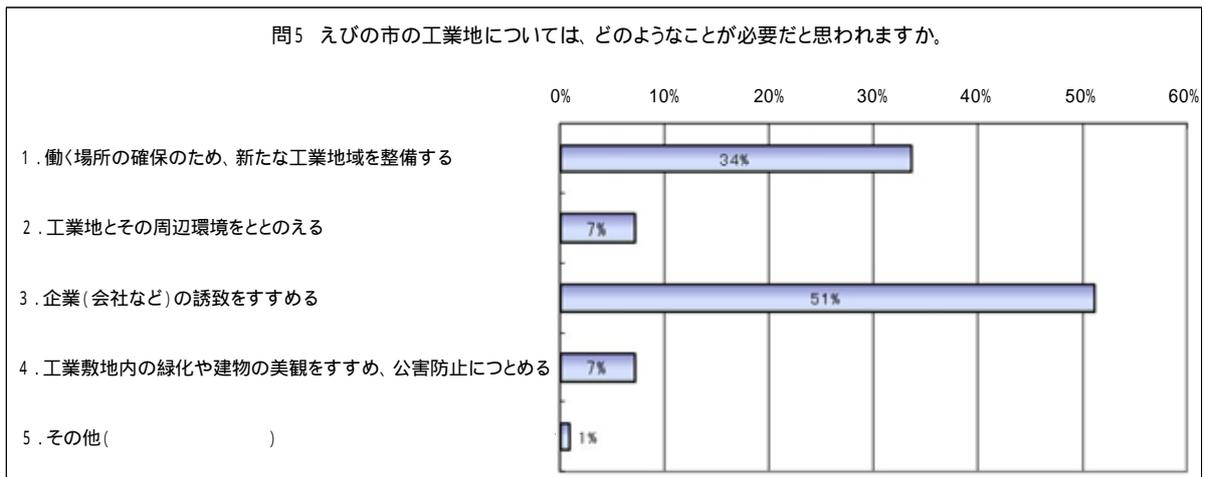
問3 えびの市の住宅地で住みやすい環境にするためには、どのようなことが必要だと思われますか。



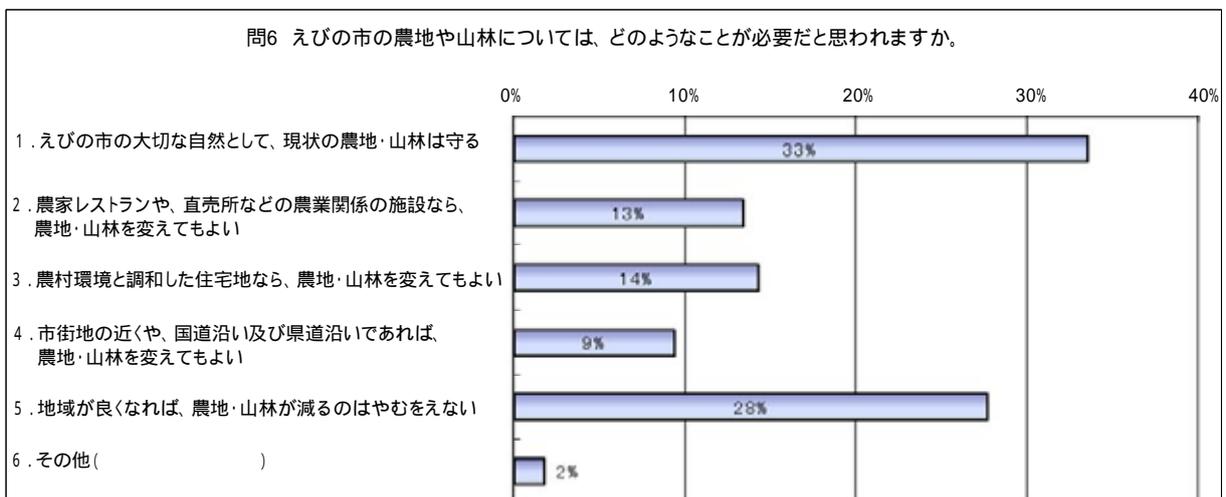
問4 えびの市の商業地(店など)については、どのようなことが必要だと思われませんか。



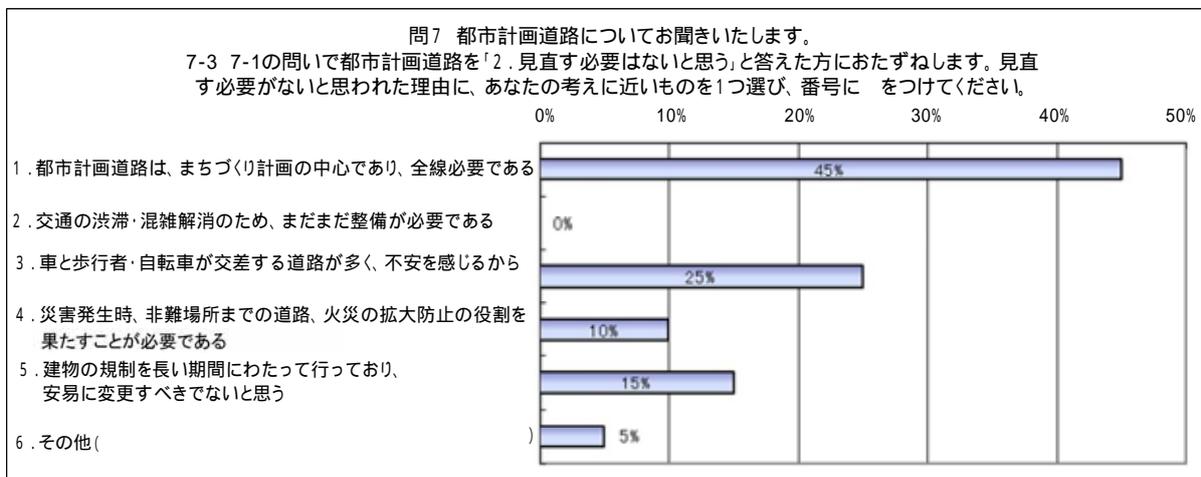
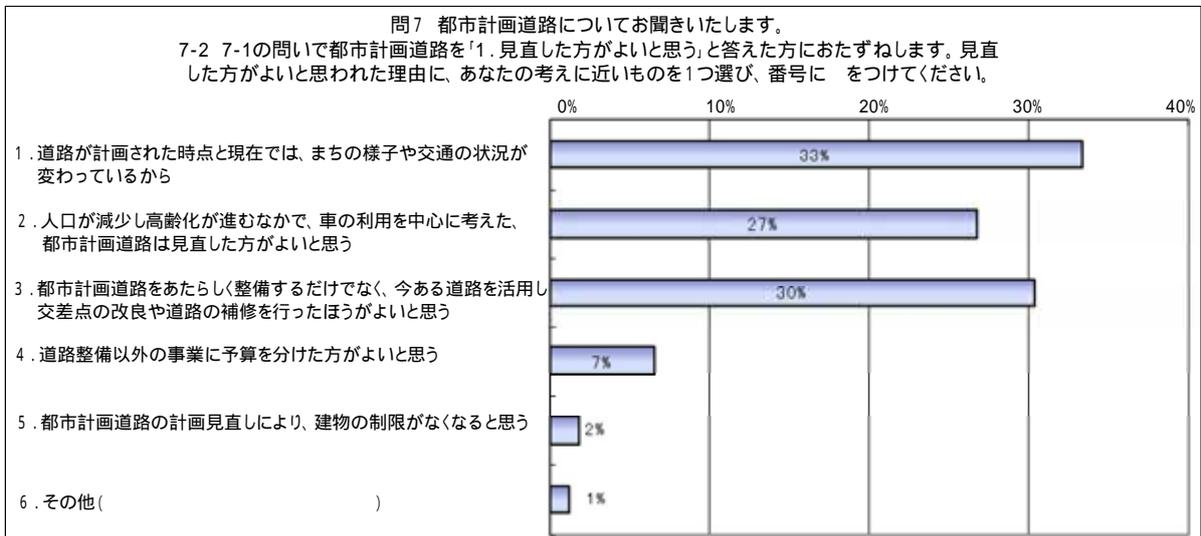
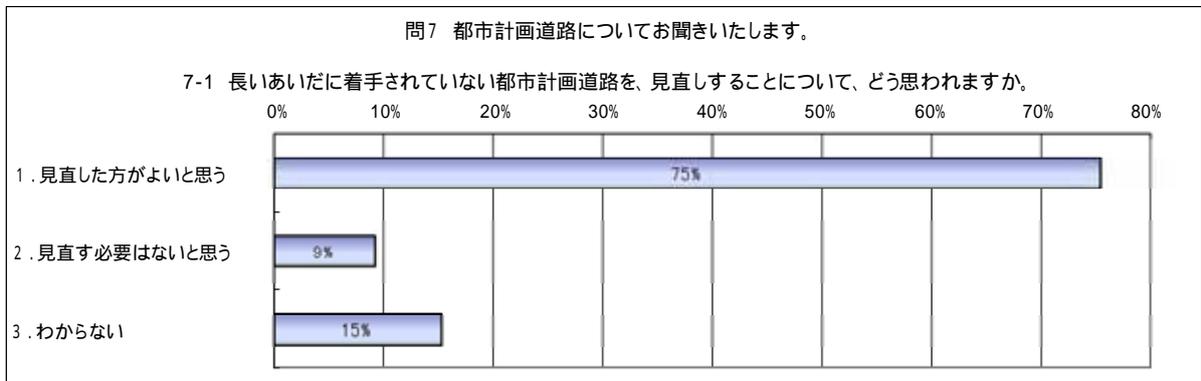
問5 えびの市の工業地については、どのようなことが必要だと思われませんか。



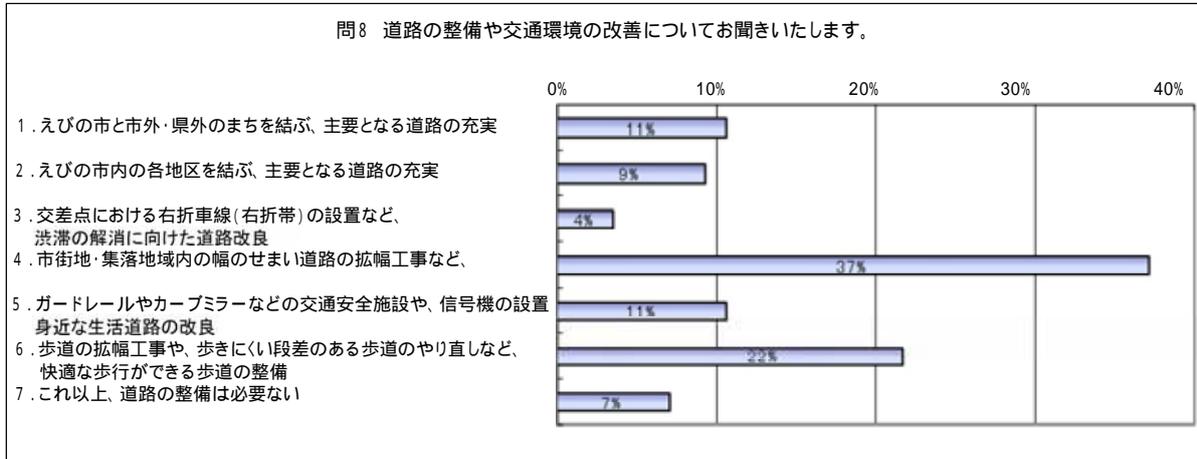
問6 えびの市の農地や山林については、どのようなことが必要だと思われませんか。



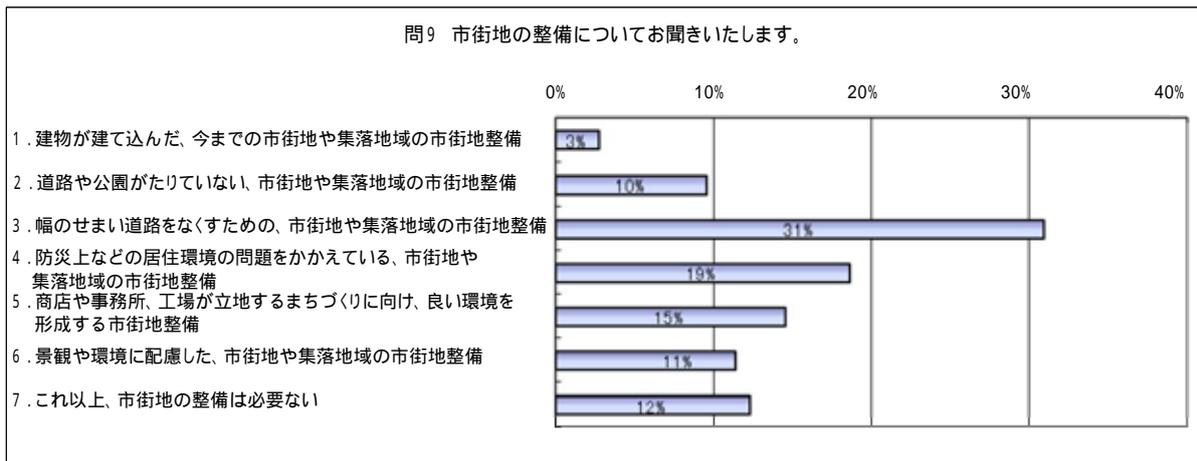
問7 都市計画道路についてお聞きいたします。



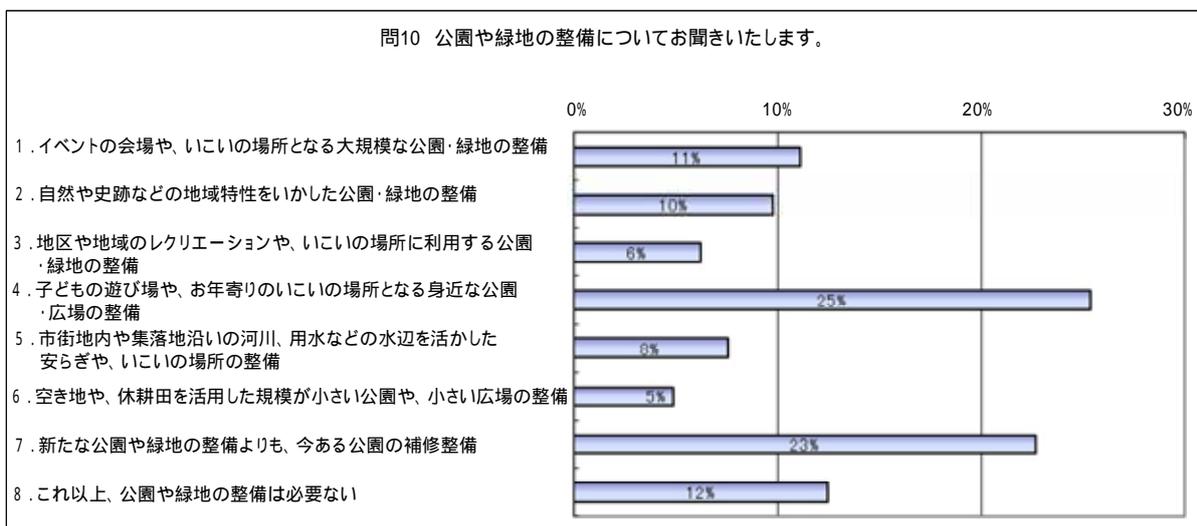
問8 道路の整備や交通環境の改善についてお聞きいたします。



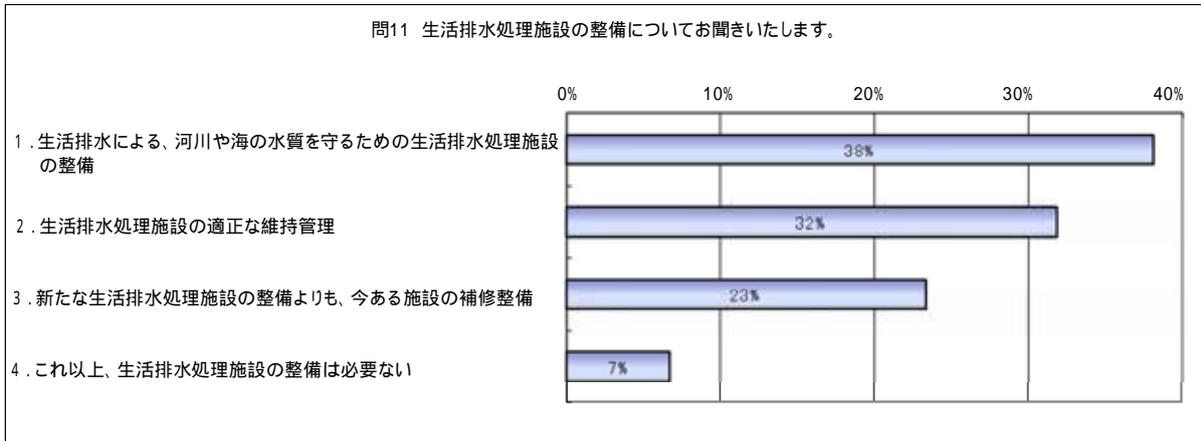
問9 市街地の整備についてお聞きいたします。



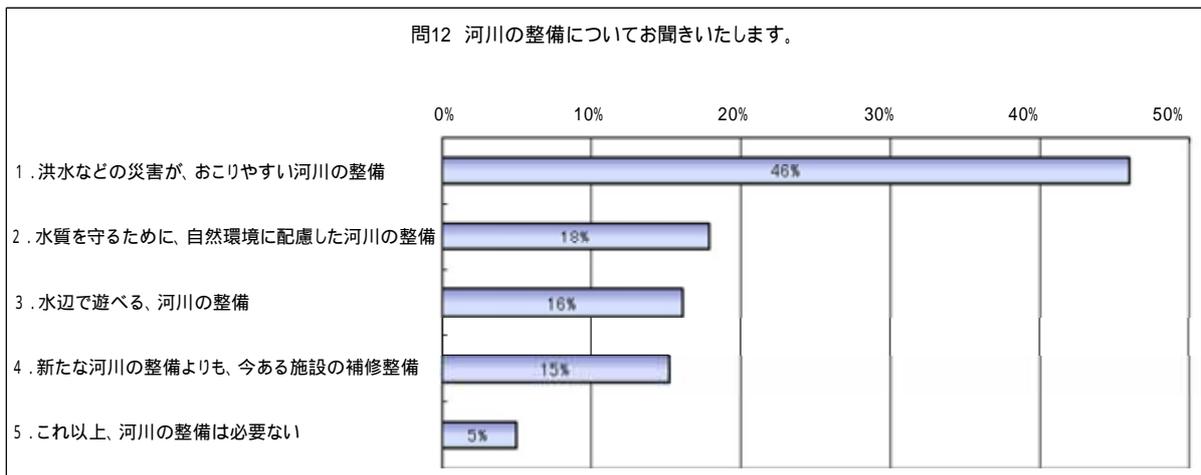
問10 公園や緑地の整備についてお聞きいたします。



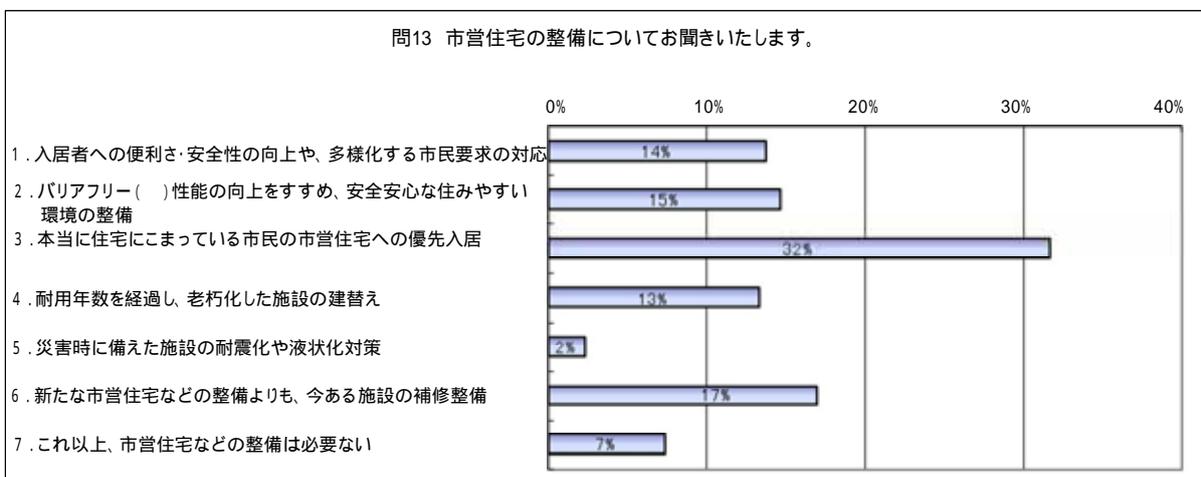
問 11 生活排水処理施設の整備についてお聞きいたします。



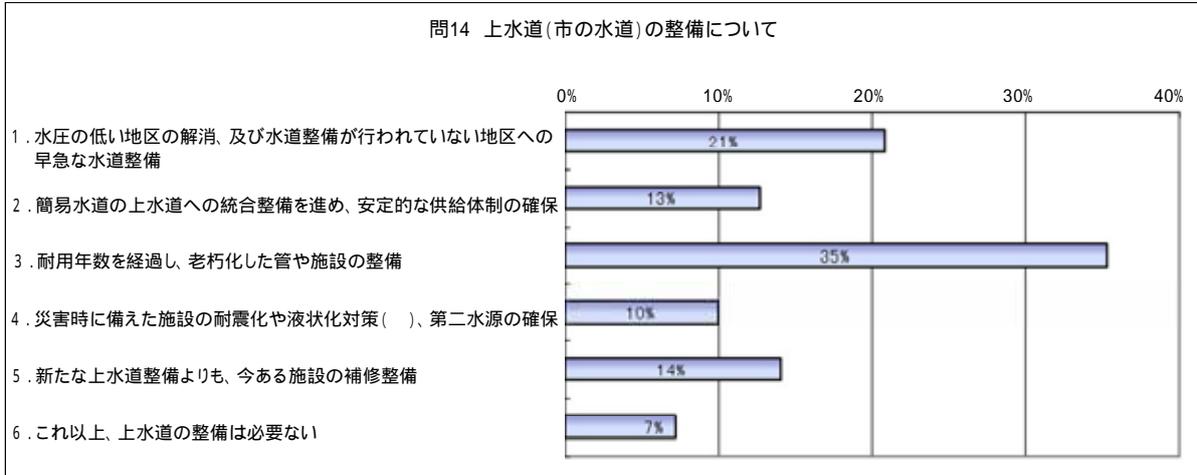
問 12 河川の整備についてお聞きいたします。



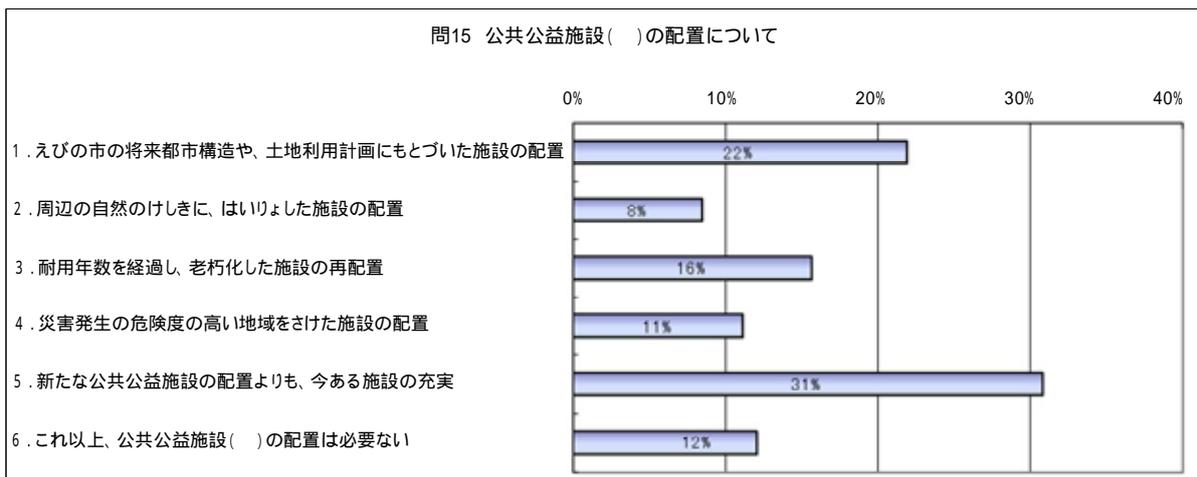
問 13 市営住宅の整備についてお聞きいたします。



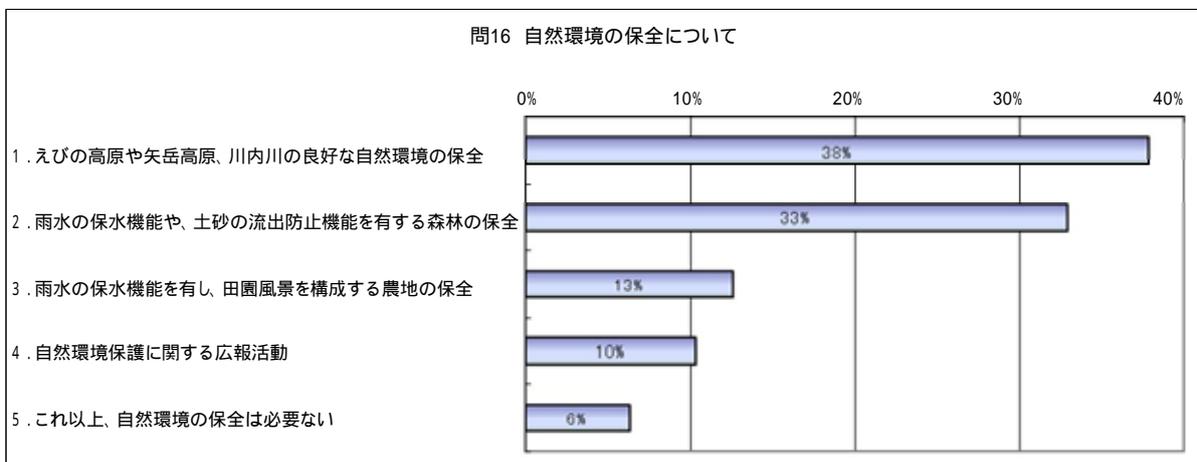
問14 上水道（市の水道）の整備についてお聞きいたします。



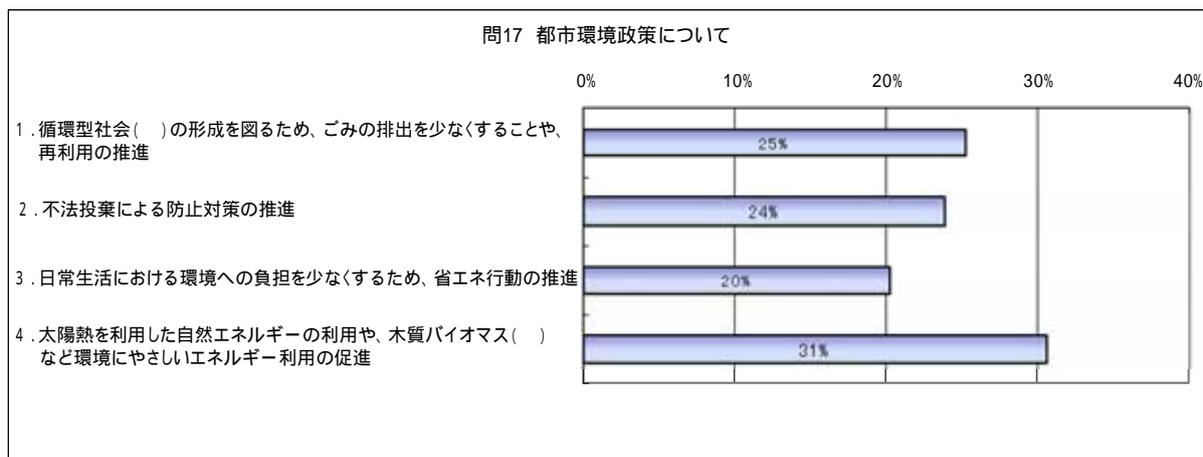
問15 公共公益施設の配置についてお聞きいたします。



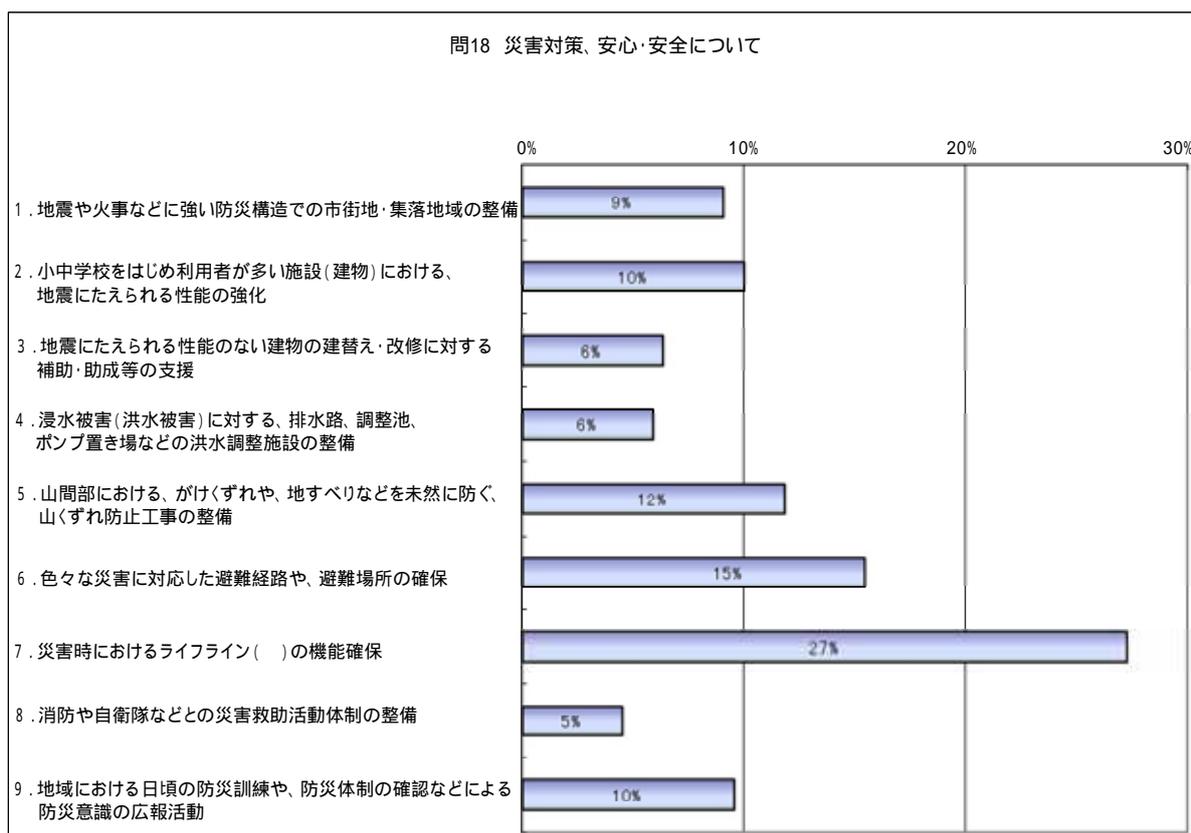
問16 自然環境の保全についてお聞きいたします。



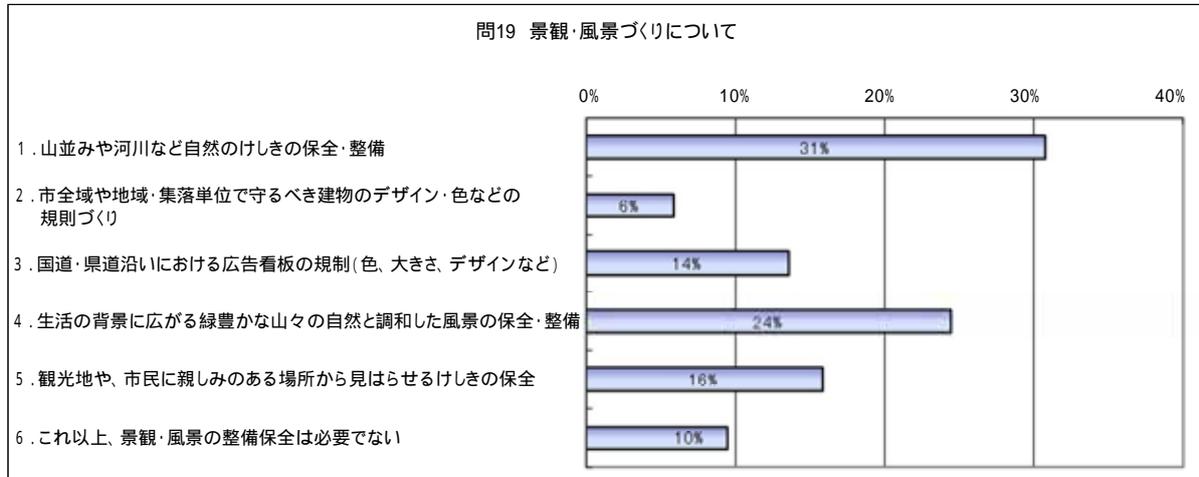
問 17 都市環境政策についてお聞きいたします。



問 18 災害対策、安心・安全についてお聞きいたします。



問19 景観・風景づくりについてお聞きいたします。

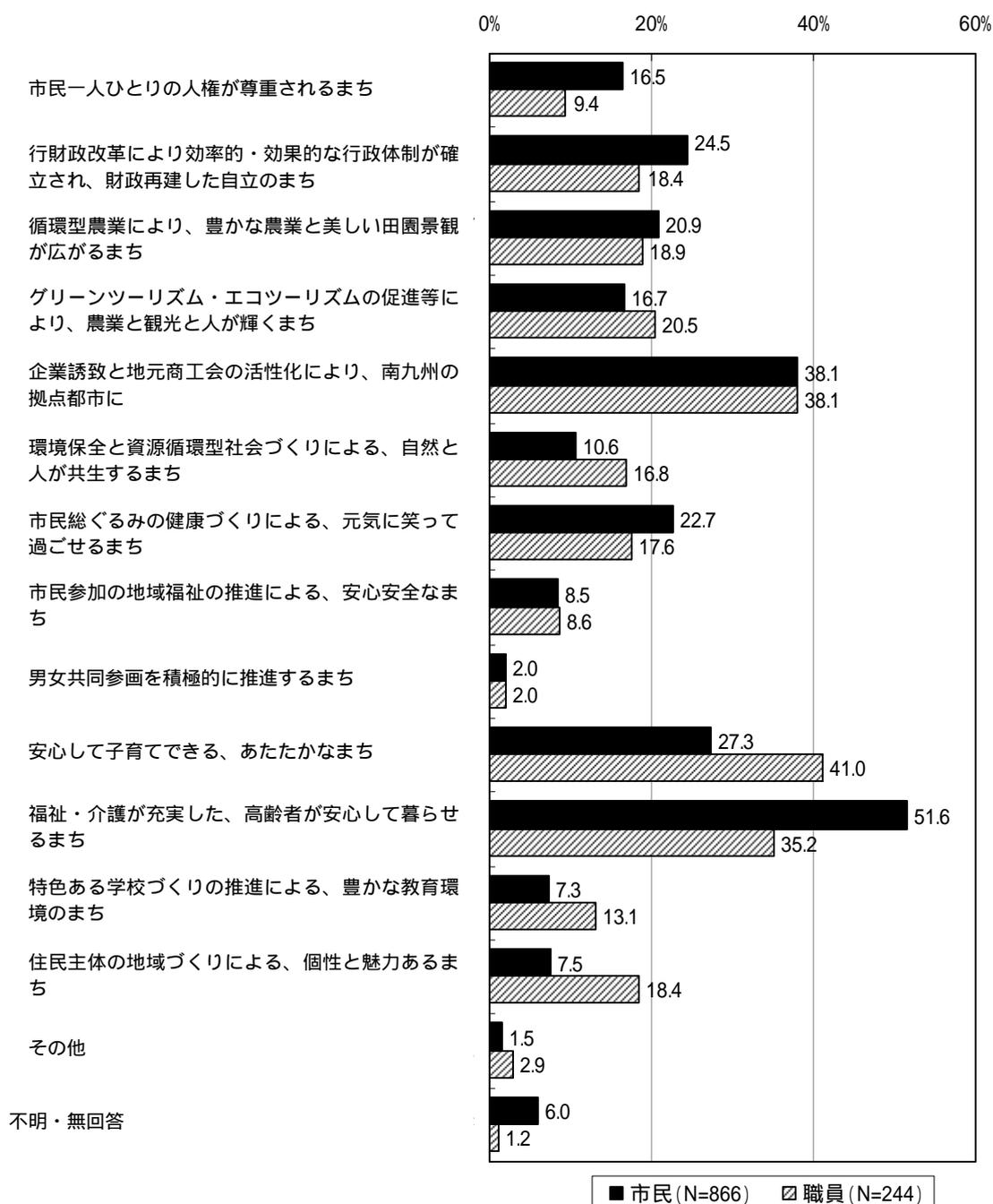


3. その他のアンケート調査結果

えびの市の将来像及び観光振興の重点施策については、既存アンケートにより以下のような結果となっている。なお、既存アンケートは、「第5次えびの市総合計画策定のためのアンケート調査」及び「えびの市観光振興計画策定のためのアンケート調査」である。

えびの市の将来像

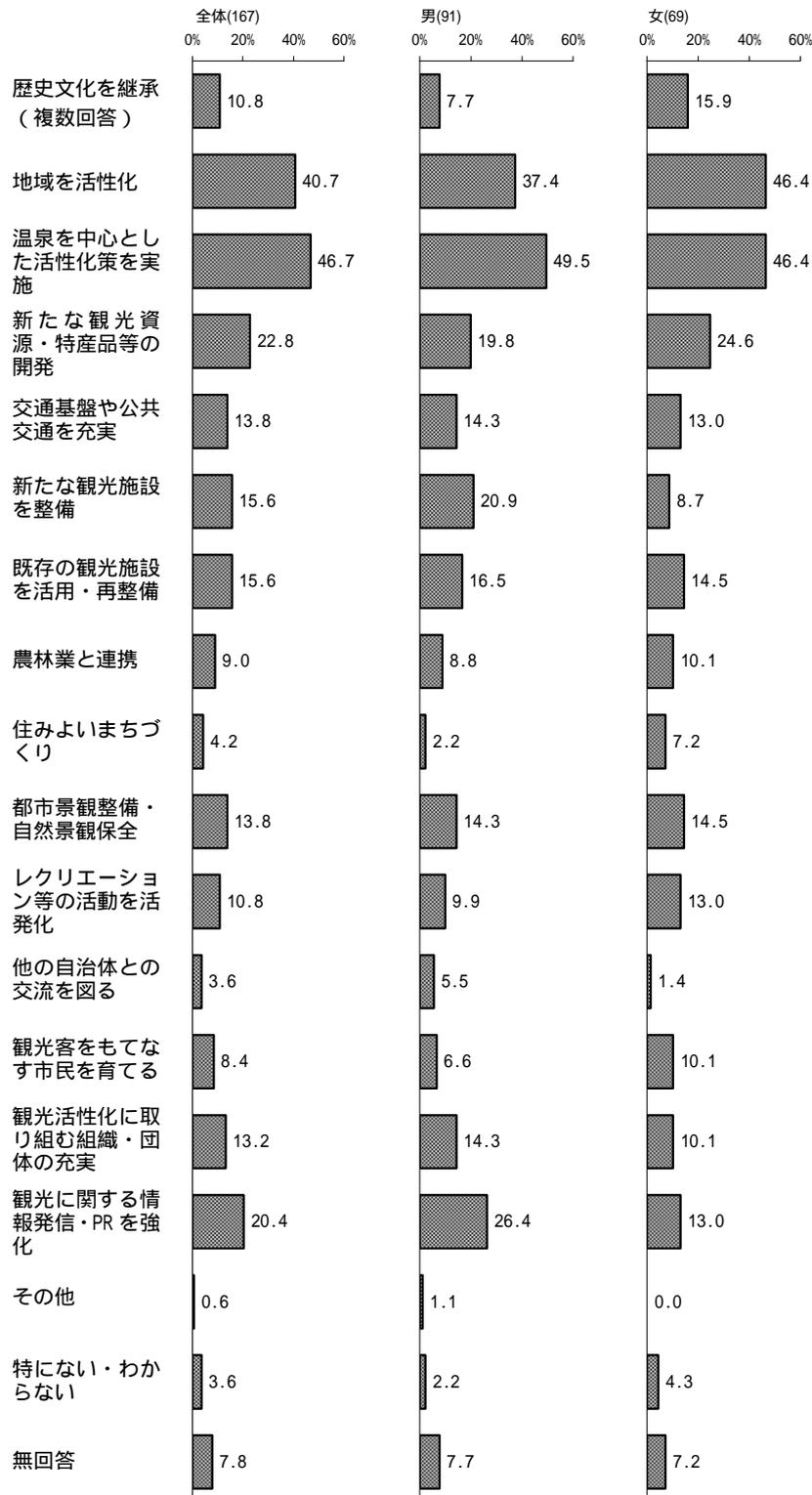
[問] あなたは、将来えびの市がどのようなまちになってほしいと思いますか。



第5次えびの市総合計画策定のためのアンケート調査より

観光振興の重点施策

問16. 観光振興で重点をおくべきこと × 性別



えびの市観光振興計画策定のためのアンケート調査より

第5章 都市づくりの課題

以下に、えびの市の都市づくりの課題を「第2部 第1章 えびの市の現況」項目に沿って整理する。

表 課題

項目	問題	都市づくりの課題
自然的条件・歴史	<ul style="list-style-type: none"> 年間降水量は約4,300mm（えびの高原）を超える。 北部は矢岳山、国見山、鉄山等の山塊が九州山脈の南端を形どり、南へ向い急傾斜。 	<p>○地形・気象特性から、土砂災害危険箇所等の防災対策の強化</p>
人口	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人口を国勢調査で見ると、平成22年で21,606人である。近年の人口の推移は、経年的に減少傾向を示しており、約1～2%/5年間の減少率を示している。 用途地域指定区域と用途地域指定外区域を含む都市計画区域に人口が集中した市街地構成となっている。 世帯人員は、昭和60年の3.1人/世帯から平成22年の2.4人/世帯と減少傾向にあり、核家族化の進行が現れている。 自然動態は、平成7年以降で、年間約150人の減少を示し、合計で2,335人の減少となっている。社会動態は、年間約120人の減少を示し、合計で1,920人の減少となっている。 幼年人口と生産年齢人口は減少傾向であるが、高齢人口は平成7年には4人のうち1人は高齢者である超高齢化社会を迎え、平成22年には3人のうち1人が高齢者となっている。 近隣市町と宮崎市との結びつきが強い。 	<p>○人口減少と少子高齢化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能を維持する観点からも、若い世代や働き盛り世代の流出を抑制 子育て支援、保育・学校教育環境の充実、高齢者が安心して本市に住み続けられる高齢者施策の展開等

<p>産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年の就業者総数は平成 2 年総数の約 75%になっている。 • 第一次産業と第二次産業は減少傾向を示しており、特に、第一次産業就業者数の減少が大きい。一方、第三次産業就業者数の推移は増加傾向を示している。 • 農家数、耕地面積ともに減少しているが、1 戸当たりの耕地面積は平成 2 年 0.94ha/戸であったが平成 22 年は 1.13ha/戸であり、増加傾向を示している。 • 商店数および従業員数の推移は概ね減少傾向にある。特に、店舗数の減少は著しく、平成 19 年の店舗数は、平成 3 年の 7 割となっている。 • 平成 20 年現在の製造品出荷額は 1,366,244 万円であり、これは平成 5 年の製造品出荷額の約 1.3 倍である。事業所数及び従業者数の推移は、製造品出荷額等と同様に、平成 5 年から平成 15 年は概ね減少傾向にあったが、平成 15 年以降は、増加傾向を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業構造の変化に対応したまちづくりの推進 ○良好な営農環境の保全 ○市民生活に密着した身近な商業の形成 <ul style="list-style-type: none"> • 空き店舗の増加とそれに伴う買い物への利便性の低下 • 商業施設の整備を計画的に促進し、個性と魅力のある商店街の形成 ○工業団地への企業の誘致を積極的に行い、雇用の拡大や人口の定住化 <ul style="list-style-type: none"> • 公害の防止や生活環境との調和等に配慮し、工業生産に必要な用地の確保
<p>土地利用・建物</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 用途地域指定区域は、自然的土地利用が 38.5%、都市的土地利用が 61.5%であり、土地利用区別に割合が高い順で見ると、住宅用地 34.9%、田 25.9%、道路用地 10.5%、畑 8.8%、公益施設用地 6.9%、商業用地 3.7%の順になっている。 • 昭和 61 年から平成 10 年間は年間 1～3 件の開発が行われており、商業または工業を目的としていた。しかし、 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的かつ秩序ある土地利用及び有効利用 ○市街地地域と周辺の良い自然環境や農林業環境との調和・共生 ○都市機能や交流機能の集積した魅力ある市街地の形成 ○高速交通ネットワークを十分に活かした都市拠点形成 ○用途地域指定の目的に即して有効活用、必要に応じて用途地域の見直し

	<p>平成11年以降は、開発が行われていない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年では、新築を用途別に見ると、用途地域指定区域内が住宅76.6%、商業12.4%、その他10.3%、工業0.7%の割合となっている。区域別に見ると、用途地域指定区域が約53%、用途地域指定外区域が約47%となっている。 用途地域指定区域は東部地域の飯野小学校周辺(町)、及びJR吉都線えびの飯野駅周辺(駅前)、西部地域の国道268号周辺(京町)が多く、これらは、商業系用途地域が設定されている地区である。 用途地域指定外区域では、前田、浦、大明司、島内が多い状況であり、国道沿道が多い。 農地転用状況を地区別に見ると、用途地域指定区域が点在しているのに対し、用途地域指定外区域は国道221号及び国道268号沿道での農地転用が多く見られる。 建物用途を中分類で見ると、都市計画区域は住居系用途88.8%、商業系用途3.5%、文教・公共3.3%、工業系用途3.1%、その他1.3%になっている。用途地域指定区域は都市計画区域と同じ順番ではあるが、商業系、文教・公共、工業系の割合が高く、用途地域指定外区域では、住居系の次に工業系、商業系の割合が高い。 本市の主要公共施設や大型商業施設、医療・福祉施設、学校などは、東部地域、中部地域、西部地域の用途地域指定区域内に集中している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い都市構造の実現を推進していくため、ハード事業とともにソフト事業を併せた総合的な防災対策を推進 ○建築協定や地区計画など面的な都市づくりのルール化 ○建ぺい率、容積率などの設定による建築形態の規制 ○用途地域外の、各種農業基盤の整備が行なわれている優良な農地の保全 ○必要に応じて風致地区や緑地保全地区などの土地利用規制 ○都市計画区域内外の良好な自然環境や田園風景の保全
--	---	--

えびの市都市計画マスタープラン
第2部 第5章 都市づくりの課題

<p>都市施設 都市計画道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の都市計画道路は、用途地域指定区域を中心に 29 路線、総延長 47,350m が計画決定されている。整備の状況は、改良済み区間延長 21,102m で改良率 45% である。 整備率が 50% に満たない路線は 18 路線あり、その内 6 路線は工事未着手路線である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路の適宜見直しやえびの中央線など重要な幹線の計画的な配置 ○バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の創出 ○公園など都市における防災拠点間の避難路の安全確保 ○景観に配慮した道路空間の形成
<p>公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の都市計画公園は、近隣公園の神社原公園が 1 箇所のみ。 えびの市の住民一人当たりの都市公園の敷地面積は、計画ベース、供用ベースともに 0.6 m²/人であり、低い整備水準となっている。なお、都市公園法において、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を 10 m²/人として定めており、市街地における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は 5 m²/人として定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安心して利用できる公園の創出 ○地域の実情に応じた公園の計画的な配置 ○身近に楽しめる地区公園等や多目的広場の配置 ○バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した都市公園の創出 ○都市防災上の広域避難地、一次避難地などとして必要な規模の都市公園を計画的に配置し、防災機能の強化
<p>下水道等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活雑排水については、河川等の水質汚濁を防止するため、各家庭から排出される台所、洗濯、風呂などの排水とし尿を処理するための合併処理浄化槽の設置を進めている。平成 25 年度末の生活排水処理率は 55.2% であり、引き続き、合併処理浄化槽の整備促進が望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水地区における対策の推進 ○合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理 ○畜産排水や商工業による生活排水処理
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> えびの市環境センター及びえびの市美化センターは、定期的な整備を実施しているが、計画的な更新が必要になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化が進んでおり、機能の維持と安定的な運営を確保

<p>上水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本市の上水道は、昭和50年に第3次拡張事業認可を受け、昭和52年～昭和55年に事業を実施した。 • その後、給水区域の拡張を行いながら現在に至っている。 • 地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化施設の更新 ○現水源である川内川上流の表流水に代わる、災害に強くより安定した第2水源の確保 ○簡易水道の上水道への統合
<p>市営住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成26年4月1日現在の市営住宅管理戸数は491戸で、団地数は30団地である。そのほとんどが昭和に建築されたものであり、狭小住宅が多く老朽化も進んでいるため、子育て世帯や高齢者の受け入れが難しい状況である。 • 小規模団地が散在していることから、建替えに合わせた再編等の整備が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が安心して住宅の整備・改造を行える環境の創出 ○小規模団地が散在していることから、建替えに合わせた再編 ○定住促進や高齢化・核家族化の進展、独居老人世帯の増加などの入居者ニーズに対応
<p>道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 改良率は、一般国道が86.4%、主要地方道86.5%、一般県道59.6%、市道が65.4%となっている。路線別にみると国道447号、一般県道えびの高原京町線、石阿弥陀五日市線、木場吉松えびの線の改良率が低くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道221号、国道268号や主要地方道京町小林線を結ぶ南北軸の配置 ○県道や市道などについては依然として改良率が低く、引き続き整備を推進 ○豊かな自然に恵まれた沿道の土地利用を十分検討した上で必要な用地を確保 ○観光都市としての効果的なネットワーク化

<p>バス路線</p>	<ul style="list-style-type: none"> • えびの市では、バス路線として京町線が、小林方面 10 本、京町方面 11 本が運行されている。 • 年間の利用者数は平成 14 年以降減少傾向を示しており、平成 22 年は 34 千人で、平成 14 年の約 51%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の維持確保、利便性の向上と利用促進、超高齢社会に対応した地域公共交通体系の構築 ○公共交通の路線が無い地域(交通空白地)における移動手段の確保
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本市の平成 15 年から平成 25 年間の観光入込客数の動向は、平成 15 年の 171 万人から平成 17 年の 162 万人まで減少し、突然、平成 18 年に 189 万人まで増加している。その後は徐々に減少し、平成 23 年には 85 万人まで急激に減少した。しかしその後は増加し、平成 25 年には 158 万人となっている。 • この間の年平均観光入込客数は 158 万人である。約 55%が県外客となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際化社会への対応を推進 ○観光資源、受入環境、情報の受発信の全般にわたって取組の充実 ○民間活力導入型の未利用地の整備やアクセス道路網の整備、観光ルートの確立 ○魅力ある観光地づくりと持続的な観光産業の育成、新たな観光ルートやプログラムの整備 ○自然的景観や歴史的景観などの地域の特性を活かした個性的な景観の保全・創出 ○周囲の山々の美しい自然的景観と調和した良好な街並み景観の創出 ○主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や都市計画道路については、観光資源として特徴のある沿道景観の創出

第3部 全体構想

【 目 次 】

第1章 基本構想

- 1．まちづくりの理念・目標・・・・・・・・・・・・・・・・113
- 2．将来の都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・115

第2章 分野別方針

- 1．土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・121
- 2．都市施設の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・129
- 3．自然環境保全の方針・・・・・・・・・・・・・・・・135
- 4．都市環境形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・136
- 5．都市景観形成の方針・・・・・・・・・・・・・・・・137
- 6．市街地整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・138
- 7．災害に強いまちづくりの方針・・・・・・・・139

第1章 基本構想

1. まちづくりの理念・目標

(1) まちづくりの理念

本市の第5次えびの市総合計画では、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの 一南九州の交流拠点都市を目指して一』を将来像とし、以下に示す基本目標を定め、総合的な施策の展開を図っている。

基本目標

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 新たな活力を生む“産業づくり” | 【産業の振興・都市基盤の整備】 |
| 2 志と郷土愛を持つ“人づくり” | 【教育・文化・スポーツの振興】 |
| 3 誰もが元気“健康のまちづくり” | 【保健・医療の充実】 |
| 4 みんなのかおが見える“協働と福祉のまちづくり” | 【住民自治・福祉の充実】 |
| 5 自然と調和した住みよい“生活環境づくり” | 【自然環境の保全・生活環境の整備】 |

本計画においても、これらの将来像と目標を継承し、「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」をまちづくりのテーマとする。

〈まちづくりのテーマ〉

「豊かな自然と産業を活かした住みよいまちづくり」

(2) まちづくりの目標

まちづくりのテーマを、具体的に、わかりやすく施策に展開するために、まちづくりの目標を設定する。

豊かな自然を活かしたまちづくりを推進します

四季折々の顔を見せ、霧島ジオパークとして知られるえびの高原や矢岳高原、県内唯一の温泉郷である京町温泉などの温泉資源は本市の貴重な財産である。また、平野部には川内川が流れ稲作を中心とした農地が広がり、本市を代表する景観を形成している。このように本市は自然環境や観光資源に恵まれた、緑豊かな田園都市である。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、他の都市と異なる個性豊かな魅力あるまちづくりを推進する。

産業の振興を図るまちづくりを展開します

本市は基幹産業の低迷や若年層の流出による過疎化、超高齢化社会への移行・対応が問題となっている。しかしながら、本市は、宮崎、鹿児島、熊本の県境にあり、九州縦貫自動車道や東九州自動車道などの高速交通網の整備により、福岡や熊本、鹿児島などの九州の拠点都市とを結ぶ交通の結節点であり、人的・物的な交流拠点都市となる可能性を有している。これらの優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、産業の振興を図りながら、本市の活性化に向けたまちづくりを展開する。

安心して暮らせる、快適なまちづくりを推進します

本市は3町合併により誕生したことから、3地域の均等な発展を目指してきたが、その結果、道路、公園、排水施設などの都市基盤の整備は遅れているのが現状である。これからは、それぞれの地域の特性を生かした効率的、効果的な整備が望まれている。3地域が持つ、優れた地域特性を積極的かつ有効的に活用することにより、それらを反映した都市機能の集積を促進し、コンパクトな都市づくりを推進する。

また、自然環境に配慮した都市基盤の整備など、人や環境にやさしいまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安心して暮らせる快適なまちづくりを推進する。

2. 将来の都市構造

(1) 基本概念

えびの市の将来像都市構造の考え方を以下に示す。

- 東部地域、中部地域、西部地域の3つの市街地を、役割を持たせた都市拠点として設定する。
- 都市拠点間を国道221号と国道268号が結び、その沿道は都市形成軸の役割を果たす。
- その他、都市拠点間を結ぶ道路として、主要地方道京町小林線とえびの中央線が国道の役割を補完する。

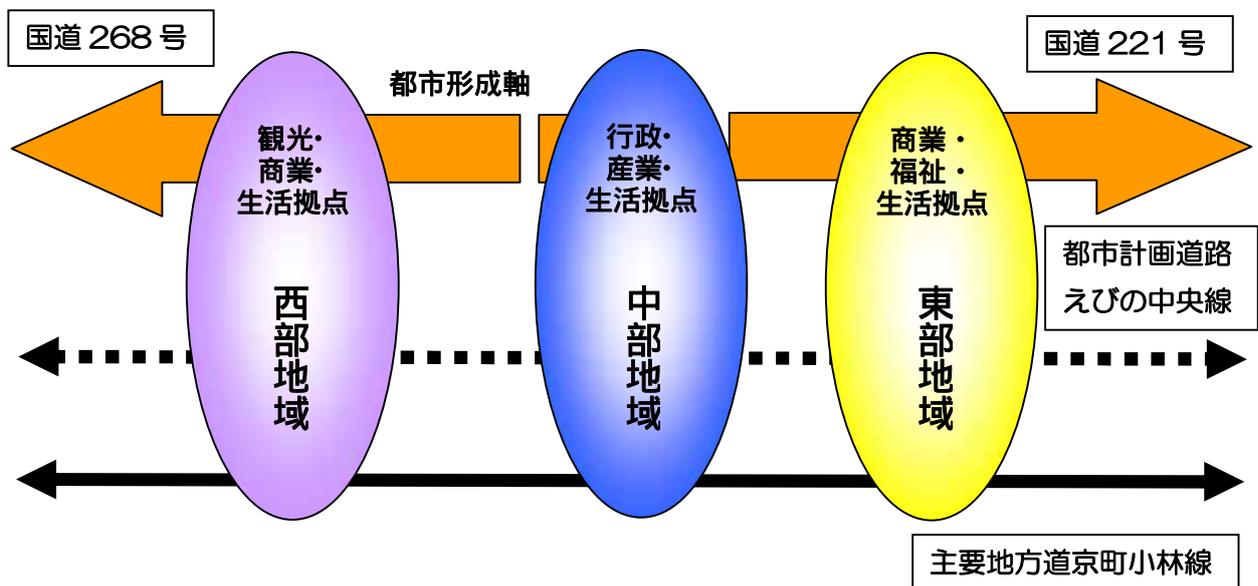


図 都市構造の模式図

(2) 構成要素

面的要素	ゾーン	○ 機能毎に区分した土地のまとまり
線的要素	軸	○ 都市を形成する骨格 ○ 各拠点の連携・交流を図る動線
点的要素	拠点	○ 都市活動の中心的な場で、地区特性に応じて各種機能の集積を図る地区 ○ 交通、産業、自然など、一つの機能が特化・集約した地区

(3) 都市構造 ゾーン

地域の特性を生かしたゾーンの配置を行い、それぞれの特性に応じた土地利用を展開し、環境に配慮したコンパクトな都市づくりを進める。

都市ゾーン	<ul style="list-style-type: none">○ 都市活動や都市生活の中心となるゾーン○ 都市形成軸を骨格として拠点を有機的に結ぶことで、コンパクトにまとまった市街地の形成を図る。○ 賑わいとゆとりある市街地環境を創出する役割を担う。
田園住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none">○ 良好な田園環境の保全を図るゾーン○ 営農環境の維持を図るとともに、人と自然の交流や都市と農村の交流を提供する役割を担う。
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none">○ 主に森林の保全を図るゾーン○ 森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民および観光客の憩い・交流の場としての役割を担う。
環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none">○ えびの高原周辺の自然環境を保全するゾーン○ 貴重な自然環境を保全するとともに、自然との共生に配慮しながら観光地としての整備を図り、人々にやすらぎとるおいをもたらす役割を担う。

軸

東西の骨格となる国道 221 号および国道 268 号を、都市内外の交流を促進し市街地形成を進める都市形成軸として位置づける。

都市形成軸 	<ul style="list-style-type: none">○ 都市を形成する骨格となる軸○ えびの市の都市拠点を結び、都市の一体性を確保する役割を担う。
--	--

拠点

地域の特性に応じて拠点として位置づけ、都市機能の集積を促進し、地域の拠点性を高める。

<p>都市拠点</p> 	<p>○ 商業・業務、行政、医療、教育機能など多様なサービスを提供する都市生活の中心的な役割を担う。</p>
<p>生活拠点</p> 	<p>○ 良好な居住環境の形成を図り、えびの市の中心的な居住機能の役割を担う。</p>
<p>商業拠点</p> 	<p>○ 地域の特性を活かした特色ある商業業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な商業機能の役割を担う。</p>
<p>産業拠点</p> 	<p>○ 周辺環境に配慮しつつ、工場や流通業務施設の集積を図り、えびの市の中心的な産業機能の役割を担う。</p>
<p>行政拠点</p> 	<p>○ えびの市の行政機能の役割を担う。</p>
<p>観光拠点</p> 	<p>○ 市民および訪れる人に、自然とのふれあいやうるおい、やすらぎを提供する役割を担う。</p>
<p>福祉拠点</p> 	<p>○ 医療施設や福祉施設の集積を図り、えびの市の中心的な医療・福祉機能の役割を担う。</p>
<p>交通結節拠点</p> 	<p>○ ひと、もの、情報の交流や連携を高める役割を担う。 ○ 国際交流、都市間交流を促進し、都市活力を創出する役割を担う。</p>

えびの市の都市構造における役割

都市拠点

商業・福祉・生活拠点：東部地域

行政・産業・生活拠点：中部地域

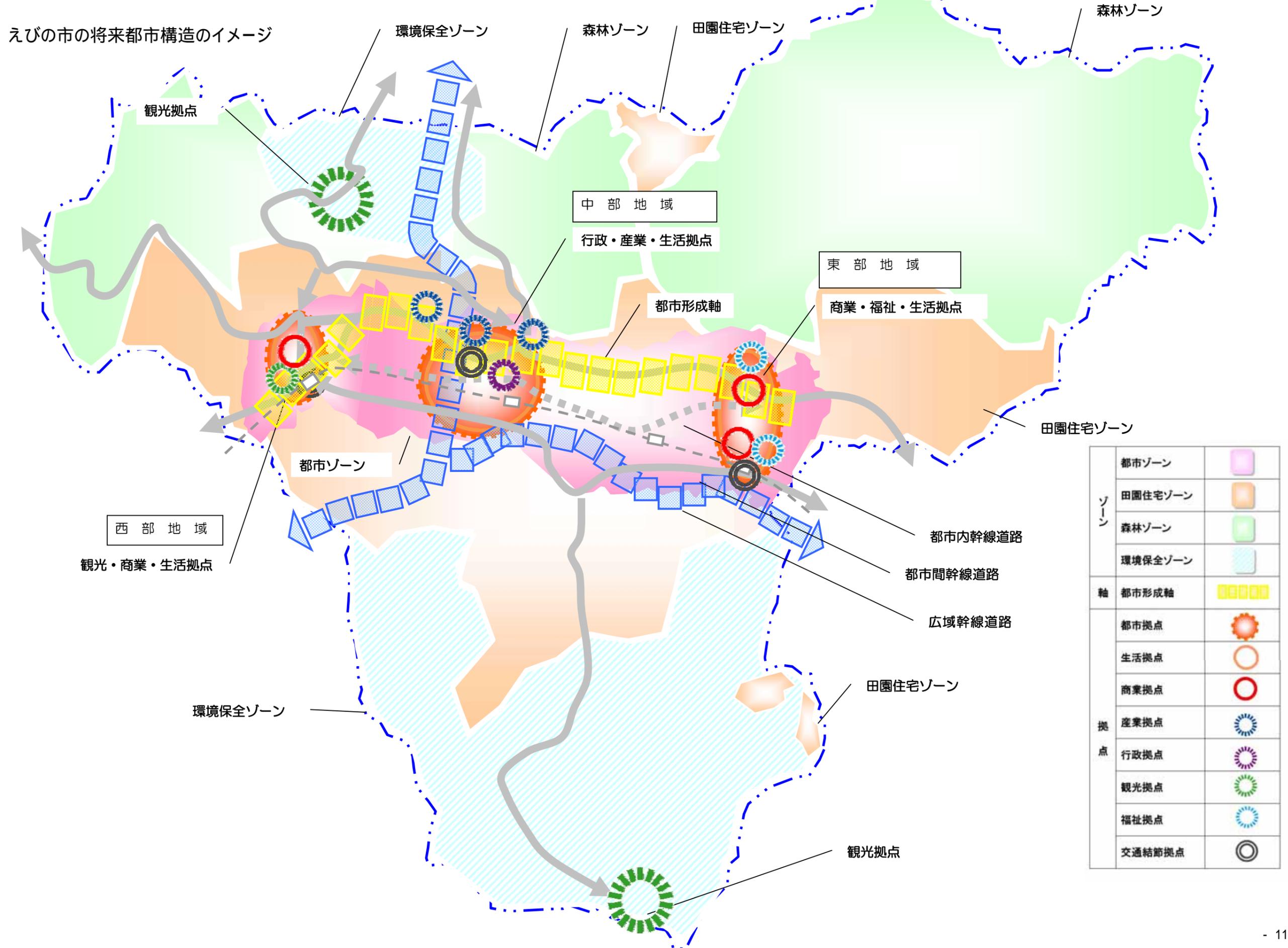
観光・商業・生活拠点：西部地域

都市形成軸：国道 221 号と国道 268 号

広域幹線道路：九州自動車道

都市間幹線道路：国道 221 号と国道 268 号、国道 447 号、
主要地方道えびの高原小田線、主要地方道京町小林線、
県道木場吉松えびの線

都市内幹線道路：えびの中央線と都市拠点内の都市計画道路



第2章 分野別方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

本市の都市構造の目指す方向は、広域交通網を背景とした産業機能の向上と観光振興に対応したまちづくりであり、それらを基本にした居住環境の改善が求められる。

3つの都市拠点内の都市計画道路周辺に市街地を配置する。

東部地域	<ul style="list-style-type: none">○ 商業集積地区が2箇所に分かれ、地域東側には地場産業を中心とした工業地がある。商業集積地区周辺は医療・福祉施設が集積しており、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
中部地域	<ul style="list-style-type: none">○ 本市の行政拠点として行政機能、流通・業務機能、文化交流機能の充実を図り、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
西部地域	<ul style="list-style-type: none">○ 本市の観光拠点として、温泉観光の機能向上を目指し、観光交流機能を創出し、これらを中心として住居系土地利用の配置を行う。
都市拠点以外の地区	<ul style="list-style-type: none">○ 都市拠点以外の市街地周辺農地については、農業が本市の基幹産業であるため、農地の保全を原則とする。○ 山、川の貴重な自然環境を保全するとともに、自然と調和した観光地としての役割を担う自然環境保全ゾーンを配置する。

将来都市構造により整理したゾーンの位置づけを踏まえ、地形条件に配慮しながら、それぞれの特性を生かした土地利用の区分・配置を進める。

【 土地利用区分と配置方針 】

ゾーン区分	土地利用区分		配置
都市ゾーン	住宅地	一般住宅地	・ 商業・業務地周辺に配置
		専用住宅地	・ 文教施設が集中する地区、市営、県営住宅周辺、等に配置 ・ 原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地に直接面しないように配置
	商業・業務地		・ 東部地域に2箇所、中部地域に1箇所、西部地域に1箇所の商業・業務集積地に配置
	工業地		・ 東部地域、中部地域の工業集積地に配置
田園住宅ゾーン	農地		・ 市街地周辺部に配置
	農村集落地		・ 既存集落地に配置
	沿道複合地		・ 国道221号及び国道268号沿道に配置
森林ゾーン	森林		・ 市街地外延部の森林に配置
環境保全ゾーン	自然保全地		・ 霧島錦江湾国立公園及び県立自然公園周辺に配置

(2) 土地利用配置の方針

都市ゾーン(東部地域、中部地域、西部地域)

1) 住宅地

- ①東部地域は、2箇所の商業地を取り巻くように住宅地を配置しており、商業地周辺の既存集落地は一般住宅地、文教施設が集中する地区、及び、その他の地区に専用住宅地を配置する。
- ②中部地域は、永山、栗下、松原地区の既存集落地に一般住宅地を配置し、市営住宅周辺は専用住宅地を配置する。
- ③西部地域は、商業地周辺の既存集落地は一般住宅地、水流地区東部、及び、県営住宅周辺に専用住宅地を配置する。
- ④専用住宅地については、原則として主要幹線道路や鉄道、商工業地に直接面しないように配置する。

イ) 専用住宅地

- ・専用住宅地として、良好な住環境を備えた潤いのある住宅地の形成を目指す。

ロ) 一般住宅地

- ・商業地及び工業地周辺の住宅地については、住民の身近な生活利便施設等を許容する一般住宅地とし、その良好な住環境を保全する。

2) 商業・業務地

- ①本市の商業・業務地は、東部地域に2箇所、中部地域に1箇所、西部地域に1箇所あるが、その集積度は低い状態である。しかし、いずれも各地区にとって重要な商業地であることから、地域にふさわしい顔として特色を持たせていく。
- ②商工会や地元商店等と連携し、買い物難民への対応を図るとともに、市民にとって地域に密着した魅力ある商業地となるように、商業者の育成とネットワーク化を支援する。
- ③東部地域の商業・業務地は、本市の主要な商業・業務地として位置づけ、商業施設や業務施設等の集積を図り、賑わいのある商業・業務地の形成を目指す。
- ④西部地域の商業・業務地は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指す。
- ⑤中部地域の商業・業務地においては、地域住民の身近な生活利便を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持に努める。

3) 工業地

- ① 東部地域のえびの飯野駅周辺は、地場産業の木材加工業が点在しており、工場と住宅の適正配置に努め、地場産業を中心とした活気ある工業地の形成を目指す。
- ② 中部地域の小田地区の工業地は、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。
- ③ 九州縦貫自動車道えびのインターチェンジ周辺の永山地区の工業地については、良好な流通業務地として位置づけ、今後とも周辺土地利用との調和を図りながら、えびの市の主要な工業地として、その機能の維持形成に努める。
- ④ 永山地区に立地する道の駅えびのを中心に、関係機関と連携し、優良特産品の開発と普及を図り、特産品の販路拡大及びブランドの確立を図るため、市内外に向けたPR活動を推進する。
- ⑤ 都市計画区域外を含めた、えびのインターチェンジ周辺においては、農業などと調和を図りながら、その立地特性を活かした良好な工業・流通業務集積地の形成に向け、計画的な土地利用を誘導する。

4) その他

- ① 用途地域内の低・未利用地については、用途地域指定の目的に即して有効活用を図るとともに、必要に応じて用途地域の見直しを検討する。

田園住宅ゾーン(都市拠点以外の地区)

1) 農業地

- ① 市街地周辺部の農業地は、原則としての農地または農村集落地を配置し、営農及び生活基盤の整備と、その豊かな自然環境の保全を図り、潤いのある田園景観を形成する。

イ) 農地

- ・ 農地は、原則として積極的に保全するものとし、上位の土地利用計画に基づいた整備以外の無秩序な開発を抑制する。
- ・ 良好な農地については、農業振興地域整備計画により優良農地として確保・維持する。

ロ) 農村集落地

- ・ 農地と宅地が混在する既存集落地においては、周辺の営農環境を保全しながら、適正な開発の規制・誘導や生活基盤の改善を行うことにより集落環境の維持に努める。
- ・ 無秩序な市街化の進行を抑制し、自然環境と調和した農村集落地の形成に努める。
- ・ 本市の3地域を連絡する国道221号及び国道268号は、都市形成軸として沿道型土地利用を図り、隣接する農業地の環境に配慮する。

森林ゾーン

1) 森林

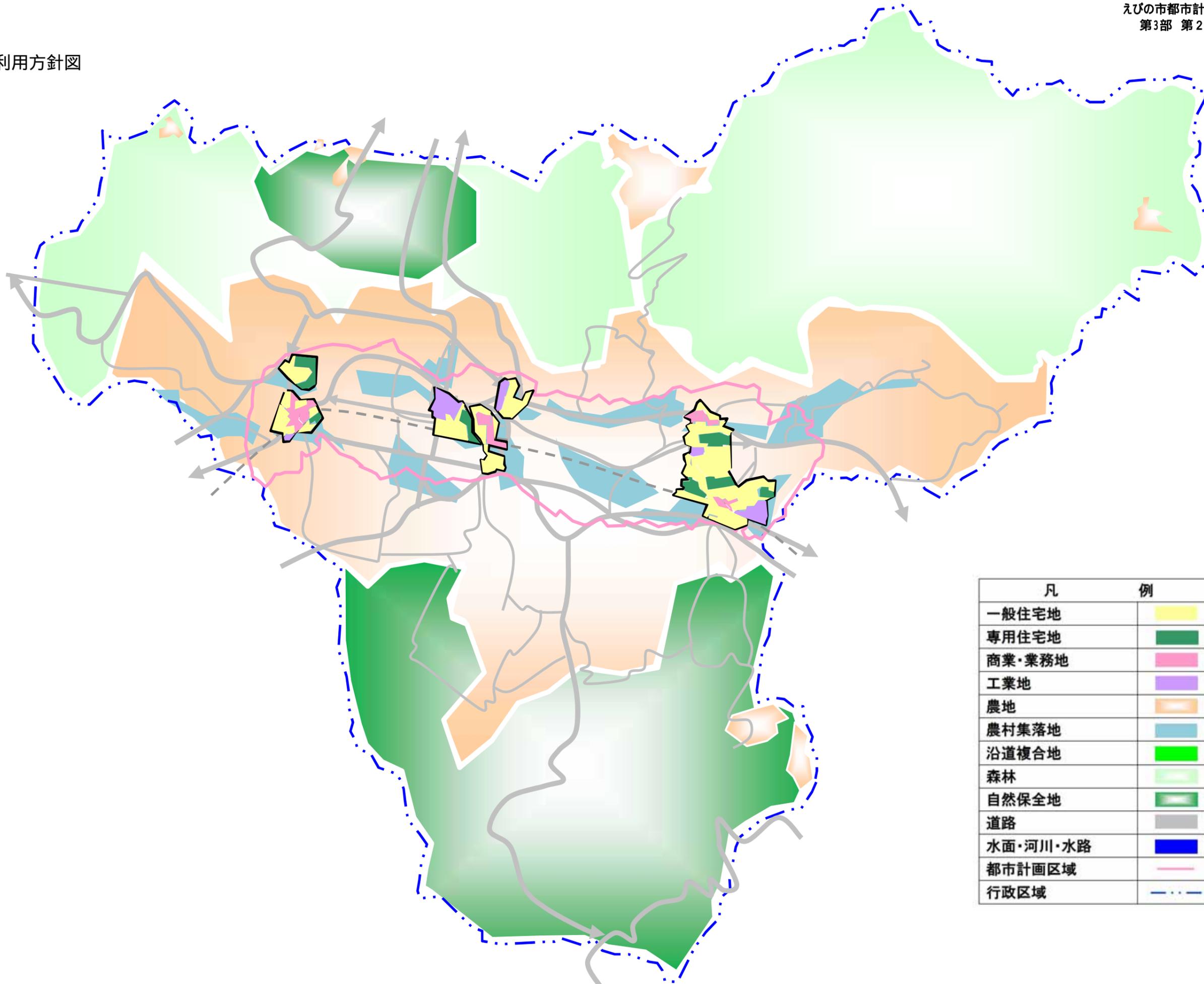
- ①市街地周辺部の森林については、上位の土地利用計画に基づいた計画以外の無秩序な開発を抑制し、貴重な自然環境や豊かな生態系の積極的な保全に努める。
- ②砂防指定地区、保安林等に指定されている森林については、保全すべき区域であり保全に努める。
- ③自然災害の発生の恐れがある急傾斜地の森林については積極的に保全する。

環境保全ゾーン

1) 自然保全地

- ①山、川の貴重な自然環境を保全するとともに、自然と調和した観光地としての役割を担う自然保全地を配置する。
- ②都市計画区域外における幹線道路沿線やインターチェンジ周辺の既存集落地については、地域の開発圧力の高まりに応じ、関係機関との調整を図り、準都市計画区域の指定を検討する。

土地利用方針図



凡	例
一般住宅地	
専用住宅地	
商業・業務地	
工業地	
農地	
農村集落地	
沿道複合地	
森林	
自然保全地	
道路	
水面・河川・水路	
都市計画区域	
行政区域	

2. 都市施設の整備方針

(1) 交通施設の整備方針

道路の整備方針

- ①道路網の骨格を形成する国道、主要地方道、県道の整備を促進する。
- ②都市内幹線道路網の骨格を形成するえびの中央線、並びに、都市拠点内の都市計画道路の計画的な整備を推進する。
- ③安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりある道路空間の整備に努める。
- ④生活道路については、計画的に拡幅などの改良工事を推進する。
- ⑤橋梁の修繕と長寿命化を図るため、予防的修繕及び長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕整備を進める。
- ⑥安全・安心・快適な道路環境を確保するため、予防保全型の管理に転換するとともに、計画的な維持管理に努める。
- ⑦人口減少、高齢化、経済の低成長など、社会経済情勢の変化を背景に、都市の拡大を前提にしたまちづくりから公共施設等が集約されたまちづくりへと方向転換が求められている。都市計画決定から長期間未着手となっている都市計画道路については、必要性や位置づけに変化が生じている可能性があり、総合的な見直しを進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備を推進する。

都市防災に配慮した道路整備

- ①防災拠点間の避難路となる道路については、災害時の安全確保に考慮した整備を推進する。
- ②道路整備にあたっては、消防活動やライフラインの安全性向上に努める。
- ③土砂崩壊・落石等の危険箇所については、法面防護工等の設置を関係機関も含めて検討する。

児童・高齢者・障がい者等に配慮した道路整備

- ①少子高齢社会、街なか居住等に対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努める。

自然や景観に配慮した道路整備

- ①自然や歴史・文化等地域の特性を踏まえた景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努める。
- ②道路の整備にあたっては、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と同化するよう努める。

公共交通機関の充実

- ①えびの市地域公共交通総合計画に基づき、既存の交通ネットワークを活用しながら、通勤や通学、通院、買い物等の日常生活の利便性のほか、観光分野も考慮した交通体系の構築を図る。
- ②関係自治体と連携し、JR吉都線を活用した交流人口の拡大を図りながら、地域の活性化を推進する。
- ③交通手段を持たない市民の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通体系を構築する。

(2) 公園・緑地の整備方針

都市公園等・緑地の整備方針

- ①公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。
- ②市民の意見を反映しながら「緑の基本計画」を策定していくとともに、今後の都市公園等の整備は「緑の基本計画」に基づいて行うことを基本とする。
- ③地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路等の公共空間に加え、民間空間における緑化の促進を検討する。
- ④市街地及びその周辺に存在する緑地等は、良好な都市環境を維持する自然的環境として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努める。
- ⑤児童、高齢者、障がい者等、すべての市民が安心して公園や緑地を利用できるように、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ⑥公園・緑地は、市街地内の景観を構成する重要な要素であり、その整備や改修にあたっては、その周辺景観に配慮する。

自然公園等の整備方針

- ①霧島錦江湾国立公園や矢岳高原県立自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努め、国や県と連携しながら有効活用を努める。
- ②都市公園として位置づけられていない公園についても、地域の特色ある自然環境を活かした整備を推進する。

市民参加による公園、緑地の整備方針

- ①公園の整備や改修にあたっては、市民の多様なニーズを反映するため、計画段階から市民参画を推進する。
- ②公園・緑地の管理運営は、市民の身近な憩いの場として安全に利用できるように努めるとともに、市民が参画できる仕組みを検討する。

(3) 河川・下水道等の整備方針

河川整備の方針

- ①洪水等の水害の危険性が高い河川については、計画的な河川改修をすすめ、市民が安心できる安全な川づくりに努める。
- ②河川の水質を保全する観点から環境に配慮した河川の整備に努める。
- ③自然環境や生き物の生息・生育環境にも配慮した多自然の川づくりをすすめ、市民がやすらぎ、潤いを感じる親水空間の確保に努める。
- ④河川景観に配慮した水辺空間の整備を促進し、住民が主体となった河川美化運動等の活動を広める。

下水道等の整備方針

- ①本市の都市計画区域における下水道等の整備は、維持管理及び財政状況から困難なため、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。
- ②合併処理浄化槽の設置を支援するため、設置費用の助成を継続し、合併処理浄化槽の普及を促進する。
- ③事業排水による河川の汚濁を抑制するため、関係機関と連携して、水質汚濁防止法や県条例に基づいた指導をすすめ、民間事業者の対策実施を促進する。

(4) 上水道の整備の方針

- ①川内川上流の表流水に代わる、災害に強くより安定した第2水源の確保を図る。
- ②埋設管や浄水場等の施設の老朽化に対し、更新整備を継続し、市民に対する安定的な給水の確保に努める。
- ③更新時には、施設の耐震化をすすめ、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるように努める。
- ④地域住民の高齢化等の影響により地元での管理・運営が困難になりつつある簡易水道の上水道への統合を進める。
- ⑤低水圧地区や水道未普及地区の解消を行う。

(5) 住宅の整備方針

公営住宅

- ①老朽化の著しい市営住宅団地については、適正な規模に統廃合を行いながら、計画的な建替えを継続し、市営住宅団地として適正な整備の充実を図る。
- ②耐震性に課題のある市営住宅においては、公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震性能の確認と必要な対応を継続し、良好な居住環境の整備に努める。

民間住宅

- ①木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度を継続し、市民による耐震診断の実施を促進する。
- ②住まいのバリアフリー化に対する助成制度をすすめ、高齢者や障がいのある人が不便なく在宅生活を継続できるように努める。
- ③新たに住宅を新築、購入した方に対して支援を行うとともに、移住者への支援も推進する。
- ④空き家バンク登録件数の増加を図り、定住希望者のニーズに応じた住宅情報の提供を行う。
- ⑤関係機関と連携しながら、相談会の開催などPR事業を展開し、移住・定住希望者を開拓する。
- ⑥自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用等、省エネ・省資源に配慮した住宅の普及を啓発し、地球環境に配慮したまちづくりを行う。

3 . 自然環境保全の方針

(1) 河川・山林

- ①市街地内外に広がる河川、森林等を、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減等を担う環境保全系統の自然環境として位置づけ、保全する。
- ②雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。
- ③霧島錦江湾国立公園・矢岳高原県立自然公園の自然環境や生態系を保全する活動を継続し、市民とともに、良好で豊かな自然環境を後世に引き継ぐ。
- ④河川美化や森林保護等の環境保全活動をとおして、多様な生物が生息・生育する良好な自然環境の保全に関する周知啓発を推進する。

(2) その他

- ①歴史的意義の高い史跡や社寺の境内の樹木は、自然環境資源として重要な役割を持っているため、積極的な保全を図る。

4 . 都市環境形成の方針

(1) 水環境対策

- ①生活排水対策総合基本計画の推進により生活排水の直接的な河川への排出を抑制すると共に、浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進し、ため池・河川等、公共用水域の水質を保全する。

(2) 廃棄物処理対策

- ①市民や事業者と一体となった4R（リフューズ：拒否、リデュース：消費削減、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。
- ②えびの市美化センター・えびの市一般廃棄物最終処分場・えびの市環境センターなどの各施設は、適正な維持管理により延命化を図り、施設の計画的な改修と更新に努め、安定的な運営を確保する。
- ③関係機関や市民と協力し、パトロールや啓発を継続し、廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てなどを防止する。
- ④近隣自治体と協調し、ごみ処理施設の有効利用について協議・検討していく。

(3) 地球環境

- ①地球環境に配慮し、日常生活における環境への負荷を低減するため、省エネ行動や住宅の省エネ化の普及を図り、二酸化炭素排出の少ないライフスタイルを促進する。
- ②エコドライブなど環境に配慮した自動車利用を啓発する。
- ③エネルギー利用に起因した二酸化炭素排出を削減するため、自然エネルギーの利用や木質バイオマス等環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。

5 . 都市景観形成の方針

(1) 自然景観

- ①本都市計画区域では、カルデラ盆地の中央に市街地が形成されており、周囲の山々の美しい自然的景観と調和した良好な街並み景観の創出を図る。
- ②川内川沿川は、良好な水辺空間を形成しており、その保全を図る。
- ③都市計画区域内の農地は、都市で生活する人々に安らぎを与える田園景観を構成する重要な要素であることから、無秩序な開発を抑制し、土地利用計画等に基づいて積極的に保全する。

(2) 都市景観

- ①主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や都市計画道路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。
- ②自然エネルギー利用を推進する施設の建設にあたっては、観光資源となっている自然景観ならびに周辺の都市景観に配慮する。

(3) 歴史的景観

- ①市内に点在する古墳や田の神さあを保全し、地域景観の保全を図る。

(4) 市民・事業所との連携の強化

- ①本市が有する景観資源の魅力を周知・啓発し、景観の保全と形成に向けた市民意識の高揚を図る。
- ②良好な景観整備を市民と協働により計画的・総合的に推進するため、景観形成に関する方針や基準などを定めた景観計画の策定を行う。

6 . 市街地整備の方針

(1) コンパクトなまちづくりに対応した市街地整備の方針

- ①これまでの市街地整備は、東部地域、中部地域、西部地域の3地区を核に市街地の拡大を目的とした施策を展開させてきたが、これまでの施策を転換し、既成市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。

(2) その他の市街地整備の方針

- ①住宅政策等と連携した住みよい環境の形成に取り組むとともに、交流人口の増加を目的とした街並みの整備や交通アクセスの向上、商業政策との連携を図る。
- ②新たな商業開発や公益施設の立地は、拠点となる市街地へ誘導する。
- ③既成市街地周辺地区については、その利便性を活かしながら、良好な居住環境を有した住宅地形成に努める。
- ④市街地内農地などの低・未利用地と住宅などの混在や、都市施設整備が不十分であるなどの状況がみられる地区については、住民との合意形成を図り、居住環境の改善に努める。
- ⑤高齢者の健康づくりや趣味活動等の交流施設整備により、高齢者の自立・社会参加を促進し、生きがいを持ちながら住みなれた地域で安心して生活できる環境整備を図る。
- ⑥魅力ある街並みを形成するためには、計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、建築協定や地区計画など面的な都市づくりのルール化の検討を行う。
- ⑦市街地整備の計画にあたっては、緑化推進等、環境負荷の低減策を検討する。
- ⑧市街地整備を行う際には、透水性舗装などによる流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を検討する。

7. 災害に強いまちづくりの方針

(1) 自然災害防止対策

- ①雨水流出量の増大や局所的豪雨などにより、浸水被害の可能性が高い地域については、河川の治水安全度の向上と併せて、総合的な浸水対策として、都市計画法以外の関係法令との調整・連携を図りながら土地利用の制限について対応を検討する。
- ②農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水を軽減する機能を有していることから、農地を適正に管理していくことは安全・安心な暮らしを確保することに繋がるため、防災の観点からも農地を支える集落の維持・活性化に努める。

(2) 都市災害防止対策

- ①災害時において物資の輸送や消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するため、道路ネットワークの構築に努める。
- ②災害時に避難場所として重要な学校施設を始めとした公共施設の耐震化や浸水対策等を検討し、災害に強いまちづくりを推進する。
- ③事業者と連携してライフライン施設の耐震化や浸水対策等を進め、災害時の機能確保を図る。

(3) 安全対策の強化

- ①平時より広報紙等を活用した啓発を行い、市民の防災意識の高揚を図る。
- ②自主防災組織の育成及び活動への支援を行い、災害時に地域住民が互いに協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進める。
- ③防災行政無線放送施設を活用し、緊急災害等の情報や防災に関する情報を正確に市民に伝達できるよう、情報伝達体制の充実を推進していく。
- ④大雨や暴風、地震、火山噴火、家畜伝染病などによる災害発生時に的確で迅速な初期活動が行えるよう、資材の備蓄や機材の整備をはじめ、避難所や避難路・災害対策道路の整備、初動体制の整備・強化などの事前対策を推進する。また、応急対策終了後における被災者等への救援、被災地の復旧・復興などの事後対策についても円滑に実施できるよう努める。

第4部 地域別構想

【 目 次 】

第1章 地域の区分	
1. 地域の区分	141
第2章 東部地域（飯野・上江地区）の地域別構想	
1. 地域の位置づけ	143
2. 現況及び課題	143
3. まちづくりの目標	145
4. まちづくりの方針	147
第3章 中部地域（加久藤地区）の地域別構想	
1. 地域の位置づけ	151
2. 現況及び課題	151
3. まちづくりの目標	153
4. まちづくりの方針	155
第4章 西部地域（真幸地区）の地域別構想	
1. 地域の位置づけ	159
2. 現況及び課題	159
3. まちづくりの目標	161
4. まちづくりの方針	163

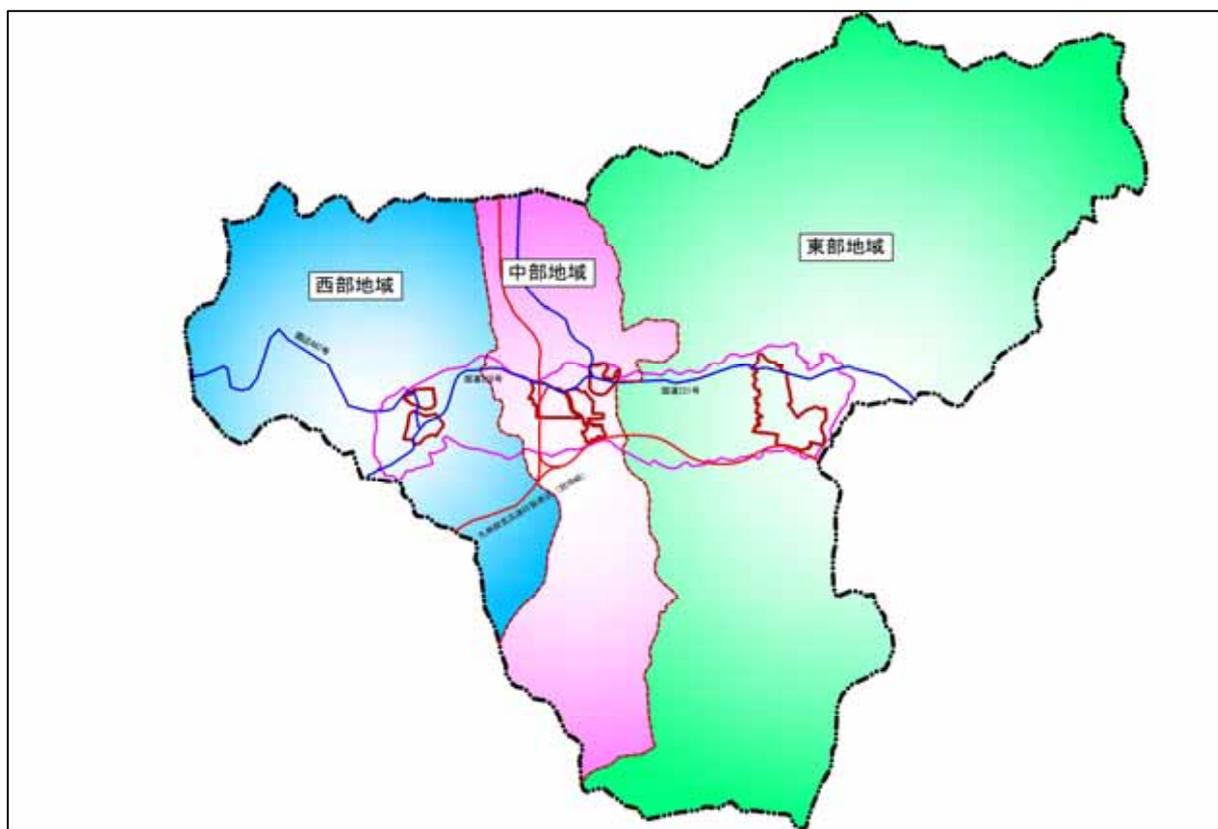
第1章 地域の区分

1. 地域の区分

地域別構想は、地域毎にまちづくりの目標や方針を分かりやすく示すだけでなく、地域住民がまちづくりに参加しやすく、愛着を持ちやすい地域単位を設定することで、より具体性のある計画にする必要がある。

そこで、拠点を中心とした地域づくり、土地利用特性、公共交通を中心としたネットワーク形成、日常生活の範囲等を考慮し、適切なまとまりある範囲として、以下の地域に区分した上で、地域毎に地域別構想を策定する。

区域区分図



第2章 東部地域の地域別構想

1. 地域の位置づけ

国道 221 号沿道は、住商混在型の土地利用がなされている。また、医療・福祉施設が他の地域より集中しているとともに、飯野小・中・高校が立地している。中原田地区周辺は大半が農地であり未利用地が多い。えびの飯野駅を中心として商工業系の土地利用が展開されている。

2. 現況及び課題

(1) 土地利用

- ①国道 221 号沿道に商業地域・近隣商業地域があり、周辺に住居系の用途地域を指定している。住居系用途内には飯野小・中・高校が立地しており、東部地域は文教ゾーンのな位置づけがある。また、西部地域及び中部地域より、医療・福祉施設が集中している。
- ②町地区周辺の近隣商業・商業地域については、沿道サービス型となっており、飲食店・自動車修理工場等が建ち並んでいる。なお、商業地域内に限っては、店舗・併用住宅の集積が見られる。
- ③えびの飯野駅前に商業系用途、南原田地区周辺に工業系用途、その周辺に住居系用途となっている。えびの飯野駅前は、地域内の買い回りを中心とした商業地として位置づけられており、駅前通線及び飯野駅前南通線沿いは商業施設の集積がみられるが、他は併用店舗が散在しており、集積度はかなり低い状況である。
- ④農地に関しては、中・小規模残存農地が各所に点在し、中原田・南原田周辺に大規模残存農地がある。今後は、市街化を促進する必要があるが、秩序ある開発が望まれる。
- ⑤町・(飯)麓地区周辺は、住居系及び商業系の土地利用と調整を図りつつ、医療・福祉ゾーンとしての環境整備に努める必要がある。
- ⑥えびの飯野駅周辺は、駅前商店街の活性化を図り、工業地域の住工の混在を防止し周辺地域との整合を図る必要がある。

<整備課題>

- ・地区に広がる残存農地の市街化の促進
- ・医療福祉地区としての環境整備
- ・大規模残存農地の整備方針
- ・住宅団地として利用されている工業地域の住居系への変更
- ・工業地域の住工混在の防止
- ・駅前商店街の活性化

(2) 都市施設

- ①都市計画道路に関しては、17路線中、5路線が整備済、2路線が未整備である。
- ②商業地を含む町地区周辺については、都市計画道路の整備率は高いが、文教ゾーン及び工業と住宅地が一体化した地区については、都市計画道路の整備率が低い。
- ③中原田地区周辺の大規模残存農地が存在する未整備の都市計画道路については、土地利用の方針と整合した都市施設の整備方針を明確にする必要がある。
- ④駅前商業地及び神社原周辺については、都市計画道路の整備率が高い。
- ⑤文教ゾーンとして良好な教育環境の保全を図るために都市計画道路の整備を促進し通学路等の安全を確保する他、地区内の緑化を図り、良好な居住環境を形成する必要がある。また、周辺には工業地域があるため、今後は、周辺住居地域への公害対策を考慮しながら都市施設の整備を推進していく必要がある。
- ⑥中原田地区周辺は、既存集落の形態を活かした生活環境整備を図っていく必要がある。
- ⑦えびの飯野駅南側に球技場と公園施設等が整備された神社原公園があり、周辺の身近な緑の拠点として活用していく必要がある。
- ⑧八幡丘公園は観光地として賑わいをみせており、地域の活性化に活用が望まれる。

<整備課題>

- ・計画的な都市計画道路の整備
- ・土地利用の方針と整合した都市計画道路の整備
- ・集落環境の保全
- ・公害対策を考慮した工業の振興
- ・八幡丘公園の活用

3. まちづくりの目標

(1) 地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 良好な住環境と都市機能が調和したまち

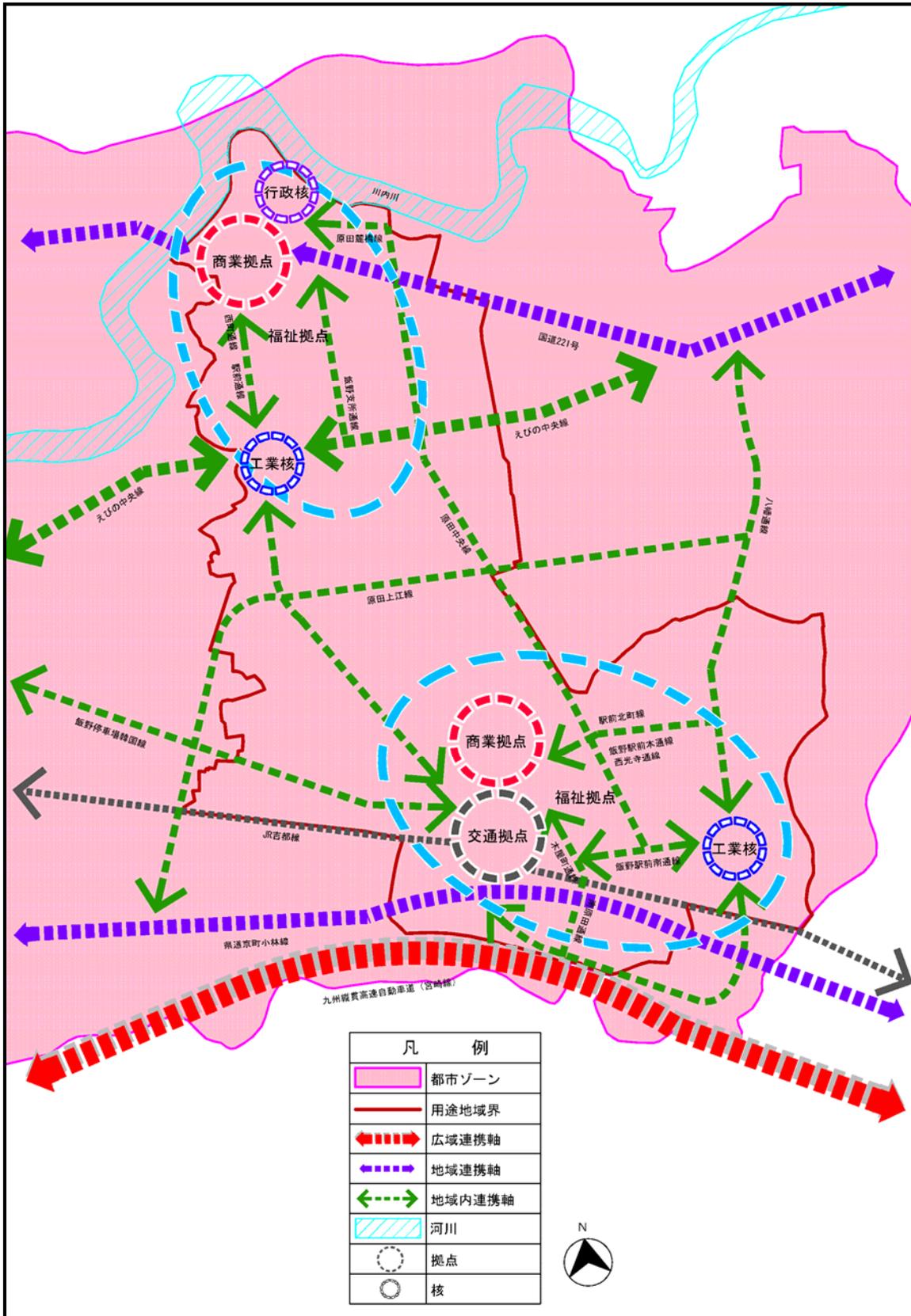
国道 221 号沿線とえびの飯野駅周辺の商店街への商業・業務施設の集積を図り、医療施設や福祉施設、教育施設が充実している良好な生活環境を形成し、地場産業の一大拠点地として、産業と一体化した住商工のバランスのとれた地域の創造を目指す。

(2) 地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

- 医療施設や福祉施設等の生活拠点として施設が充実していることから住環境の向上を図る。
- 国道 221 号、県道京町小林線、えびの中央線を東西の軸として、県道えびの飯野停車場線、県道原田杉水流線を南北の軸として円滑なアクセスを図る。
- 川内川一帯に広がる良好な水田地帯や中山間部に広がる畑地を保全し、住環境と営農活動の調和を図る。

東部地域の地域づくりコンセプト図



4. まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ①えびの飯野駅前周辺と国道 221 号沿いは、商業施設や業務施設、医療福祉施設の集積を図り、商業拠点として魅力ある商業地を形成する。
- ②南原田地区周辺には木材加工業等を中心に、中原田地区周辺には軽工業等を主体とした地場産業を集積し、活気ある工業地を形成する。
- ③飯野高校周辺は、教育環境の保全や医療福祉施設の充実を図り、良好な中高層住宅地を形成する。
- ④中原田・上原田地区周辺の残存農地を主体とした区域は、自然環境豊かな低層住宅地とする。
- ⑤上記以外の地区は、商業施設や業務施設、医療福祉施設、教育施設が近接する一般住宅地として計画し、幹線道路沿いにおいては、沿道利用が可能な住宅地とする。
- ⑥その他の農業地、森林、自然環境保全地などについては、積極的な保全を図る。

(2) 都市施設の整備方針

- ①都市計画道路については、計画決定時と現在においては、必要性や位置づけに変化が生じている可能性があり、総合的な見直しを進めるとともに、都市計画道路の計画的な整備を推進する。
- ②交通安全上や防災上課題となる幅員 4m未滿の生活道路については、計画的に整備を推進する。
- ③公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。
- ④都市計画公園である神社原公園の維持保全に努める。
- ⑤霧島錦江湾国立公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努め、国や県と連携しながら有効活用に努める。
- ⑥観光地として賑わいをみせている八幡丘公園については維持保全に努め、まちづくりへの活用を推進する。
- ⑦河川については、周辺の土地利用に配慮しながら、治水・利水・環境の観点を念頭に置いた河川整備に努める。
- ⑧生活雑排水等の河川への流入を防止するため、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進する。
- ⑨老朽化した市営住宅団地等については、「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的なストックマネジメントを行ない、子育て世代や高齢者など多様な世代などに配慮した居住環境の整備を推進する。
- ⑩定住促進を図るため、新たに住宅を新築、購入した方に対する支援を推進する。

(3) 自然環境保全の方針

- ①霧島錦江湾国立公園の自然環境や生態系を保全する活動を継続し、市民とともに、良好で豊かな自然環境を後世に引き継ぐ。
- ②川内川の豊かな水辺空間など、都市計画区域内外の良好な自然環境を保全する。
- ③森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。
- ④河川美化や森林保護等の環境保全活動を推進し、自然環境の保全に関する周知啓発する。
- ⑤史跡や境内の樹木は積極的な保全を図る。

(4) 都市環境形成の方針

- ①合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。
- ②市民や事業者と一体となった4Rの取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。
- ③地球環境に配慮し、省エネ行動や省エネ化の普及、並びに、環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。

(5) 都市景観形成の方針

- ①周囲の美しい山なみや川内川の水辺空間など、優れた自然景観を保全する。
- ②地域内に広がる良好な田園については、美しい田園景観として保全する。
- ③本地域における歴史的資源等については、その景観の保全に努めるとともに、周辺地域との調和した景観形成に努める。

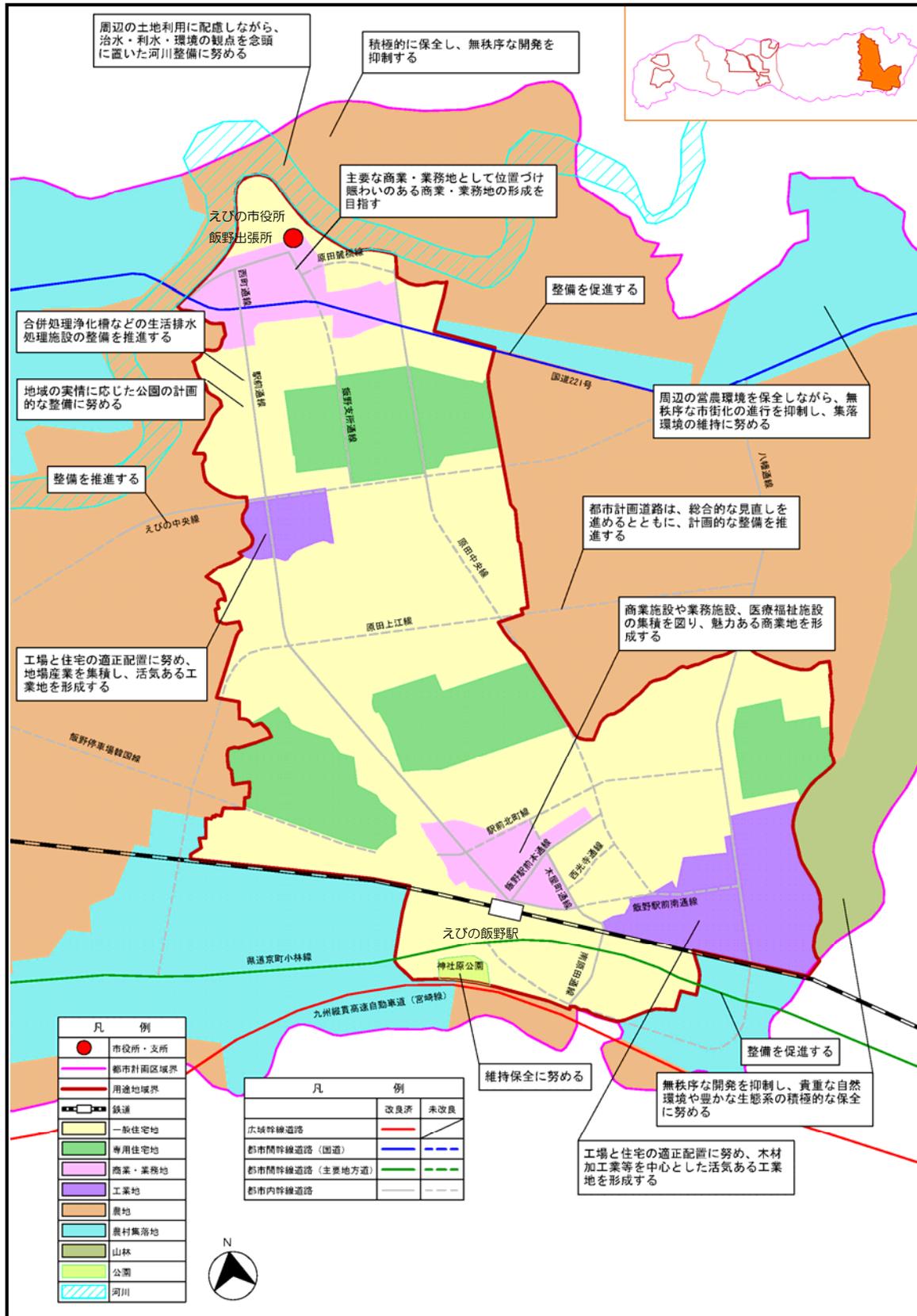
(6) 市街地整備の方針

- ①既存市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。
- ②医療施設や福祉施設、教育施設が集中している地区については、その利便性を活かしながら、良好な居住環境を有した市街地の形成に努める。
- ③新たな商業開発や公益施設の立地は、商業拠点となるえびの飯野駅前周辺と国道 221 号沿いの市街地へ誘導する。
- ④工業地については、住工混在の防止を推進するため、地区計画等の検討を行う。
- ⑤市街地内農地などの低・未利用地については、住民との合意形成を図り、居住環境の改善に努める。

(7) 災害に強いまちづくりの方針

- ①川内川や地域内の中小河川の改修等による治水対策の推進を図る。
- ②土砂災害危険個所の災害防止対策強化に努める。
- ③災害時に必要となる道路ネットワークの構築、ライフラインの耐震化や浸水対策などをすすめる。
- ④広報活動による啓発や自主防災組織の育成などを推進し、市民の防災意識を高める。
- ⑤安全で安定した上水道の供給を行うため、老朽化した管路の地震等の災害に強い耐震管への更新に努める。

東部地域の地域づくり方針図



第3章 中部地域の地域別構想

1. 地域の位置づけ

地区内に川内川が流れており、えびの駅を中心として商業地が広がった地区と国道221号松原交差点を中心に工業地と住宅地が広がった地区がある。

九州縦貫自動車道のえびのインターチェンジを中心として周辺に工業系の土地利用を展開している。高速道路の全線開通に伴い更に工業・流通業務系への変更が予想される地区である。

また、中部地域は、市役所などの行政機能が集中している地区でもある。

2. 現況及び課題

(1) 土地利用

- ①本地区は都市計画道路加久藤駅前通線沿いに商業系、周辺に住居系用地がある。国道221号沿いの一部に工業地域があり、他は既存集落を含んだ住居系用地がある。栗下・永山地区南側は住居系用地のみで残存農地が多く残っている。
- ②永山自治公民館周辺の既存集落が戸建て住宅地を形成し、市営住宅及び県営住宅が立地する区域が良好な中高層住宅地を形成している。
- ③農地に関しては、中小規模残存農地が各所に点在し、部分的には、公共施設が不足し、宅地化を阻害している状況である。また、永山地区の長江川沿いと国道沿いには大規模残存農地が広がっており、集落南側にも農地が残っている。
- ④商業系用地は商業施設の集積が低いため、今後土地の有効利用を図る必要がある。
- ⑤用途地域外ではあるが、県道木場吉松えびの線沿いは現在工場等の立地が進み市街化が進行しているため、土地利用の誘導が必要な地区である。
- ⑥九州縦貫高速自動車道のえびのインターチェンジ周辺は、工業系用地として位置付けられているが、工業施設の集積度が低く、今後土地の有効利用を図る必要がある。また、東九州自動車道の開通に伴い、九州全域が高速道路により繋がることから、今後インター周辺を中心とした区域は、九州への交通網の拠点として流通サービス系産業の発展が見込まれる。
- ⑦さらに、えびのインターチェンジ周辺には、近年、道の駅えびのが整備され、えびの市の農産物の発信地となっており、市内外の観光客で賑わっている。

<整備課題>

- ・居住環境の保全と住居系用途の残存農地の市街化促進
- ・商業地域の土地利用の活性化
- ・国道221号沿いの工業用地の利用促進及び誘導
- ・インター周辺未整備農地の工業系用地としての整備
- ・道の駅えびのの観光振興への活用

(2) 都市施設

- ①都市計画道路に関しては、9路線中、5路線が整備済、2路線が未整備である。
- ②中島・栗下地区については、都市計画道路の整備率が高いため、生活道路網の整備が望まれる。
- ③永山・灰塚地区については、都市計画道路永山灰塚線が未整備であり、周辺、土地利用と整合した整備が望まれる。
- ④川内川と長江川の合流地点に、永山運動公園が整備されており、サッカー場、ゲートボール場、テニスコート場などがあり、市内外の人々に利用されており、さらなる活用が望まれる。
- ⑤用途地域外ではあるが、国道沿いのえびの市文化集合施設（文化センター・図書館・歴史民俗資料館）等の利用により市民文化水準の向上に努める。

- 〈整備課題〉
- ・永山・灰塚地区の計画的な都市計画道路の整備
 - ・中島・栗下地区は生活道路の整備
 - ・永山運動公園のまちづくりとしての活用

3. まちづくりの目標

(1) 地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 行政・公共機能が集約された活気のあるまち

えびの市の核として市役所を中心とした行政機関及び商業施設の集積度を高め都市機能の充実を図り中心地域の質的向上をめざす。一方コミュニティ施設の充実を図り文化水準の向上をめざす。

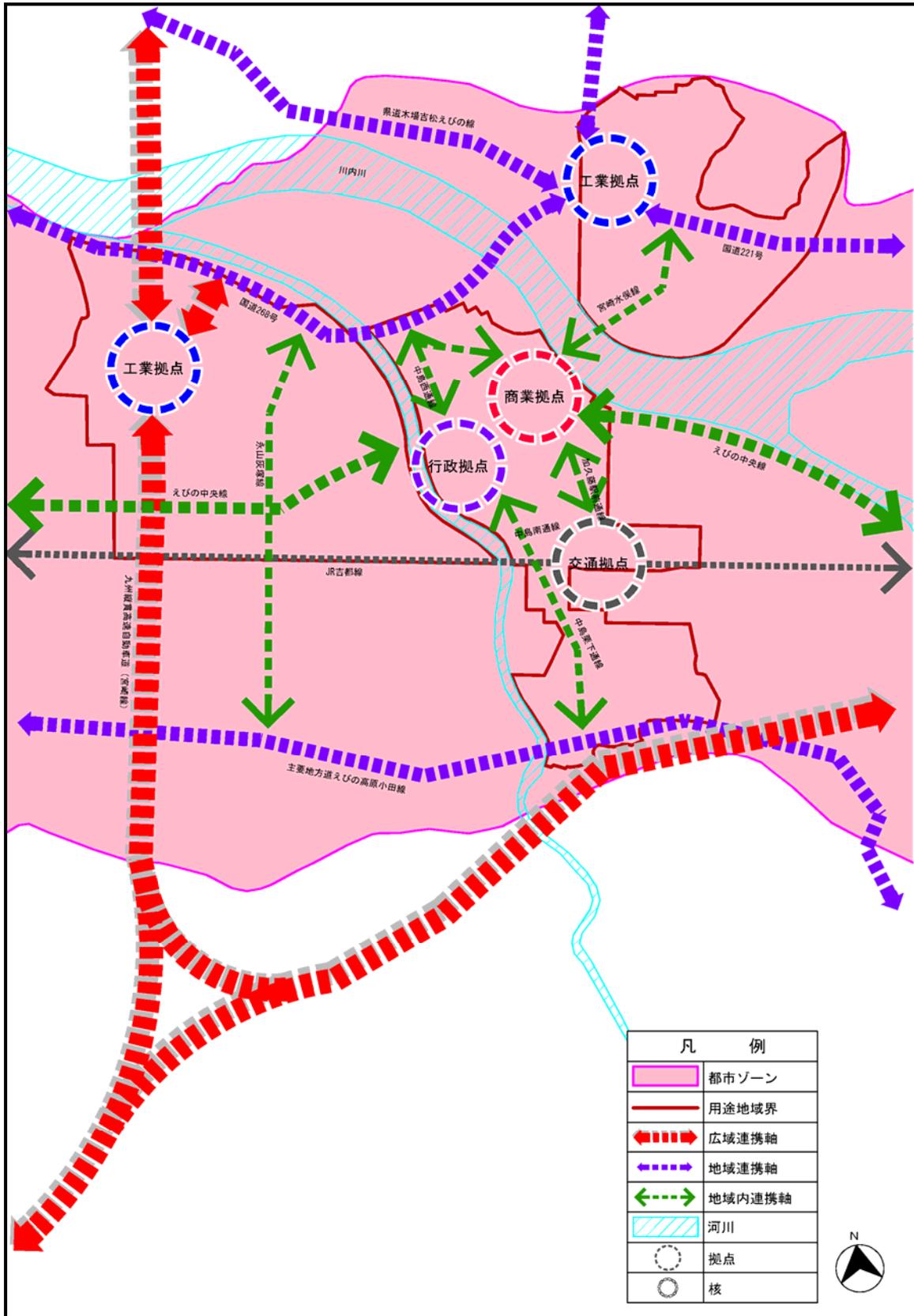
九州を一周する高速道路網の全線開通に伴い、高速・広域自動車交通網の積極的な活用を図るため、用途地域内農地の基盤整備を優先的に推進し、流通業務系用地として土地利用を図る。

(2) 地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

- えびのインターチェンジ周辺の土地利用を推進し、えびの市発展への質的向上を目指す。
- 3地域の均等ある発展を目指してきたが、地域特性を生かした中心市街地としての発展が出来なかったことを課題として、行政機関や商工業施設等の都市機能充実を図る。
- えびの市の顔、道の駅えびのを活用した回遊・滞在型観光の振興を図る。
- 東部地域・西部地域を結ぶ中心拠点としての道路や公共空間の機能充実を図る。

中部地域の地域づくりコンセプト図



4. まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ①中島地区は、行政施設を中心とした公共サービスを中心地区であり、本市の核と位置付ける。
- ②湯田・永山地区は、えびのインターチェンジを中心とした産業拠点の形成を図るため、流通業務地としての基盤整備を優先的に推進する必要がある。
- ③また、都市計画区域外を含めた、えびのインターチェンジ周辺においては、農業などと調和を図りながら、その立地特性を活かした良好な工業・流通業務集積地の形成に向け、計画的な土地利用を誘導する。
- ④永山地区に立地する道の駅えびのを中心に、関係機関と連携し、優良特産品の開発と普及を図り、特産品の販路拡大及びブランドの確立を図るため、市内外に向けたPR活動を推進する。
- ⑤国道221号沿いの工業地は、住宅地と隣接しているため、住工混在の防止を図り、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努める。
- ⑥加久藤駅前通線沿いを含む中島地区を商業系用途として計画し、土地利用の増進を図り、地域住民の身近な生活利便を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持に努める。
- ⑦上記以外の地区は、「一般住宅地」とし、その内、市役所周辺、商業地外縁部及び国道沿線は、大規模施設の立地を許容する住宅地とする。
- ⑧その他の農業地、森林、自然環境保全地などについては、積極的な保全を図る。

(2) 都市施設の整備方針

- ①道路網の骨格を形成する主要地方道、県道の整備を促進する。
- ②都市計画道路については、計画決定時と現在においては、必要性や位置づけに変化が生じている可能性があり、総合的な見直しを進め、都市計画道路の計画的な整備を推進する。
- ③交通安全上や防災上課題となる幅員4m未満の生活道路については、計画的に整備を推進する。
- ④公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。
- ⑤川内川と長江川の合流地点に位置する永山運動公園は、都市公園や運動公園、市内企業所有地の公園と連携し、スポーツ観光等のイベントを官民一体となって推進する。
- ⑥川内川、池島川、長江川等の河川については、周辺の土地利用に配慮しながら、治水・利水・環境の観点を念頭に置いた河川整備に努める。
- ⑦生活雑排水等の河川への流入を防止するため、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進する。

- ⑧老朽化した市営住宅団地等については、「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的なストックマネジメントを行ない、子育て世代や高齢者など多様な世代などに配慮した居住環境の整備を推進する。
- ⑨定住促進を図るため、新たに住宅を新築、購入した方に対しての支援を推進する。

(3) 自然環境保全の方針

- ①川内川、池島川、長江川等の豊かな水辺空間など、都市計画区域内外の良好な自然環境を保全する。
- ②森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。
- ③河川美化や森林保護等の環境保全活動を推進し、自然環境の保全に関する周知啓発する。
- ④史跡や境内の樹木は積極的な保全を図る。

(4) 都市環境形成の方針

- ①合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。
- ②市民や事業者と一体となった4Rの取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。
- ③地球環境に配慮し、省エネ行動や省エネ化の普及、並びに、環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。

(5) 都市景観形成の方針

- ①周囲の美しい山並みや川内川の水辺空間など、優れた自然景観を保全する。
- ②地域内に広がる良好な田園については、美しい田園景観として保全する。
- ③主要な観光拠点を結ぶ幹線道路（主要地方道えびの高原小田線、京町小林線、小林えびの高原牧園線）や都市計画道路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。
- ④本地域における歴史的資源等については、その景観の保全に努めるとともに、周辺地域との調和した景観形成に努める。

(6) 市街地整備の方針

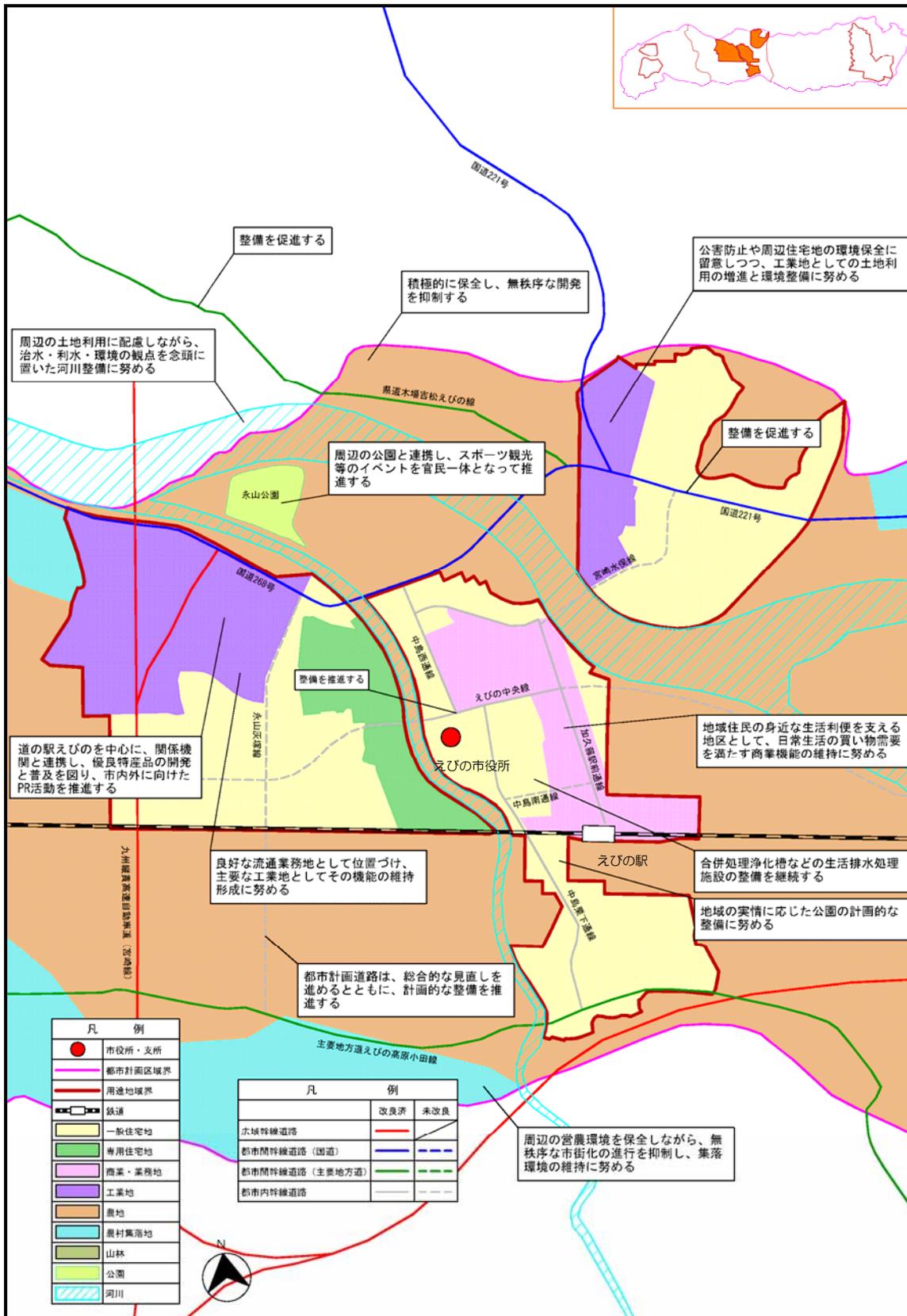
- ①既存市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。
- ②えびのインターチェンジ周辺においては、農業などと調和を図りつつ、立地を活かした良好な工業・流通業務用地へと土地利用を誘導する。
- ③道の駅えびのは、優良特産品の市内外に向けたPR拠点であるとともに、市域の自然景観や歴史、文化、温泉、市内観光資源を有機的に結びつける施設として観光交流拠点としての役割を担う。
- ④国道221号沿いの工業地は、住宅地と隣接しているため、工業地については、住工混在の防止を推進するため、地区計画等の検討を行う。

- ⑤市街地内農地などの低・未利用地については、住民との合意形成を図り、居住環境の改善に努める。
- ⑥中部地域内には総合文化施設（図書館・歴史民俗資料館・文化センター）があり、市民の文化水準の向上の場となっており、文化・レクリエーションゾーンの機能を有効に活用したまちづくりを推進する。

（ 7 ） 災害に強いまちづくりの方針

- ①川内川や池島川、長江川等の地域内の中小河川の改修等による治水対策の推進を図る。
- ②土砂災害危険個所の災害防止対策強化に努める。
- ③災害時に必要となる道路ネットワークの構築、ライフラインの耐震化や浸水対策などをすすめる。
- ④広報活動による啓発や自主防災組織の育成などを推進し、市民の防災意識を高める。
- ⑤安全で安定した上水道の供給を行うため、老朽化した管路の地震等の災害に強い耐震管への更新に努める。

中部地域の地域づくり方針図



第4章 西部地域の地域別構想

1. 地域の位置づけ

京町温泉駅を中心に観光産業を主体とした地区と川内川以北の住宅地を中心に農地が広がる地区から形成され、えびの市の観光拠点として位置づけられている。

また、観光産業を主体とした京町地区周辺には、国道268号及び国道447号が通過しており、その沿線沿いに商業地が形成されている。

2. 現況及び課題

(1) 土地利用

- ①本地区は、京町温泉駅前周辺及び国道268号沿いに商業地域があり、周辺に住居系の用途、京町温泉駅西側には工業地域が指定されている。また川内川以北の地区も住居系の土地利用となっている。
- ②京町の商業地はえびの市の観光拠点として温泉・宿泊施設等の集積が見られるが、商業店舗の集積度は低い。
- ③京町地区は県内唯一の温泉郷であるが、近年は建物の老朽化、観光客の減少などから温泉郷としての魅力に欠けてきている。今後は“京町温泉郷の魅力の向上”を積極的に推進し、えびの市の観光拠点としてまちづくりを推進していく必要がある。
- ④住居系の土地利用については専用住宅が主である。
- ⑤農地に関しては、水流・東内堅地区周辺に10haを超す大規模残存農地があり、今後、市街化促進が課題である。
- ⑥用途地域外ではあるが、島内地区の国道268号沿いは沿道利用が進行しているため、土地利用計画の整合を図る必要がある。

- <整備課題>
- ・商業地における商業施設の集積
 - ・京町温泉郷の魅力の向上
 - ・水流・東内堅地区周辺の農地の市街化促進
 - ・用途外の島内地区の計画的な沿道利用の誘導

(2) 都市施設

- ①都市計画道路に関しては、5路線中、整備済路線はなく、2路線が未整備である。
- ②水流地区周辺については、都市計画道路が未整備であるため、その整備が望まれる。
- ③京町地区周辺のJR吉都線以北については、えびの中央線及び京町内堅線が一部区間の整備済みである。
- ④主要地方道京町小林線の整備に伴い、京町温泉駅前の整備が望まれる。
- ⑤地域内には真幸小中学校、えびの市真幸出張所等の公共施設が整っている。

- 〈整備課題〉
- 水流地区周辺の生活道路の充実
 - 主要地方道京町小林線の整備
 - 京町温泉駅周辺の温泉郷としての魅力の向上

3. まちづくりの目標

(1) 地域づくりの将来目標

地域づくりの将来目標を以下のように定める。

将来目標 観光・交流ふれあいの輪が広がる魅力あるまち

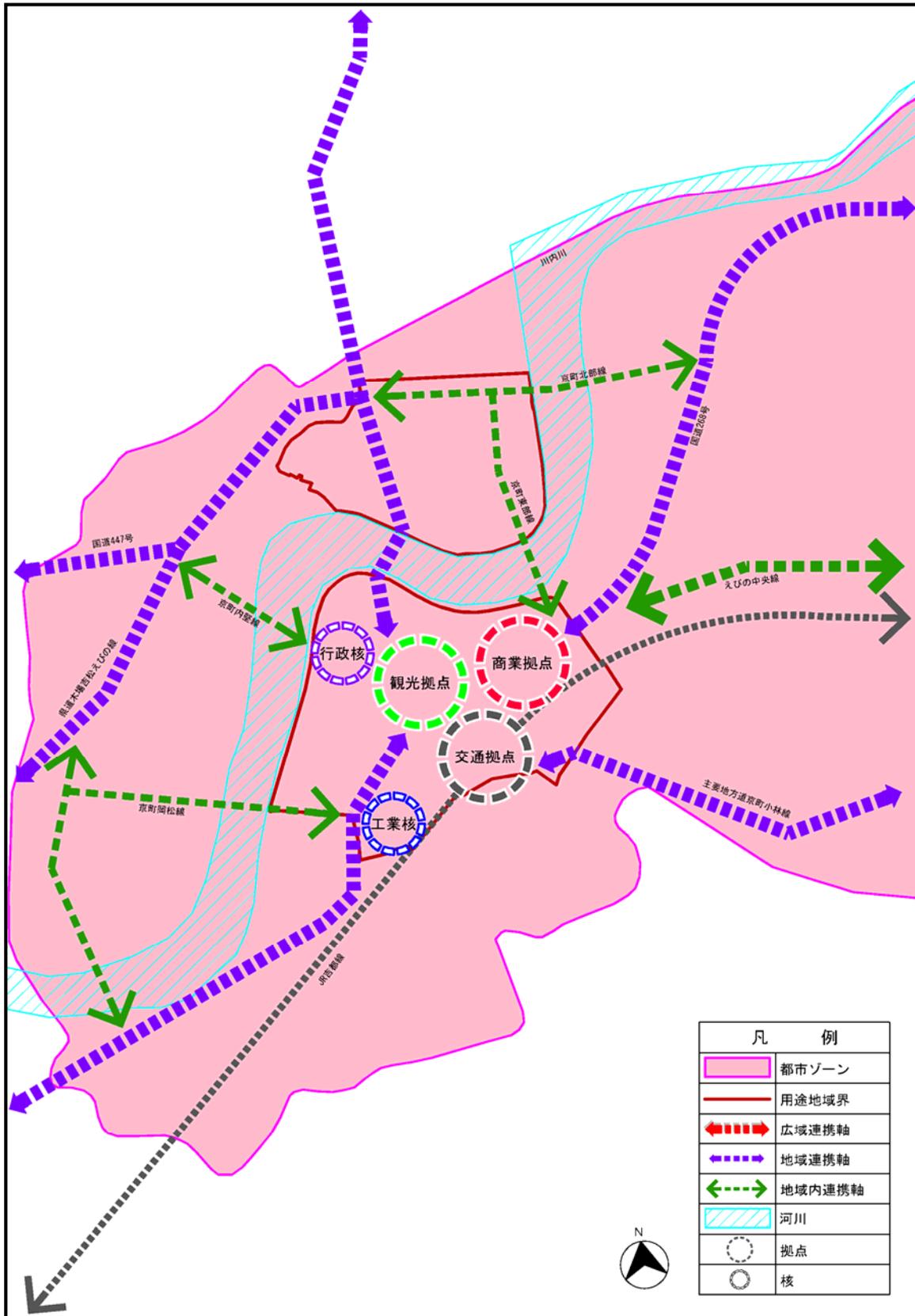
西部地域の特性を生かした地域づくりをめざす。観光地“京町温泉郷”の活性化を促進し、魅力に満ちた滞在型の観光とリゾートの創造をめざす。

(2) 地域づくりのコンセプト

以下に地域づくりのコンセプトを示す。

- 本市の商業及び生活・観光交流拠点づくりを図る。
- 県境、西の玄関口として市民と来訪者が交流できる拠点地区として整備する。
- 「京町温泉郷」を「人のふれあいと交流」の場として、「田園観光都市えびの」の観光形成軸を西部地域とし、中部地域と東部地域とのネットワーク化を図る。

西部地域の地域づくりコンセプト図



4. まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- ①京町温泉駅前周辺と国道 268 号沿線の商業施設及び観光宿泊施設の集中する区域は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指す。
- ②京町温泉駅西側は現在の用途指定の工業地域を継続するが、立地施設については京町温泉郷に配慮した施設を誘導する。
- ③住居系用地は、水流地区周辺の低層住宅地、県営京町団地周辺を中高層住宅地とし、その他の地区を一般住宅地とする。一般住宅地の内、えびの市役所真幸出張所周辺及び国道沿いは、大規模施設の立地を許容する住宅地とする。
- ④島内地区の国道沿いは、近年沿道利用の進展が急であり、今後何らかの規制誘導が必要な区域であり、誘導方策の検討を進める。

(2) 都市施設の整備方針

- ①道路網の骨格を形成する国道 268 号及び国道 447 号、主要地方道京町小林線、県道の整備を促進する。
- ②主要地方道京町小林線については、京町温泉郷へのアクセスの利便性を高めるため、京町内堅線に接続させ、地元のまちづくりとの連携を図りながら整備を促進する。
- ③京町温泉駅前、主要地方道京町小林線の整備に伴い、地元のまちづくりとの連携を図りながら、えびの市の観光拠点として交流広場や交流施設の整備を推進する。
- ④都市計画道路京町北部線・京町岡松線及び京町東部線については、計画決定時と現在においては必要性や位置づけに変化が生じており、今後、都市計画道路の見直しを前提に地元関係者との協議を進める。
- ⑤交通安全上や防災上課題となる幅員 4m未滿の生活道路については、計画的に整備を推進する。
- ⑥公園・緑地は市街地内の貴重なオープンスペースであることから、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な整備に努める。
- ⑦矢岳高原県立自然公園については、開発と自然保護の調和を図るとともに、景勝地の良好な保全に努め、県と連携しながら有効活用に努める。
- ⑧川内川等の河川については、周辺の土地利用に配慮しながら、治水・利水・環境の観点を中心に置いた河川整備に努める。
- ⑨生活雑排水等の河川への流入を防止するため、合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進する。
- ⑩老朽化した市営住宅団地等については、「えびの市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的なストックマネジメントを行ない、子育て世代や高齢者など多様な世代などに配慮した居住環境の整備を推進する。
- ⑪定住促進を図るため、新たに住宅を新築、購入した方に対する支援を推進する。

(3) 自然環境保全の方針

- ① 矢岳高原県立自然公園の自然環境や生態系を保全する活動を継続し、市民とともに、良好で豊かな自然環境を後世に引き継ぐ。
- ② 川内川等の豊かな水辺空間など、都市計画区域内外の良好な自然環境を保全する。
- ③ 森林等は、環境保全上重要な役割を果たす緑地等として、積極的に保全する。
- ④ 河川美化や森林保護等の環境保全活動を推進し、自然環境の保全に関する周知啓発する。
- ⑤ 史跡や境内の樹木は積極的な保全を図る。

(4) 都市環境形成の方針

- ① 合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を推進し、生活雑排水等の河川への流入を防止し、河川の豊かな自然環境を保全する。
- ② 市民や事業者と一体となった4Rの取り組みを継続し、循環型社会の形成を図る。
- ③ 地球環境に配慮し、省エネ行動や省エネ化の普及、並びに、環境にやさしいエネルギーの利用を促進する。

(5) 都市景観形成の方針

- ① 京町温泉郷で地元が進めているまちづくりと連携を図り、公共空間や民有地空間において景観整備について検討を行い、温泉街にふさわしい景観形成を進める。
- ② 矢岳高原県立自然公園周辺の景観や周囲の美しい山並み、川内川の水辺空間など、優れた自然景観を保全する。
- ③ 地域内に広がる良好な田園については、美しい田園景観として保全する。
- ④ 主要な観光拠点を結ぶ主要地方道京町小林線や都市計画道路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。
- ⑤ 本地域における歴史的資源等については、その景観の保全に努めるとともに、周辺地域との調和した景観形成に努める。

(6) 市街地整備の方針

- ① 既存市街地の再構築に重点を置き、既存の都市施設を活用したコンパクトなまちづくりに対応した市街地整備を推進する。
- ② 県内唯一の温泉郷であり、温泉施設を核とした観光拠点に位置づけ、温泉街のたたずまいや雰囲気等が演出できる街並みを創出するまちづくりを推進する。
- ③ 区域内には教育施設が立地することから、周辺環境との整合を図りつつ教育環境を保全する。
- ④ 京町温泉駅前に計画のある交流施設や交流広場は、京町温泉郷のPR拠点や市内外からの来訪者の交流拠点であるとともに、市域の自然景観や歴史、文化、温泉、市内観光資源を有機的に結びつける施設として観光交流拠点としての役割を担う。また、霧島錦江湾国立公園及び矢岳高原県立自然公園、中部地域の道の駅えびのとのネットワーク化を図り、えびの市全域における観光の振興を推進する。

- ⑤地域に指定されている工業地は、住宅地と隣接しているため、工業地については、住工混在の防止を推進するため、地区計画等の検討を行う。
- ⑥水流・東内堅地区周辺に残る市街地内農地などの低・未利用地については、住民との合意形成を図り、居住環境の改善に努める。

(7) 災害に強いまちづくりの方針

- ①川内川等の地域内の中小河川の改修等による治水対策の推進を図る。
- ②土砂災害危険個所の災害防止対策強化に努める。
- ③災害時に必要となる道路ネットワークの構築、ライフラインの耐震化や浸水対策などをすすめる。
- ④広報活動による啓発や自主防災組織の育成などを推進し、市民の防災意識を高める。
- ⑤安全で安定した上水道の供給を行うため、老朽化した管路の地震等の災害に強い耐震管への更新に努める。

第5部 都市計画マスタープランの 実現に向けて

【 目 次 】

都市計画マスタープランの実現に向けて・・・・・・・・・・167

都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 実現に向けての基本的な考え方

都市計画マスタープランは、上位計画である第5次えびの市総合計画に基づき、関連部門との連携を図りながら、将来都市像の実現に向けて取り組むものとする。また、分野別方針を具体化するためには、市民と行政との協働によるまちづくりを基本とする。

(1) 市民と行政との協働によるまちづくり

都市計画マスタープランの実現に向け、市民と行政がまちづくりの理念や目標、将来都市像を共有し、市民や企業、行政などの各主体が協力しながら、責任と役割を分担する協働によるまちづくりを基本に進める。

このため、行政は都市計画マスタープランや都市計画に関する情報公開を積極的に進め、市民が求める情報の提供に努める。

また、市民参加の形態や機会の多様化を図り、様々な市民のまちづくりへの参画を促進し、市民が主体となったまちづくり活動の積極的な支援を図る。

(2) 都市計画マスタープランの効果的・効率的な運用

都市計画マスタープランに示された分野別方針に基づき、様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情にふさわしい手法を活用するとともに、効果的・効率的なまちづくりの推進に努める。

(3) 都市施設整備や市街地開発事業の推進

将来都市像の実現に向けては、道路や公園等の都市施設の整備の推進が必要になるが、これらの実施にあたっては費用対効果等を踏まえながら、都市整備上重要度の高い事業やニーズの高い事業への重点的な投資に努める。

今後、新たに必要性がでてきた都市施設等については、都市計画の決定により都市計画に位置づける。また、都市計画決定以降、長期未着手となっているものについては、必要性や実現性等を踏まえて都市計画の見直しを行う。

(4) 推進体制の整備

多様化する市民ニーズを反映したまちづくりの推進においては、都市計画マスタープランで示した分野別方針以外の産業振興、福祉、教育等、他分野と連携した取組や、関連する各部門における計画との調整を行う等、庁内組織体制の連携を図る。

また、広域的な事業や、様々な関係機関との協力が必要な事業については、都市計画マスタープランで示す方針をもとに、周辺市町村や国、県、関係機関との連携を図り、円滑なまちづくりを進める。

資料

用語解説

【あ行】

一次避難地	延焼火災などから一時的に身を守る為に避難する場所。地域住民等の集合・待機場所としての位置づけもある。このような目的から、小規模な広場（オープンスペース）が指定されている。避難所のように避難生活をする場所としての位置づけはない。
エコツーリズム	環境観光。地球環境の保護に関心が高まるなかで、旅を通じて、環境保護や自然保護の理解を深めようという考え方。環境の保護と地元の経済発展の両立を目指している。
オープンスペース	公園・緑地・河川・広場・農地など建物によって覆われていない空間、またはその土地。

【か行】

開発許可	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。
買い回り	価格や品質の比較のため、消費者がいくつかの商店を回ること。
買い物難民	従来型の商店街や駅前スーパーなどの店舗が閉店することでその地域の住民が生活用品などの購入に困るといった社会問題、またはその被害を受けた人々を指す言葉。
改良済	計画路線が計画通りに整備されている状態。
核家族	夫婦と未婚の子からなる家族。
可住地	土地から水面、その他の自然地、公共・公益用地、道路用地、交通施設用地、その他の公共公益用地、その他の空地に利用されている土地を控除した土地。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所等の排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する方法。
カルデラ	火山の活動によってできた大きな凹地のこと。
既成市街地	都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在する等により、市街地が形成されている地域のこと。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地について、『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』の規定に基づき、知事が指定した土地のこと。
九州縦貫自動車道	鹿児島線（起点：北九州市、終点：鹿児島市）と宮崎線（起点：北九州市、終点：宮崎市）からなる、国土開発幹線自動車道の路線名。
協働	市民や事業者、行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で共通の目標に向かい、協力・連携すること。

えびの市都市計画マスタープラン 資 料

近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所あたり面積2ヘクタールを標準として配置するもの。
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
景観計画	平成16年6月に施行された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のこと。 『景観行政団体』…都道府県及び指定都市等、また都道府県知事の同意を得た景観行政の実施機能を有する市町村のこと。
景勝地	よい景色、自然のよい風景を見られる場所のこと。
建ぺい率	建築物の建築面積（建築面積とは、建築物の外壁等の水平投影面積のこと）の敷地面積に対する割合のこと。
広域避難地	地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所。一時避難地が危険になった際に、集団で避難する。火災の輻射熱から身体を守る為におよそ10ヘクタール以上が必要だとされている。このような目的から、大規模な広場（オープンスペース）として、大規模公園や団地・大学などが指定されている。よって避難所のように避難生活をする場所としての位置づけはない。
工業統計調査	製造業の民間事業所の活動を把握するために、経済産業省が毎年行う調査。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が5年ごとに行う調査。
コーホート要因法	ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率（死亡率の反対）と出生率（また、必要な場合には移動率も）を適用して将来人口を計算する方法。
コミュニティ施設	自治公民館や地域の集会所等、地域活動の拠点となる施設。

【さ行】

砂防指定区域	土砂の流出による被害を防止するため、砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地や、区域内で行われる一定の行為の禁止や制限する必要がある土地について、『砂防法』に基づき、国土交通大臣が指定した区域。
残存農地	用途地域内の農地のこと。
ジオパーク	地質学的に見て重要な地質遺産を含む一種の自然公園。
地すべり防止区域	地すべり地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして、国土交通大臣が指定した土地のこと。
自然公園	優れた自然の風景の保護と利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するため、自然公園法に基づいて指定される公園。具体的には、国立公園、国定公園、都道府県の条例で指定される都道府県立自然公園がある。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とした法律。

自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。
循環型社会	生産、流通、消費という社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、排出された廃棄物について極力再生利用を推進する社会。
準都市計画区域	都市計画区域外において、無秩序な開発により用途の混在や良好な環境の喪失の恐れがある場合に、土地利用の整序のみを行う目的で定める区域。
上位関連計画	個別の計画の上位に位置し、より大きな視点で基本方針を定めている計画のこと。
商業統計調査	商業の実態を調査するために、経済産業省が3年ごとに行う商業を営む事業所の全数調査。
商業販売額	卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額。
将来フレーム	将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるもの。
人口動態	人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き。
親水空間	河川などの水に親しむ、または、水との親和性がある空間。
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図ることを目的として制定された法律。
ストックマネジメント	農業水利施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称。
生活道路	その地域に生活する人が、住宅などから主要な道路に出るまでに利用する道のこと。
製造品出荷額等	1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくす及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含まない額。

【た行】

第一次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当。
第三次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
耐震	建築物の地震に対する安全性を確保すること。大規模な地震発生時における建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、利用者の安全を確保する。
第二次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、

えびの市都市計画マスタープラン 資料

	採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当。
地域森林計画対象民有林	森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に基づいて国が定める『全国森林計画』に即し、知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする民有林の森林の区域、森林の整備の目標などについて定める計画を『地域森林計画』といい、その計画対象となる民有林をいう。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。
超高齢化社会	総人口に占める65歳以上の老年人口の割合が21%を超えた社会。
低炭素都市づくり	人口がまとまって分布して中心部を形成している都市や、公共交通機関が整備されている都市はCO ₂ 排出量が少ない傾向が見られることなどから、都市をコンパクト化するなど、CO ₂ 排出量などの環境負荷の小さな都市構造。
透水性舗装	表面に降った雨水を地下に浸透させ、地中に還元する機能を持つ舗装。洪水や雨水管への濁流の流入の防止、地下水の涵養、ヒートアイランドの防止といった効果がある。
登録有形文化財	消滅の危機に晒されている近代の建造物等の有形文化財を後世に幅広く継承していくため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護を行う制度。『重要なもの』を厳選し強い規制と手厚い保護を行う従来の文化財指定制度を補完するもの。
道路交通センサス	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国土交通省や関係機関が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、『土地利用』、『都市施設』、及び『市街地開発事業』に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	『一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域』として都道府県が指定する区域。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が都市計画区域単位に定めるもので、都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街地調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針を定めている。
都市計画公園	主に都市計画区域内で主要な公園として都市計画法に基づき定められた公園のこと。なお、都市計画区域外においても必要がある場合は、都市計画公園を定めることが可能である。
都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
都市計画道路	都市計画区域内の国道や県道・市道のうち、主要な道路として、将来、整備が必要な道路の形や幅を都市計画道路としてあらかじめ決めることにより、鉄筋コンクリート造や3階建以上の建物、地下を有する建物などが建てられなくなるなどのルールを定めている。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園。なお、都市公園は

必ずしも都市計画決定された都市計画公園とは限らない。

都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

【な行】

ニーズ	要求。需要。
農業振興地域（農振法）	『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、一体的として農業の振興を図ることが相当と認められる地域で、都道府県知事が指定する地域。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。
農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業生産に利用される土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備基本計画で定められ、農業以外の土地利用は厳しく制限される。

【は行】

パークアンドライド	最終目的地まで自動車で行くのではなく、一旦、駅やバスターミナル等の周辺に整備された駐車場に自動車を駐車（パーク）し、そこから鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換える（ライド）移動方式。都市中心部の道路混雑の緩和と環境負荷の低減、公共交通機関の利用増進に寄与する。
パブリックコメント	行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するもの。
バリアフリー	社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障害者にも使いやすいような状態。
風致地区	都市計画法において、都市の風致を維持するため定める地区。
輻輳	ものが1箇所に集中し混雑している状態のこと。
保安林	水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備等の目的のために、森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事が指定した森林。

【ま行】

緑の基本計画	まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。
--------	---

えびの市都市計画マスタープラン 資 料

木質バイオマス 木材を細かく砕いたものを燃やし、蒸気でタービンをまわして発電する。木材が成長する際に二酸化炭素を吸収するので、燃やして出る二酸化炭素と差し引き、大気中の二酸化炭素を増やさないとされる。

【や行】

ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）。

容積率 建築物の延べ床面積（延べ床面積とは、建築物の各階の床面積の合計のこと）の敷地面積に対する割合のこと。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて 12 種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

ライフスタイル 生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。

ライフライン 水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システムを指す。

流出口 本市に常住し本市以外へ通勤・通学する人口のこと。

流入人口 本市以外に常住し、本市に通勤・通学する人口のこと。

【わ行】

ワーキング 特定の問題の調査や計画の推進のために設けられた部会。

